

高山市地域防災計画

（地震対策編）

令和6年7月

高山市防災会議

高山市地域防災計画地震対策編 目次

第1章 総則

第1節	地域防災計画（地震対策編）の目的、性格、構成等	1
第2節	防災上の責務	2
第3節	防災関係機関等の事務又は業務の大綱	3
第4節	市地域の概要	5
第5節	被害想定	8

第2章 地震災害予防対策

第1項 自発的な防災活動の促進

第1節	防災思想の普及	10
第2節	自主防災組織の育成と強化	13
第3節	ボランティア対策	15

第2項 迅速かつ円滑な地震災害対策への備え（危機管理）

第1節	防災体制の確立	17
第2節	広域応援体制の確立	20
第3節	行政機関の事業継続体制の整備	22
第4節	企業防災の促進	23
第5節	情報通信体制の確立	24
第6節	医療救護体制の整備	26
第7節	緊急輸送網の整備	28
第8節	地震防災訓練の実施	33
第9節	地震予知観測体制の整備	34
第10節	一時集積配分拠点の整備	35

第3項 民生安定のための備え

第1節	避難対策	36
第2節	食料、飲料水、生活必需品の確保	40
第3節	防災資機材の確保	43
第4節	防疫予防対策	44
第5節	要配慮者の安全確保	45
第6節	孤立防止対策	48

第4項 地震に強いまちづくり

第1節	まちな燃化・耐震化	49
第2節	火災防止対策	53
第3節	危険物等の災害予防対策	55
第4節	災害危険区域の防災事業の推進	57

第5節	ライフライン対策	59
-----	----------	----

第3章 地震災害応急対策

第1項 応急体制

第1節	防災活動体制の整備	63
第2節	災害応援要請	71
第3節	地震災害情報の収集・伝達	75
第4節	通信の確保	78

第2項 緊急活動

第1節	避難対策	80
第2節	消防対策	85
第3節	水防対策	88
第4節	警備対策	89
第5節	緊急輸送・交通規制対策	90
第6節	医療救護体制の整備	94
第7節	ライフライン施設の応急対策	96
第8節	公共施設等の応急対策	101

第3項 民生安定活動

第1節	災害広報	103
第2節	災害救助法の適用	106
第3節	被災者救援対策	108
第4節	孤立地域対策	111
第5節	応急教育対策	112
第6節	要配慮者対策	115
第7節	保健衛生対策	118
第8節	ボランティア対策	125
第9節	金融対策	127

第4章 地震災害復旧対策

第1項 復旧計画

第1節	公共施設及び公共事業等の災害復旧	129
-----	------------------	-----

第2項 財政援助等

第1節	被災者の生活確保	132
第2節	被災中小企業の振興	135
第3節	農林漁業関係者への融資	136
第4節	義援金品の募集、受付、配分	137

第5章 東海地震に関する事前対策

第1項 総則

第1節	東海地震に関する事前対策の目的	1 3 9
第2節	東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の 意思決定を行った場合の対応方針	1 4 0
第3節	東海地震に関する事前対策の体系	1 4 1

第2項 地震警戒本部の設置及び職員の動員配置

第1節	地震災害警戒組織	1 4 2
第2節	職員の動員配置	1 4 4

第3項 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対策

第1節	防災関係機関協力体制	1 4 5
第2節	警戒宣言・東海地震予知情報等の伝達	1 4 6
第3節	広報対策	1 4 7
第4節	事前避難対策	1 4 9
第5節	消防・水防対策	1 5 0
第6節	警備対策	1 5 1
第7節	交通対策	1 5 2
第8節	緊急輸送対策	1 5 3
第9節	物資等の確保対策	1 5 4
第10節	保健衛生対策	1 5 5
第11節	生活関連施設対策	1 5 7
第12節	帰宅困難者、滞留旅客に対する措置	1 6 0
第13節	公共施設対策	1 6 1

第4項 大規模な地震に係る防災訓練計画

第5項 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第6章 南海トラフ地震に関する対策

第1項 総則

第1節	南海トラフ地震に関する対策の目的	1 6 6
第2節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務 又は業務の大綱	1 6 6

第2項 災害対策本部等の設置等

第1節	災害対策本部等の設置	1 6 7
第2節	災害対策本部等の組織及び運営	1 6 7
第3節	災害応急対策要員の参集	1 6 7

第3項 地震発生時の応急対策等

第1節	地震発生時の応急対策	168
第2節	資機材、人員等の配備手配	168
第3節	他機関に対する応援要請	169
第4項	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	170
第5項	防災訓練計画	171
第6項	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	172

第1章 総則

第1節 地域防災計画（地震対策編）の目的、性格、構成等

1 目的

この計画は、災害対策基本法の規定により、高山市防災会議が策定する計画であって、高山市、岐阜県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、市の地域における震災にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

2 性格、構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成している「高山市地域防災計画」の「地震対策編」として、東海地震を始め、阪神・淡路大震災の原因ともなった内陸直下型地震をも対象とし、その防災計画を定めるものである。

この計画は、市及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、その実施細目等については、別途関係機関が定める。

なお、この計画中、第5章は東海地震に係る地震防災対策強化地域に警戒宣言が発せられた場合に、近隣市としてとるべき対策及び事前対策について必要な事項を定め、東海地震の予防体制の推進を図ることを目的とする。

3 計画の修正と習熟

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年定期的に検討を行い、必要があると認められる時は、速やかに修正を行うこととする。

又、市の職員及び防災関係機関は、この計画の遂行にあたってそれぞれの責務が十分に果たせるようこの計画の習熟に努め、又市民への周知を図るものとする。

第2節 防災上の責務

1 高山市

高山市は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震から保護するため、岐阜県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び自衛隊その他の公共的団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 岐阜県

岐阜県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び自衛隊その他の公共的団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、高山市が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から地震災害予防体制の整備を図るとともに、地震災害時には災害応急措置を実施する。

又、市その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

6 住民

大地震発生の場合、防災関係機関の活動が遅延することや阻害されることが予想され、地域住民は、「自分達の地域は自分達で守る」という意識の下に、自主防災組織等により積極的に防災活動を行う。

第3節 防災関係機関等の事務又は業務の大綱

防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、次に掲げるもののほか、防災関係機関等は、防災教育、防災訓練、災害応急対策に係る情報の収集及び伝達をその事務又は業務とする。

1 高山市

機関の名称	事務又は業務の大綱
高山市	<ol style="list-style-type: none"> 1 高山市防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災に関する物資及び資材の備蓄並びに整備 4 防災に関する施設及び設備の整備 5 消防、水防その他の応急措置 6 被災者の救護、救助その他保護 7 応急教育及び社会福祉施設入所者の保護 8 清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置 9 施設及び設備の応急復旧 10 被災者の生活確保 11 災害対策要員の動員、雇上 12 災害時における交通、輸送、通信の確保 13 民生の安定及び社会経済活動の早期安定 14 施設及び設備の災害復旧

2 公共的団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
農業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、生活協同組合等の産業経済団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害調査への協力 2 物資、資材等の供給確保及び物価安定についての協力 3 融資希望者のとりまとめ、斡旋等についての協力
赤十字奉仕団、まちづくり協議会、町内会、PTA等の文化厚生社会団体、NPO	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の救助活動の協力 2 避難所の運営・管理の協力 3 義援金品の募集、受付及び配分の協力
社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 2 ボランティア活動の推進
共同募金会	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金品の募集、配分

3 防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
病院等医療施設の管理者	1 医療施設の不燃耐震化 2 災害時における病人等の収容及び保護 3 災害時における被災負傷者の治療及び助産 4 避難施設の整備及び避難訓練の実施 5 水、電気、ガス等必要なライフラインの確保対策
社会福祉施設の管理者	1 社会福祉施設の不燃耐震化 2 被災時の入所者及び要介護者等の入所保護 3 社会福祉施設の応急復旧及び災害復旧
学校法人	1 施設の不燃耐震化 2 応急の教育 3 施設の応急復旧及び災害復旧
金融機関	1 施設及び設備の不燃耐震化 2 業務運営の確保 3 非常金融措置の実施 4 災害復旧資金の融通
危険物、高圧ガス等取扱機関	1 危険物、高圧ガス等の保安 2 LPガス等の供給確保
その他防災上重要な施設の管理者	1 災害予防体制の整備 2 災害時の応急措置 3 災害時における臨時離着陸場の確保及び被災者の救援活動 4 市その他防災関係機関の防災活動についての協力

4 地域住民の自主防災組織

機関の名称	事務又は業務の大綱
自主防災組織	1 自主防災組織の整備 2 防災思想・防災知識の普及 3 防災資機材の整備 4 地震予知情報等の伝達 5 組織的初期消火 6 負傷者等の救出救護 7 組織的避難 8 給食給水活動 9 各種防災訓練への参加 10 その他の相互扶助

第4節 市地域の概要

1 市の位置等

(1) 位置

本市は、岐阜県の北部、飛騨地域の中央に位置し、周囲を飛騨市、下呂市、郡上市、大野郡白川村、長野県、富山県、福井県、石川県に囲まれる広大な市である。本庁所在地は東経137度16分、北緯36度9分、海拔573mに位置している。

(2) 地理・地形

市域の東側は、3,000m級の乗鞍・穂高などの北アルプス連峰がそびえ、西には2,700mの標高を超える加賀の白山を望み、北にも南にも1,500mを超える山々が連なり、森林面積は市域全体の約9割に及ぶ。市域は、東西に約8.1km、南北に5.5kmと東西が長くなっているのに対し、市街地は宮川に沿って南北に長くのびている。

又、高山市を貫く動線は、南北はJR高山本線、国道41号、東西は国道158号であり、さらに、東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道の整備が進んでいる。

一方、市街地を取り囲む地域は、起伏にとんだ山々とその谷間に沿った狭小な平坦地で農林業的土地利用が多く見られる。

(3) 地質

市中心部の地質は、火山性岩石の「濃飛流紋岩」が広大な面積を占めており、中生代の末期に激しい火山活動によって形成された巨大な岩石対をなしている。おもに流紋岩質の堅固な溶結凝灰岩からなり、ほぼ同時期に形成された深成岩の花崗斑岩を密接に伴っている。

市北東部においては、花崗質岩石に広く貫かれたり、火山性岩石に広く覆われている。この地域は、後期白亜紀～古第三期に激しい火山活動によって形成された巨大な火山岩石体が広く分布している。

市西部においては、火山性岩石の「濃飛流紋岩」や深成岩の「花崗斑岩」が広く分布しており、濃飛流紋岩は中生代の末期に激しい火山活動によって形成された巨大な火山岩体であり、おもに流紋岩質の堅固な溶結凝灰岩からなり、火山性岩石や溶岩を多く挟んでいる。

2 高山市の主な断層帯の概要

(1) 高山・大原断層帯〔地震規模 マグニチュード7.6程度〕

高山市から郡上市に及ぶ断層帯（約4.8km）

- ・飛騨、中濃圏域で最大震度7が予想され、震度6弱以上の揺れもこの圏域に集中する。
- ・飛騨圏域で液状化が発生する可能性が高いと予想される。

(2) 阿寺断層帯〔地震規模 マグニチュード7.9程度〕

下呂市から中津川市に及ぶ断層帯（7.0km）

- ・飛騨圏域で最大震度7が予想され、東濃、中濃圏域にかけて震度6弱以上の揺れが予想される。
- ・断層近傍の緩い地盤で液状化が発生する可能性が高いと予想される。

(3) 跡津川断層帯〔地震規模 マグニチュード7.9程度〕

飛騨市から富山県富山市に及ぶ断層帯（6.0km）

- ・飛騨圏域で最大震度7が予想され、中濃圏域と岐阜圏域の一部に震度6弱以上の揺れが予想される。
- ・飛騨圏域で液状化が発生する可能性が高いと予想される。

3 海溝型地震

日本列島付近では、太平洋プレート、フィリピン海プレート及びユーラシアプレート（アジア大陸プレート）の3つのプレートが接続して、それらの境界部が、日本海溝、相模トラフ、南海トラフとなっている。太平洋プレートは、毎年数センチの速さで西に進行し日本列島の下に潜り込んでいる。一方、フィリピン海プレートは北西進して潜り込んでおり、このような海洋地殻の潜り込みにより、ユーラシアプレートの端に歪エネルギーがだんだん蓄積されていく。

この歪力による変形がある極限に達すると、元の状態に戻ろうとする力が急激な破壊を起こす。これが、日本の太平洋近海で発生する巨大地震の原因であり、特に県南部の平野部では、こうした東海沖や南海沖に発生する海溝型地震の影響を受ける。

4 岐阜県北部の地震災害

過去の地震記録によると、岐阜県内では美濃地方を中心に地震被害の発生が多くみられ、飛騨地方においては、被害が発生したと推定される地震は15回、その内、高山市内に被害を与えたと推定される地震は4回（1773・1804・1826・1858年）ある。高山を中心とする地域では、18世紀～20世紀前半にかけて、内陸型の小地震が10～30年の間隔で頻発している。これらの小地震では、高山東方山地での崩壊や落石による被害が記録されている。しかし、本市では、地震による大きな被害や液状化が発生したという記録は殆どみられず、履歴上は比較的地震被害の少ない場所であるといえる。

高山周辺地域での地震被害の特徴をみると、山崩れ、落石、土石流による被害が大きく、家屋も震動よりも山崩れ、落石、土石流によって倒壊する割合が多くなっている。又、土蔵・石垣などの震動的被害も大きい。被害地域は震央付近の断層沿いの狭い地帯に集中している。

高山付近で震央のわかっている1826・1858年の2つの地震は、いずれも宮川支流川上川に沿う断層の付近で発生しており、跡津川断層とそれに並延する北東方向の活断層に関して起こったものと推定されている。

高山市に被害を与えたと推定される地震の履歴

西暦	元号	月日	出典	場所	規模	被害概要
1773	安永2	8	地対	飛騨		飛騨、大八賀山口村山崩れ、土砂降る（高山東北方）
1804	文化1	10.1	地対	飛騨		
1826	文政9	8.28	地対	高山付近	M6.0	川上川沿い断層による。高山の北東部のみ強震による被害。丹生川村で地裂け石垣崩壊する。
1858	安政5	4.9	災市	飛騨	M7	飛越地震：越中街道途絶。 飛騨北部で建物全壊319、半壊385、死者208、傷者45 吉城・大野の2郡では全戸数の5.6%が全半壊し、 全人口の2.4%を失う多大な被害となった。 高山は被害小、跡津川断層の運動（右横ずれ、北側隆起）により引き起こされたと考えられている。

出典：岐阜県地震対策基礎調査報告書、岐阜県災害異誌、高山市史

(1) 内陸型地震

西 暦 (日本暦)	震 源	規 模	主要被災地	被 害 概 要
762. 6. 9 (天智字 6.5.9)	美濃東部	M 7.4	美濃・飛騨 信濃	詳細不明なるも被害があったことは疑いなし。
1586. 1. 18 (天正13.11.29) 飛騨地震	飛騨白川－ 長良川の線 (伊勢?)	M 7.9	飛騨・美濃 尾張	白川谷で山崩れ、城、民家300余戸倒壊、埋没、多数圧死。大垣壊家多し、益田郡竹原郷大威徳寺全壊。(尾張長島被害大、近江長浜でも数十人圧死)
1773. 8 (安永.2)	飛騨	M	飛騨	飛騨、大八賀山口村山崩れ、土砂降る。 (高山東北方)
1804. 10. 1 (文化.1)	飛騨	M	飛騨	飛騨、法力村武蔵山3間四方深さ4～5間の穴一夜にできる。(高山東北方)
1826. 8. 28 (文政.9)	飛騨	M 6.0	飛騨	川上川沿い断層による。高山の北東部のみ強震による被害。丹生川村で地裂け石垣崩壊する。
1847. 5. 8 (弘化 4.3.24) 善光寺地震	信濃北部	M 7.4	信濃・越後 飛騨・美濃	県下のいたる所で感じ、余震連日に及ぶ。地面道路に所々潰裂し、家屋倒壊あるも詳細不明。飛騨保木脇村山崩れ、人家2戸埋没、数十人圧死。
1855. 3. 18 (安永 2. 2. 1)	飛騨	?	飛騨西部	飛騨白川、大牧、保木脇に地震。 保木脇で山崩れ、壊家2、死者12人
1858. 4. 9 (安永 5. 2. 26) 飛騨地震	飛騨	M 6.9	飛騨・越前 越中・加賀	飛騨北部で全壊319、半壊385、死者203人、山崩れ甚し。(越中立山温泉付近で山崩れ、常願寺川を堰止め、後に決壊して大洪水)
1961. 8. 19 (昭和36. 8. 19) 北美濃地震	岐阜県北部	M 7.0	岐阜・福井 石川	石徹白地方最も甚しく、山崩れ、崖崩れ、道路損壊あり。死者2人。(全国被害：死者8人、家屋全壊12戸、山崩れ99箇所)
1969. 9. 9 (昭和44. 9. 9) 岐阜県中部地震	岐阜県中部	M 6.6	岐阜県中部	郡上郡、益田郡で山崩れ、崖崩れ多発。落石による道路損壊甚し。死者1人、負傷者10人、全壊1戸。
1984. 9. 14 (昭和59. 9. 14) 長野県西部地震	長野県西部	M 6.8	長野	坂下町、付知町、加子母村、下呂町など近接する町村で家屋の損壊が48戸あった。全壊1戸、大滝村に大きな被害をもたらした。死者29人、負傷者10人、建物全壊・流出14戸、半壊73戸、一部破損565戸、道路損壊258箇所。

県下又は近傍で発生した地震で、岐阜県北部、飛騨に死者が出たと考えられるものを記載した。

(岐阜県地域防災計画「地震対策編」等より抜粋)

(2) 海溝型地震

岐阜県北部に大きな被害の記録はない。

第5節 被害想定

1 東海地震被害想定

(1) 震源及び規模

東海地震については、中央防災会議において、想定震源域及び想定震度の検討が行われてきたが、平成13年3月に中央防災会議内に「東海地震に関する専門調査会」が設置され、同年12月には、西へ50km程度移動した新たな想定震源域が公表された。

東海地震の震源域とされる駿河湾から御前崎にかけては、1854年の「安政東海地震」以降大規模地震は発生しておらず、発生の際の地震規模はマグニチュード8程度と予測されている。

(2) 被害の予測

予想される東海地震が発生した場合、岐阜県の調査において震度5以上で被害が大きいとされる県内市町は、岐阜県南部に位置した地域であるが、本市においても想定される規模の地震が発生した場合その影響を考慮しておかなければならない。

2 内陸直下型地震被害想定

(1) 想定地震の設定

岐阜県が公表した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査」の結果による被害想定が大きい想定地震

- ア 高山・大原断層帯地震 マグニチュード 7.6程度（最大震度7）
- イ 阿寺断層帯地震 マグニチュード 7.9程度（最大震度7）
- ウ 跡津川断層帯地震 マグニチュード 7.9程度（最大震度6強）

(2) 被害想定

ア 高山・大原断層帯地震

区分		岐阜県南海トラフの巨大地震等被害 想定調査結果	内陸直下地震に係る震度分布解析 ・被害想定調査結果	
		高山・大原断層帯(北側震源)	高山・大原断層帯(南側震源)	
建物被害	全壊	8, 429棟	12, 989棟	
	半壊	13, 087棟	14, 787棟	
火災 午後6時頃	出火被害	29棟	42棟	
	残火災件数	26棟	39棟	
	焼失棟数	204棟	284棟	
人的被害 午前5時頃	死者数	503人	741人	
	負傷者	3, 656人	4, 431人	
		重傷者	812人	1, 197人
		軽傷者	2, 844人	3, 234人
	要救出者数	1, 256人	1, 856人	
避難者数	20, 636人	26, 741人		

条件 火 災：冬夕方 住宅等で火気使用が最も多い時間帯、出火件数が最も多くなる。

人的被害：多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能性が高い。（以下同じ。）

イ 阿寺断層帯地震

区分		岐阜県南海トラフの巨大地震等被害 想定調査結果		内陸直下地震に係る震度分布解析 ・被害想定調査結果	
		阿寺断層(南側震源)		阿寺断層(北側震源)	
建物被害	全壊	3, 0 9 3 棟		1 9 8 棟	
	半壊	9, 7 5 6 棟		2, 2 3 4 棟	
火災 午後6時頃	出火被害	9 棟		2 棟	
	残火災件数	6 棟		0 棟	
	焼失棟数	3 9 棟		0 棟	
人的被害 午前5時頃	死者数	1 6 4 人		1 1 人	
	負傷者	2, 1 2 2 人		4 2 4 人	
	重傷者	2 6 6 人		1 8 人	
	軽傷者	1, 8 5 6 人		4 0 6 人	
	要救出者数	4 1 3 人		2 9 人	
	避難者数	1 0, 9 9 5 人		1, 7 3 7 人	

ウ 跡津川断層帯地震

区分		岐阜県南海トラフの巨大地震等被害 想定調査結果		内陸直下地震に係る震度分布解析 ・被害想定調査結果	
		跡津川断層(北側震源)			
建物被害	全壊	6, 8 3 8 棟		調査なし	
	半壊	1 3, 2 8 4 棟			
火災 午後6時頃	出火被害	2 4 棟			
	残火災件数	2 1 棟			
	焼失棟数	1 7 5 棟			
人的被害 午前5時頃	死者数	4 0 7 人			
	負傷者	3, 4 5 3 人			
	重傷者	6 5 7 人			
	軽傷者	2, 7 9 6 人			
	要救出者数	1, 0 0 9 人			
	避難者数	1 8, 5 1 3 人			

第2章 地震災害予防対策

第1項 自発的な防災活動の促進

第1節 防災思想の普及

1 現状と課題

- (1) 地震被害を最小限にとどめるには、災害初期の各個人、家庭、地域での活動が大きなポイント
- (2) 市民一人ひとりが「自らの命は自ら守る。」との基本理念と正しい防災知識を身につけ、平素から災害に対する備えを心掛けることが必要

2 基本方針

住民の生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。

なお、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

3 対策 →市長公室、消防部、教育部

1 「岐阜県防災点検の日」の啓発

県は、毎月28日（明治24年10月28日発生の濃尾大震災にちなむ）を「岐阜県防災点検の日」と定めた。それに基づき、個人、家庭、学校、職場それぞれで防災点検の実施を推進する。

- (1) 「岐阜県防災点検の日」に当たり、市の防災体制、個々の職員の防災活動体制等について点検するとともに、地域住民等による防災に関する点検を啓発する。

なお、地震活動の評価、地震発生可能性の長期評価、強震動評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。

- (2) 住民、企業、団体、関係機関等は、それぞれ毎月1回、「岐阜県防災点検の日」に防災に関する点検を行い、突然の災害に備える。

2 震災時の行動マニュアル作成

市は、地域住民の地震発生直後から時間を追った具体的な行動マニュアルを作成し、市民に配布する。

3 防災教育

（1）地域住民に対する普及

市及び防災機関等は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、講演会、研修会等の開催、ラジオ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こり得る災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。

普及啓発を図る基本的な事項は次のとおりとする。

ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼育についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

イ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

ウ 避難場所（指定避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等）とその経路の確認

エ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動

オ 集団避難や徒歩による避難、安全な経路での避難などの避難方法

カ インフルエンザウイルスやノロウイルスなどの感染症対策、エコノミッククラス症候群対策など、避難所での健康管理

キ 災害時に備えた家庭内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の確認

ク 被災者自らの生活再建を円滑に進めるための地震保険への加入

なお、防災知識の普及にあたっては、早期避難の重要性に対する住民の理解を図りつつ、特に要配慮者に十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるとともに、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

（2）児童生徒に対する普及

市は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実及び消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

学校（園）等は、災害の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施する。

（3）職員に対する防災教育

市及び防災機関等は、防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもとより、一般職員等に対しても機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災事務又は業務等に関する講習会、研修会等を実施し、そ

の指導を行うものとする。

(4) 災害伝承

市、防災関係機関等は、地域住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓を活かし、啓発を実施するものとする。又、災害の教訓を後々まで伝承するよう、各種広報媒体を通じ、その普及に努めるものとする。

(5) 企業防災の推進

市は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力の向上を図る。又、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかける。

(6) 防災訓練への積極的参加

市及び防災関係機関等は、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、地域住民、自主防災組織、企業等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努め、必要に応じ指導、協力するものとする。

(7) 「岐阜県地震防災の日」の啓発

市は、地震防災対策の取組の状況を点検するとともに、防災意識の向上を図るための啓発活動の実施に努めるものとする。

4 岐阜県地震防災対策連携強化地域

県との連携により、防災訓練や自主防災活動の活性化等を進め、地域防災力の向上を図る。

第2節 自主防災組織の育成と強化

1 現状と課題

- (1) 大地震発生の場合、防災関係機関の活動の遅延・阻害が予想され、「自分達の地域は自分達で守る」という地域の人々のコミュニティ連帯意識に基づく防災活動が不可欠
- (2) 自主防災組織の機能強化及び地域の実情に即した組織の見直し

2 基本方針

自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の強化、リーダーの育成を推進する。

3 対策 → 市長公室、消防部

1 地域住民の自主防災組織

- (1) 地域住民に対する自主防災組織の重要性の啓発及び自主防災組織の強化
市及び防災関係機関等は、連携して自主防災組織の重要性の啓発に努めるとともに、高山市自主防災組織育成指導要領に基づき自主防災組織の強化を図る。
- (2) 地域防災活動協力員等による自主防災組織等の育成
市は、消防職団員OBのうちから任命した地域防災活動協力員や地域の防災士等と協働して、その専門知識を活かした地域に密着した指導により、自主防災組織及び地域防災リーダーの育成を図る。
- (3) 各自主防災組織の防災計画の作成
 - ア 市は、自主防災組織の組織（各構成員の役割）、活動内容等を明確にし迅速・的確な活動を確保するため、各自主防災組織が防災計画を作成するようその具体的なモデル案を示すなどにより指導する。
 - イ 自主防災組織の防災計画の内容は、役割分担や自助、共助の活動を中心に、具体的に定める。
 - ①自助の活動
 - ・家庭内備蓄
 - ・家族会議
 - ・家具転倒防止
 - ・電気火災防止
 - ・気象情報や避難情報の入手
 - ・その他、地域に必要な活動
 - ②共助の活動
 - ・避難誘導・避難支援
 - ・初期消火
 - ・救出
 - ・一時避難場所の運営
 - ・その他、地域に必要な活動
 - ウ 各自主防災組織は、防災計画を作成し、各構成員に対し、そのとるべき行動等の周知を図る。

（４）住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるとともに、市と連携して防災活動を行うものとする。

又、住民及び事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として高山市防災会議に提案することができる。

市は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう住民及び事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとする。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

市は、消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めるものとする。

（５）自主防災組織の活動拠点

市は、自主防災組織の活動拠点として消防団詰所をコミュニティ消防センターとして提供する。

（６）自主防災資器材の整備

市は、自主防災活動に必要な資機材を高山市自主防災組織育成指導要領に基づき整備する。

（７）研修の実施

市及びその他の防災関係機関等は連携して、自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識・技能の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実させる。

（８）消防団、交番等との連携強化

市及び警察は連携して、自主防災組織と地域の防災情報拠点である消防団及び交番・駐在所との連携強化に努め、迅速・的確な自主防災活動を推進する。

（９）地域の実情に応じた自主防災組織への再編

地域の実情を踏まえ、複数の町内会による組織化を促進する。

2 その他（「地域」を基準としない）の自主防災組織

（１）施設、事業所等の自衛消防組織

一定規模以上の施設、事業所等にあつては、消防法により、消防計画を定め、自衛消防の組織を設置することとなっている。

ア 市は、施設、事業所等の自衛消防組織の整備・充実を指導する。

イ 地域住民の自主防災組織と施設、事業所等の自衛消防組織との連携強化を図る。

ウ 施設、事業所等においては、組織的な防災活動を行い、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として、被害の防止又は軽減に努めるものとする。

3 防災士等の養成

市は、防災に関する知識を習得し、避難所の運営リーダー等として活躍できる人材を育成するため、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家を活用して防災士の養成等を行い、地域の防災力向上を図る。

第3節 ボランティア対策

1 現状と課題

- (1) 各種ボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう活動環境の整備が必要
- (2) ボランティアは個人での活動や団体での活動、又その活動内容も多種多様であり、いかに効率的に機能させるかが課題

2 基本方針

ボランティアの登録・養成を行い、数の確保と質の向上を図るとともに、活動の調整機能を整備することにより迅速・円滑な活動を担保する。

3 対策 → 市民福祉部

1 ボランティア意識の啓発及び活動、環境の整備

市は、県及び市の社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びにNPO・ボランティア等との連携の下に、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

2 災害ボランティアの登録

社会福祉協議会は、次の要領で災害ボランティアの登録受付を行う。

- (1) 対象者
 - ア 18歳以上で災害ボランティア活動が可能な者
 - イ 15歳以上18歳未満で次の条件を満たす者
 - a グループの活動であること
 - b グループに20歳以上の指導者がいること
 - c 原則として県内の活動に限ること
 - ウ 災害救援活動を希望するグループ又は団体
- (2) 登録後の活動要領

次の場合に県社会福祉協議会にボランティア活動を要請する。

 - ア 災害が発生し、関係機関から派遣の要請があった場合
 - イ 災害が発生し、災害ボランティア活動が必要と認められる場合
- (3) 市は、社会福祉協議会が行う、迅速・円滑な災害ボランティア活動を可能にするため受入体制づくりについて支援する。

3 ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの設置

ア 社会福祉協議会はボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図る。

イ 市は、ボランティアセンターの設置・運営について連携・支援する。

(2) ボランティアコーディネーターの育成

ア 社会福祉協議会は災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターの育成に努める。

イ 市は、ボランティアコーディネーターの育成について支援する。

(ボランティアコーディネーターの活動内容)

- a ボランティアと要配慮者との調整・連絡
- b ボランティア活動に関する助言・相談
- c ボランティアの発掘、登録、斡旋等

4 ボランティア活動拠点の整備

市は、災害ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の整備を図る。

5 ボランティア活動の調整

市は、災害応急対策にあたって、ボランティアが効果的に活動できるよう、災害対策本部等にボランティア活動を総合的に支援する場を設置する。

6 廃棄物等に係る連絡体制の構築

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。又、市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第2項 迅速かつ円滑な地震災害対策への備え（危機管理）

第1節 防災体制の確立

1 現状と課題

- (1) 地震は前ぶれなく不意に発生し、被害が同時かつ広域的に多発することから、即座に対応できる体制を整備することが必要
- (2) 交通・通信網の途絶、職員自身の被災等を考慮した体制づくりが必要

2 基本方針

迅速で多重的な初動体制の確立を図るとともに、関係機関との連携により中枢機能の充実を図る。

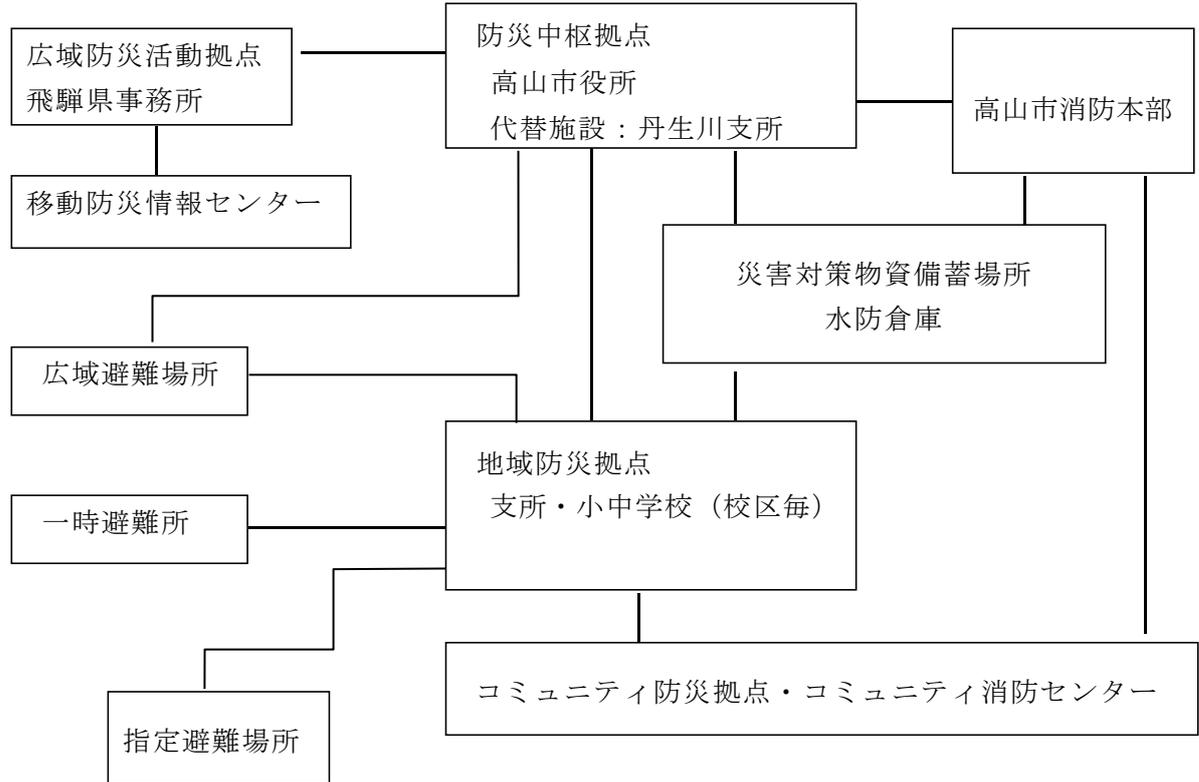
3 対策 → 市長公室、関係機関

1 防災組織の充実

- (1) 高山市防災会議
災害対策基本法第16条の規定に基づき、市の防災に関する基本的事項を審議するため高山市防災会議を設置する。
- (2) 高山市災害対策本部
災害対策基本法第23条の2規定に基づき、「市計画一般対策編第1章第5節」に定める防災組織により、災害予防及び災害応急対策を実施するため災害対策本部を設置する。
- (3) 防災関係機関の防災組織
市の区域を所管し、又は市内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、防災計画及び防災業務計画等の円滑な実施のため、防災組織の充実を図るものとする。
- (4) 自主防災組織等
第2章第1項第2節のとおり

2 防災活動拠点の整備

高山市における防災活動拠点を次のとおり位置づける。



防災活動拠点の体系

区分	役割・機能
防災中枢拠点	災害対策本部 住民に対する正確な情報の広報 災害に対する啓発・教育 防災対策物資（薬・生活必需品など）の備蓄
地域防災拠点	現地災害対策本部 避難場所、避難者の収容 住民に対する正確な情報の広報 物資輸送の中継基地、食料、飲料水の集配所 防災対策物資（薬・生活必需品など）の備蓄 医療、救護
コミュニティ防災拠点	自主的に消火・救助活動を行う拠点 住民に対する正確な情報の広報
広域防災活動拠点	岐阜県災害対策本部の支部

3 各防災拠点の連携の確保等

各防災拠点は、有機的な連携を保つことが重要であり、そのため特に情報のネットワーク化を積極的に図るものとする。

また、防災拠点等への非常用電源及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

4 デジタル技術を活用した防災対策の推進

市は、効果的・効率的な防災対策を行うため、I o T、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めるものとする。

5 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組み）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第2節 広域応援体制の確立

1 現状と課題

- (1) 大規模災害にあつては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定され、他地域からの応援が必要
- (2) 被災地においては、混乱により応援・受援についての十分な事務処理ができない場合があり、事前にこれを想定したきめ細かな取り決めをしておくことが必要

2 基本方針

- (1) 大規模災害を想定した広域の相互応援体制は本計画及び高山市受援計画によるものとする。
- (2) 応援する場合は、自己完結型（寝食自給型）で行う。

3 対策 → 市長公室、消防部

1 県外との相互応援協定の締結

県外の近隣市町村又は姉妹友好都市との間に必要に応じ相互応援協定を締結する。

《相互応援協定締結都市》R3.4.1現在

1	越前市（福井県）	H 7. 4. 28 締結
2	富山市（富山県）	H 7. 5. 10 締結
3	松本市（長野県）	H 7. 5. 12 締結
4	平塚市（神奈川県）	H 7. 6. 6 締結
5	小松市（石川県）	H 8. 3. 7 締結
6	丹波篠山市（兵庫県）	H24. 2. 3 締結
7	蒲郡市（愛知県）	H24. 2. 13 締結
8	大野市（福井県）	R 2. 2. 17 締結
9	守山市（滋賀県）	R 2. 2. 17 締結

2 県内相互応援

- (1) 県広域消防相互応援協定

消防組織法第39条の規定に基づき消防に関し相互に応援するため「岐阜県広域消防相互応援協定」を締結している。

- (2) 県広域防災相互応援体制

市は、災害対策基本法第67条の規定に基づき、災害発生時の応急措置に関し他の市町村の応援を要求できるが、要求に基づかない自主的な相互応援体制を整備するため、県内全市町村による「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」を締結している。

3 その他の応援体制

- (1) 緊急消防援助隊の要請

市内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等のために、特に緊急を要する場合は、消防組織法第44条第1項の規定に基づき、岐阜県知事を通じて緊急消防援助隊の出動を求める。

(2) 自衛隊の要請

災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、市内で災害が発生し、又は発生しようとしている場合は、速やかに岐阜県知事を通じて自衛隊を要請することを求める。

(3) 知事への要請

市内で災害が発生した場合は、災害対策基本法第68条の規定に基づき、岐阜県知事に応援を求め、又は災害応急対策を要請する。

(4) 広域緊急援助隊の要請

市内で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、岐阜県知事を通じて県公安委員会に広域緊急援助隊の出動を要請する。

4 応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策

市は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるものとする。

第3節 行政機関の業務継続体制の整備

1 現状と課題

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤等が失われ、行政の業務継続に大きな支障をきたすことが考えられる。

2 基本方針

大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

3 対策 → 市長公室、総合政策部

1 行政における業務継続計画の策定

市における業務継続計画の策定

2 行政機関における個人情報等の分散保存

市における業務継続のために重要な個人情報を含むデータの分散保存の促進を図る。

第4節 企業防災の促進

企業の事業継続及び早期再建は、市民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある。そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という。））の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

市は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に発揮できるよう、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

第5節 情報通信体制の確立

1 現状と課題

- (1) 大規模地震発生直後は、通信機器の損傷、輻輳等により、情報の断絶・混乱は必至
- (2) 情報の収集・伝達の遅れが応急対策活動の遅れにつながるものであり、又被災者のニーズにあった対策を講ずるうえからも、情報通信体制の確立が必要

2 基本方針

迅速性を重視した情報の収集・伝達体制の確立を図るとともに、バックアップ機能（情報通信体制の多重化）の整備を行う。

3 対策 → 市長公室、総務部、消防部

1 防災通信網の整備

(1) 市防災行政無線

住民に対する災害広報を即時にかつ一斉に実施するための防災行政無線通信施設、災害現地、集落等との通信を確保するための移動無線通信施設及び市と防災関係機関との間の通信を確保するための地域防災無線通信施設の整備拡充を地震防災緊急事業五箇年計画に基づき推進する。

(2) 消防その他の防災関係機関の防災用無線

消防その他の防災関係機関は、それぞれ通信の確保を図るため、防災用無線の整備拡充を図る。

(3) 西日本電信電話（株）の災害対策用無線等

西日本電信電話（株）は、災害時における通信を確保するため、災害対策用無線等の整備に努める。

(4) 防災相互通信用無線等

ア 市及び防災関係機関は、災害現地において、相互の連絡を密にし、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、防災相互通信用無線局の整備に努める。

イ 消防機関は、消防機関相互間の連絡を密にするため消防無線の共通波を備えた無線局の整備に努める。

(5) 非常通信

市は、災害時等に加入電話又は自己の所有する無線通信施設等が使用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、岐阜地区非常通信協議会の活動を通じて、非常通信体制の整備充実に努める。

(6) その他通信網

市は、通信の途絶を回避するため、通信手段の確保に努める。

ア 移動体通信（携帯電話等）

移動体通信の通信困難地域の解消にむけ、関係機関と連携を図り整備促進に努める。

イ アマチュア無線

有線通信が不通になったときに、日本赤十字社高山地区無線奉仕団等の協力を得る等の活

用体制を整備する。

ウ 情報ネットワーク、インターネット等

情報ネットワーク、インターネット等の維持・活用により災害時緊急情報等の収集・伝達を図る。

エ 民間事業者の無線

民間事業者の協力を得て、情報の収集を図る。

(7) その他通信システムを作動させるため、電源や要員の確保に努める。

2 情報の収集・伝達方法の多様化

(1) 職員による情報収集

ア 職員は、市職員初動マニュアルに基づき参集途上における被害状況等の情報収集に努める。

イ 避難所（小学校等）の近くに住所を有する職員を指定し、直接赴き被害状況等の情報収集に当たらせる。

(2) 被災現場からの情報の収集

被災現場に赴き、自主防災組織等と相互の連絡体制を確立し、被災現場情報等の収集を図る。

(3) 県・国等関係機関への情報の伝達

県防災行政無線により県・国等の関係機関へ情報を伝達する。

(4) 被害情報集約システムによる情報の迅速な伝達・情報の共有化

被害情報集約システムを活用して、被害情報を伝達する。

3 通信機器の習熟

地震が発生した場合に、通信機能を有効に活用できるように、関係者に熟知させておくとともに、通信機器は更新が著しいことから非常時に対応できる体制（運用要員等）をとるものとする。

第6節 医療救護体制の整備

1 現状と課題

- (1) 大規模震災により多数の傷病者の発生が予想され、又医療機関の機能停止・混乱も予測される。
- (2) 医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の確保、被害軽減を図る体制整備が必要
- (3) 飛騨圏域における広域的救急搬送体制の確立が必要

2 基本方針

災害医療救護についての組織・体制の整備を図るとともに、医療機関情報の早期把握のため、災害医療情報システムの整備に努める。

3 対策 → 医療保健部、消防部

1 地震災害等医療（助産）救護計画の策定

市は、医療（助産）救護体制を確立し、医療（助産）救護活動に万全を期すため、医療機関の協力の下に、地震災害等医療（助産）救護計画を策定する。

2 効率的な医療を確保するための研修

効率的な医療を確保するため、市及び医療機関は連携して、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療に関する技術等の取得に努める。

→トリアージ：患者の重傷度と治療優先度を定めること

《トリアージの基準例》

優先度	処置	色別	疾病状況	診断
1	最優先	赤	生命、四肢の危機的状態で直ちに処置の必要なもの	気道閉塞又は呼吸困難、重症熱傷、心外傷、大出血又は止血困難、開放性胸部外傷、ショック
2	待機	黄	2～3時間処置を遅らせても悪化しない程度のもの	熱傷、多発又は大骨折、脊髄損傷、合併症のない頭部外傷
3	保留	緑	軽度外傷、通院加療が可能な程度のもの	小骨折、外傷、小範囲熱傷（体表面積の10%以内）で気道熱傷を含まないもの、精神症状を呈するもの
4	死亡	黒	生命徴候のないもの	死亡又は明らかに生存の可能性のないもの

3 災害医療の普及・啓発

市、消防機関、日本赤十字社岐阜県支部は、心肺蘇生法、応急手当、トリアージの意義等に関し、住民への普及・啓発に努める。

4 医薬品等の確保体制の確立

市は、救急医薬品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備、在庫量の把握等の医薬品の確保体制の確立に努める。

5 広域救急搬送体制の確立

飛騨圏域外に搬送するための体制を確立するため、航空機や車両等を活用した広域救急搬送体制の整備を図る。

第7節 緊急輸送網の整備

1 現状と課題

- (1) 大規模震災時には、道路・橋梁等の損壊、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。
- (2) 災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、そのルートの確保が重要

2 基本方針

あらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図る。

3 対策 → 建設部、消防部

1 緊急輸送道路（＝「緊急交通路」以下同じ）

緊急輸送道路の選定及び整備については、次によるものとする。

- (1) のり面の崩壊、路体の陥没、落橋等のおそれが少なく十分な幅員を有する道路であって主要拠点を結ぶ、次の道路を緊急輸送道路とする。
 - ア 第1次緊急輸送道路
地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
 - イ 第2次緊急輸送道路
第1次緊急輸送道路と市役所、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、駅、臨時離着陸場、医療拠点等）を連絡する道路
 - ウ 第3次緊急輸送道路
第1次・第2次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路
 - エ 代替道路
第1次、第2次及び第3次緊急輸送道路が被災し通行不能や交通渋滞となった場合に、そのネットワーク機能を補完する道路
- (2) 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組みと連携しつつ無電柱化の推進を図り、新規の電柱占用を原則認めないものとする。

指定道路一覧表

路線名		区 間	第1次	第2次	第3次	代替
1	東海北陸自動車道	荘川IC～飛騨清見IC	●			
2	中部縦貫自動車道	飛騨清見IC～高山IC	●			
3	国道41号	下呂市境～飛騨市境	●			
4	国道156号	郡上市境～白川村境	●			
5	国道158号	国道156号交差点～長野県境	●			
6	主要地方道高山停車場線	市道花岡冬頭線交差点～国道158号交差点	●			
7	県道町方高山線	市道花岡冬頭線交差点～国道41号交差点	●			
8	市道花岡冬頭線	主要地方道高山停車場線交差点～県道町方高山線交差点	●			
9	国道361号	国道158号交差点～長野県境		●		
10	国道471号	飛騨市境～国道158号交差点		●		
11	主要地方道高山清見線	市道高山下林線交差点～県道谷高山線交差点		●		
12	主要地方道高山清見線	国道158号交差点～国道257号交差点		●		
13	国道257号	主要地方道高山清見線交差点～道の駅「パスカル清見」		●		
14	主要地方道国府見座線	市道広瀬三日町線交差点～国道471号交差点		●		
15	主要地方道久々野朝日線	国道41号交差点～国道361号交差点		●		
16	主要地方道高山上宝線	国道158号交差点～市道桐山グラウンド線1交差点		●		
17	主要地方道宮萩原線	国道41号交差点～道の駅「モンデウス飛騨位山」		●		
18	県道御岳山朝日線	国道361号交差点～秋神橋		●		
19	県道御岳山朝日線	チャオ御岳スノーリゾート～県道朝日高根線交差点		●		
20	県道段久々野線	市道舟山4号線交差点～国道41号交差点		●		
21	県道石浦陣屋下切線	高山赤十字病院～国道158号交差点		●		
22	県道朝日高根線	国道361号交差点～県道御岳山朝日線交差点		●		
23	県道鼠餅古川線	市道三日町木曾垣内線交差点～臨時離着陸場（国府町福祉の里）		●		
24	県道槍ヶ岳公園線	市道中尾線交差点～国道471号交差点		●		
25	県道古川国府線	主要地方道国府見座線交差点～国道41号交差点		●		
26	市道松之木合崎線	国道158号交差点～県道町方高山線交差点		●		
27	県道町方高山線	市道松之木合崎線交差点～市道花岡冬頭線交差点		●		
28	市道昭和山田線	国道41号交差点～市道中山線交差点		●		

29	市道合同庁舎1号線	市道昭和田山線交差点～国土交通省高山国道事務所		●		
30	市道三日町木曾垣内線	主要地方道国府見座線交差点～県道鼠餅古川線交差点		●		
31	市道中尾線	県道槍ヶ岳公園線交差点～市道中尾中央線交差点		●		
32	市道中尾中央線	市道中尾線交差点～市道中尾鍋平線交差点		●		
33	市道中尾鍋平線	市道中尾中央線交差点～鍋平臨時離着陸場		●		
34	市道下三之町大新町線	県道町方高山線交差点～臨時離着陸場（宮川緑地公園）		●		
35	市道下桑野島線	秋神橋～臨時離着陸場（秋神グラウンド）		●		
36	市道舟山4号線	県道段久々野線交差点～市道舟山1号線交差点		●		
37	市道舟山1号線	市道舟山4号線交差点～市道舟山2号線交差点		●		
38	市道舟山2号線	市道舟山1号線交差点～臨時離着陸場（旧アルコピアスキー場）		●		
39	市道桐山グラウンド線1	主要地方道高山上宝線交差点～市道エアパーク線交差点		●		
40	市道花里広小路線	国道158号交差点～主要地方道高山停車場線交差点		●		
41	主要地方道高山停車場線	市道花里広小路線交差点～市道花岡冬頭線交差点		●		
42	市道中山線	市道昭和田山線交差点～市道中山13号線交差点		●		
43	市道中山13号線	市道中山線交差点～市道高山下林線交差点		●		
44	市道西之一色町22号線	国道41号交差点～市道越後西之一色1号線交差点		●		
45	市道越後西之一色1号線	市道西之一色22号線交差点～市道越後松倉線交差点		●		
46	市道越後松倉線	市道西之一色1号線交差点～市道石浦越後線交差点		●		
47	市道石浦越後線	市道石浦越後線交差点～飛騨・世界生活文化センター		●		
48	市道高山下林線	市道中山冬頭線交差点～主要地方道高山清見線交差点		●		
49	市道中切65号線	県道谷高山線交差点～久美愛厚生病院		●		
50	市道下林本線	市道中山線交差点～飛騨高山ビッグアリーナ		●		
51	市道エアパーク線	市道桐山グラウンド線1交差点～飛騨エアパーク		●		
52	市道広瀬三日町線	県道古川国府線交差点～主要地方道国府見座線		●		
53	市道駅前南北線	県道古川国府線交差点～国府支所		●		
54	岡本緑ヶ丘線	国道41号交差点～市道岡本線交差点		●		
55	市道昭和3号線	市道岡本線交差点～市道昭和線交差点		●		
56	市道昭和23号線	市道昭和線交差点～高山駅西ロータリー		●		
57	市道高山下林線	国道41号交差点～市道中山13号線交差点			●	

58	市道石浦大洞線	国道158号交差点～国道41号交差点				●
59	市道昭和山田線	市道中山線交差点～市道石ケ谷アツタ坂線交差点				●
60	市道石ケ谷アツタ坂線	市道匠ケ丘5号線交差点～市道昭和山田線交差点				●
61	市道匠ケ丘5号線	市道匠ケ丘6号線交差点～市道石ケ谷アツタ坂線交差点				●
62	市道匠ケ丘6号線	市道新宮下之切線交差点～市道匠ケ丘5号線交差点				●
63	市道新宮下之切線	国道158号交差点～市道匠ケ丘6号線交差点				●
64	市道新宮17号線	国道158号交差点～市道旅行村線交差点				●
65	市道旅行村線	国道158号交差点～市道新宮17号線交差点				●
66	県道谷高山線	主要地方道高山清見線交差点～飛騨市境				●
67	県道名張上切線	県道谷高山線交差点～城下橋交差点				●

2 緊急輸送体制の整備

(1) 災害時における交通確保体制の確立

ア 災害時道路交通

道路管理者は、信号機等の交通関係施設について、耐震性等防災性能を高めるとともに、災害時の道路交通管制体制を確立するものとする。

イ 道路啓開等

道路管理者は、緊急輸送道路をはじめとして、道路上の障害物の除去等応急復旧に必要な人材、資機材の確保に努めるとともに、協定に基づき高山市三協防災対策協議会との協力関係を確保する。

(2) 輸送手段の確保体制の確立

ア 陸上輸送における緊急輸送体制

・輸送業者との協定締結等

市は、緊急輸送が円滑に実施できるように「岐阜県トラック協会飛騨支部」と協定を締結し協力関係を確保する。

・緊急通行車両の申出

緊急輸送のため車両を使用する場合は、別に定める「緊急通行車両確認申出書」を警察署に提出し「緊急通行車両確認証明書」と「標章」の交付を受けるものとする。

なお、災害応急対策が円滑に行われるよう、災害発生前に事前に申出た場合、「緊急通行車両確認証明書」と「標章」の交付を受けることができる。

また、警察署は事前届出済証の交付を受けている車両の使用者からの緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合については、既に交付されている事前届出済証を提示させ、事前届出済証の交付を受けていない者からの申出よりも優先して取り扱うものとする。

イ 公共交通機関の輸送の確保

・JR東海

災害発生時における乗客の避難、応急復旧のための人材、資機材の確保を図る。

- ・各乗合旅客自動車会社

災害時においても可能な限り運行が確保されるとともに、利用者の安全確保及び混乱防止を図る。

3 ヘリコプター臨時離着陸場の指定

臨時離着陸場の選定及び整備については、次によるものとする。

(1) 臨時離着陸場の選定

市は、道路の損傷等により陸上輸送が不可能となった場合のヘリコプターによる空輸の確保を図るため、ヘリコプターの離着陸の可能な空地を選定・確保し、臨時離着陸場を設けるものとする。

(2) 臨時離着陸場の整備

市は、ヘリコプターが災害時のみならず訓練、広報等においても常時使用できる臨時離着陸場の整備促進に努めるものとする。又、周囲に障害物となるものが生じないように維持管理に努めるものとする。

第8節 地震防災訓練の実施

1 現状と課題

市、県、防災関係機関等により種々の災害対策が講じられているが、これらに実効性を持たせるには、日頃からの訓練により防災に関する知識・技能の習得を図ることが必要

2 基本方針

地震の規模や被害の想定を明確にしたより実践的な訓練を実施することにより、防災活動の円滑な実施を期する。

3 対策 → 市長公室

1 総合防災訓練

市は、各防災関係機関、住民、事業所等参加のもとに、基礎訓練（初期消火訓練、避難訓練等）を含めた総合的な防災訓練を実施する。

訓練では、内陸直下型地震を想定した訓練、東海地震を想定した訓練など地震規模や被害の想定を明確にするとともに、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、より実践的な内容となるように努めるものとする。

2 発災対応型防災訓練

地域住民は、「自分たちの町は、自分たちで守る」という地域のコミュニティ連携意識に基づき、自分たちが企画、立案した実践的な防災訓練（初期消火・応急救護等）を実施する。

3 その他の地震防災訓練

(1) 市及び防災関係機関は、各機関に次の地震防災のための訓練を適宜、繰り返し行う。

ア 通信連絡訓練

有事の際における情報の収集伝達方法、通信設備の応急復旧等についての訓練を実施する。

イ 動員訓練

初動体制を確保するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

ウ 図上訓練

災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び支部において応急対策活動に従事する職員に対し、多様な想定による図上訓練を実施する。

(2) 施設、事業所等は、それぞれの訓練計画を定め、市の総合防災訓練等に参加するとともに、自主的な訓練に努める。

第9節 地震予知観測体制の整備

1 現状と課題

直下型地震の予知は期待できないというのが共通認識とされているが、地震発生を予知することはその被害軽減に大きな効果があり、行政として地震予知の可能性を追求することが使命

2 基本方針

文部科学省、気象庁等の関係機関との連携の下、各種観測システムの整備に協力し、地震予知の可能性の拡大に努める。

3 対策 → 市長公室、消防部

地震計等の設置

震度情報ネットワークシステム

市は、加速度計の設置（文部科学省）による観測データを、県が整備した震度情報ネットワークシステムにより県に速報し、その蓄積により地震予知に役立てる。

第10節 一時集積配分拠点の整備

1 現状と課題

地震による災害が発生した場合に、被災地内の避難所等へ迅速かつ効率的に物資を輸送するために、一時集積配分拠点を確保する。

2 基本方針

一時集積配分拠点は、道路の交通混乱を避け、避難所等へ物資を送り出すための中継拠点として位置付ける。

3 対策 → 市長公室

1 取り扱い物資

- (1) 高山市からの救援要請を受けて、配送される救援物資（食料、飲料水及び生活用品等）
- (2) 生活必需品等の応急生活物資
- (3) 義援物資
- (4) 医薬品

2 実施業務

- (1) 救援物資の一時集積及び分類
- (2) 避難所の物資需要情報の集約
- (3) 配送先別の仕分け
- (4) 小型車両への積み替え、配送

3 一時集積配分拠点

施設名	所在地	床面積
飛騨高山ビッグアリーナ	高山市中山町 600	9,570 m ²
東山中学校体育館	高山市松之木町 262	1,488 m ²
高山市公設地方卸売市場	高山市問屋町 6	5,196 m ²
丹生川支所総合防災センター	高山市丹生川町坊方 2000	1,452 m ²
清見高齢者運動広場	高山市清見町三日町 138	1,435 m ²
荘川中学校体育館	高山市荘川町猿丸 27	1,315 m ²
久々野体育館	高山市久々野町久々野 818-1	3,543 m ²
朝日小学校体育館	高山市朝日町万石 728	1,242 m ²
飛騨日和田体育館	高山市高根町小日和田 2-1	1,479 m ²
一之宮公民館	高山市一之宮町 3087-1	2,214 m ²
国府町福祉の里	高山市国府町木曾垣内 650	4,107 m ²
上宝支所庁舎	高山市上宝町本郷 540	4,095 m ²

第3項 民生安定のための備え

第1節 避難対策

1 現状と課題

- (1) 大地震の発生時には、二次災害のおそれのある区域の住民等は、速やかに安全な場所に避難することが何よりも大切であり、又、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測される。
- (2) 年間400万人を超える観光客を迎える観光都市として、観光客の安全確保、避難保護が必要となる。
- (3) 安全・迅速な避難のための方策を講ずるとともに、質的にも、量的にも整備された避難所を確保しておくことが必要となる。

2 基本方針

避難路の安全を確保し、避難誘導體制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

3 対策 → 市長公室、総合政策部、市民福祉部、教育部

1 避難計画の策定

市は、地震災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう避難計画を策定し、地域住民、避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底する。

《計画の内容》

- ① 避難の指示を行う基準
- ② 避難の指示の伝達方法
- ③ 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ④ 避難方法、避難場所への経路、誘導方法、誘導責任者等
- ⑤ 避難場所等の整備に関する事項
 - ア 収容施設
 - イ 給水施設
 - ウ 情報伝達施設
- ⑥ 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

2 避難所

市は、住家の倒壊等により生活の本拠を失ったとき又は避難が長時間に及び宿泊を要するときの施設として予め避難所を確保・指定し、住民に周知する。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用するものとする。

《避難所の選定基準》

- ① 被災者が避難生活しやすい（物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性）公共の施設であること。
- ② 施設の不燃及び耐震化に努めること。地震により建物が使用できなくなることも考慮し、隣接して空き地があることが望ましい。
- ③ 市が管理する以外の施設にあっては、利用についての協定等が締結されていること。
- ④ 選定の順序はおおむね次のとおりとする。
 - ア 市立小中学校
 - イ その他の公立学校等
 - ウ その他の公共的施設

（1）避難所の施設設備の整備

- ア 避難所開設に必要な施設設備－貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器、テレビ、ラジオ等
- イ 避難所生活の環境を良好に保つための設備－換気、照明、暖房等
- ウ 要配慮者への配慮－スロープ、障がい者用トイレ等
- エ 地震などの大規模災害による多数の避難生活者の発生に備え、現在指定している避難施設において、緊急時の使用が可能のように、常時、点検補修に努める。
- オ 公有地はもとより避難所周辺の民有地についても、極力安全な空間の確保に努める。
- カ 学校等の公共施設については、施設の耐震性および耐火性の向上に向けた整備を推進する。
又、民間施設についても耐震性及び耐火性の向上の促進を図る。

（2）避難所における生活物資の確保

- ア 指定した避難所又はその近くで避難生活に必要な物資等の備蓄を図る。
- イ 備蓄倉庫の整備

（3）避難所の運営体制

避難者（自主防災組織等）、市、施設管理者の協議により、事前に「避難所運営マニュアル」を策定

（4）応急仮設住宅の事前準備

ア 建設候補地の事前準備

市は、災害に対する安全性に配慮しつつ、都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅が建設可能な候補地の事前選定に努める。候補地の選定にあたっては、一戸あたり50㎡以上の面積が確保できる場所とする。

イ 調達・供給体制の整備

市は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

ウ 高齢者・身体障がい者に配慮した住宅の確保

高齢者・身体障がい者の生活に配慮した構造・整備の応急仮設住宅が確保されるように、事前準備を推進する。

(5) 臨時避難所の確保

市は、観光客等の応急的な収容が円滑に実施できるよう、民間宿泊施設等との協定の締結に努める。

(6) 福祉避難所の指定・協定締結

要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる福祉避難所の整備を図るとともに、災害時に社会福祉施設において要配慮者の受入が可能となるよう協定締結等を進める。

(7) ホテル等との協定締結

指定避難所が使用不能となった場合等に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設などで受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努めるものとする。

3 広域避難場所の指定等

市は、主として地震火災が延焼拡大した場合の他、大規模な地震災害により、広域にわたって著しく大きな被害が発生した場合の避難場所として、予め広域避難場所を確保・指定し、住民に周知する。

○広域避難場所

- ・中山公園
- ・飛騨・世界生活文化センター

《広域避難場所の選定基準》

- ① 広域避難場所における避難民1人当たりの必要面積は、おおむね2平方メートル以上とする。
- ② 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。
- ③ 広域避難場所は、大規模な崖崩れや浸水などの危険がないこと。
- ④ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300メートル以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200メートル以上、耐火建築物からは50メートル以上離れていること。

(1) 広域避難場所の整備

広域避難場所における避難者の安全を図るため、次のとおり施設整備を図る。

- ア 周囲に防火帯となる樹木の植栽を推進する。
- イ 消防用水、飲料水等の水利の確保を図るため、池、プール、貯水槽の整備を図る。
- ウ 負傷者等の応急救護が円滑に行えるよう救護所となり得る建築物の確保を図る。

4 一時避難場所の指定

市は、市が指定する避難所（以下「指定避難所」という。）や広域避難場所へ避難する前に組織的避難が円滑に行えるように自主防災組織、町内会ごとに一時的に集合して待機する場所（以下「一時避難所」という。）をあらかじめ確保・指定し、住民に周知するものとする。

《一時避難場所の選定基準》

- ① 自主防災組織、町内会等の居住者等を収容できる程度の広さを有する公園、グラウンド等の空地とする。
- ② 付近に多量の危険物等が備蓄されていないこと。
- ③ 居住者等が集合しやすく、移動しやすい場所であること。

5 避難道路

市は、市街地の状況に応じ、避難路を選定し関係機関の協力のもとにその整備と安全性の確保に努める。

《避難道路の選定基準》

- ① おおむね8メートル以上の幅員とする。
- ② 相互に交差しないものとする。
- ③ 道路沿いには、火災、爆発等の危険の大きな工場等がないよう配慮する。

6 広域避難場所、一時避難場所、避難路の周知

避難活動が円滑かつ的確に行なわれるよう、平時から避難誘導標識及び広域避難場所等の案内板の設置、夜間照明施設等の整備並びに「防災マップ」の配布や訓練等を通じて避難場所等の周知徹底を図る。

7 広域避難

市は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、平常時から広域避難の実施に係る検討、他市町村や事業者等との協定締結、住民への周知に努めるものとする。

また、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

8 感染症の自宅療養者等の避難

市及び県の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から連携の下、自宅療養者等に対し、居住地が危険エリアに該当するかを事前にハザードマップ等により確認するよう周知するとともに、避難予定先の把握に努めるものとする。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

また、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援について情報を把握・確認する体制の構築に努めるものとする

第2節 食料、飲料水、生活必需品等の確保

1 現状と課題

- (1) 公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要が賄えないことが予想され、個人、地域での備蓄や広域応援が必要
- (2) 被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なるものであり、それぞれに適合する物資の確保が必要
- (3) 過去の大地震における学校避難所等で発生したトイレ問題を教訓として、震災時のトイレ対策の充実が必要

2 基本方針

家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、又最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料・物品等の確保を図る。

- (1) 初期対応は個人備蓄が中心
災害発生後3日分の生活に必要な食料・物品等は原則として個人が備蓄するものとし、市及び県はその啓発に努める。
 - (2) 公共備蓄は次によるものとする。
 - ア 公共備蓄すべきもの
 - a 緊急に必要なもの
 - b 業者の在庫から調達が困難なもの
 - c 流通在庫の不足量を補完するためのもの
 - イ 公共備蓄の市と県との役割分担
市と県との役割分担は次のとおりとする。
 - a 市：水、食料、生活必需品、携帯トイレ等災害発生後直ちに必要なもの
救急・救助活動資機材等緊急性の高いもの及び使用頻度の高いもの
 - b 県：使用頻度は低いがあると便利なもので高価なもの
 - ウ 集中備蓄と分散備蓄
 - a 集中備蓄：大型で数量が少なく、緊急性を有しないもの
市－防災倉庫、防災機関 県－主備蓄場所
 - b 分散備蓄：大量で災害発生後直ぐいるもの、危険分散すべきもの
市－避難所等 県－県内ブロック別
- 備蓄は原則として流通備蓄（流通在庫調達）とする。
備蓄経費の節減を図るため、公共備蓄すべきもの以外は流通在庫により、食料、生活必需品の確保を図る。

3 対策 → 市長公室、農政部、商工労働部、水道部

1 食料及び生活必需品の確保

- (1) 市は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料及び生活必需品を確保・供給するため、予め次の措置を講ずる。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

- ア 緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画の策定
- イ 市内における緊急物資の流通在庫調査
- ウ 緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結
大量調達が可能であり、市中流通の混乱の少ない製造業者、卸売業者等を中心に、調達に関する協定を締結する。
- エ 緊急物資調達に関する相互応援協定の締結
- オ 公共備蓄すべき物資の備蓄
- カ 緊急物資の集積場所として、緊急輸送道路・臨時離着陸場の位置関係から選定した一次集積配分拠点施設を利用
- キ 住民、事業所等に対する緊急物資確保の啓発、指導
- ク 炊き出し要請先リスト作成

《緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画の内容》

- ① 確保すべき品目、数量
- ② 流通在庫の定期的調査
- ③ 緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結
- ④ 緊急物資調達に関する相互応援協定の締結
- ⑤ 調達体制
- ⑥ 緊急輸送体制（輸送方法、輸送経路等）
- ⑦ 緊急物資の集積場所
- ⑧ 備蓄物資の品目、数量、備蓄場所
- ⑨ 配分計画

- (2) 住民は、次のとおり、災害が発生した場合の緊急物資の確保に努める。
- ア 最低3日間程度の生活を確保できる緊急物資の備蓄（乳幼児、高齢者等の家族構成に配慮）
 - イ アのうち、非常持出品の準備（食料、防災用品（懐中電灯、携帯ラジオ、救急用品等）等）
 - ウ 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進（共同備蓄の推進等）
- (3) 病院、社会福祉施設、企業、事業所等は、利用者、入所者等の特性に応じた物資の備蓄に努める。

2 飲料水の確保

- (1) 市は、災害が発生した場合の応急飲料水を確保するため、予め次の措置を講じる。
- ア 「岐阜県水道災害相互応援協定」等に基づく他の市町村からの応急給水等を含む応急給水

計画の作成

- イ 応急給水用資機材等の整備
 - a 給水車（給水タンク搭載車）
 - b 飲料水兼用型貯水そう
 - c 給水タンク等応急給水器具
 - d 応急用水源（湧き水、井戸等）の把握
 - e 高山管設備工業協同組合との協定に基づく応援体制の確立
 - f 復旧資材の備蓄
 - g 住民、事業所等に対する貯水、応援給水について指導

《応急給水計画の内容》

- ア 臨時給水所設置場所の指定、その周知方法
 - イ 臨時給水所運営体制（本部・現地）、通信連絡体制
 - ウ 応急給水用資機材の確保方法
- (2) 住民は、次のとおり、災害が発生した場合の応急飲料水の確保に努める。
- ア 家庭における貯水
 - a 一人一日3リットルを基準とし、世帯人数の3日分を目標に貯水する。
 - b 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
 - c 貯水容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水漏れ、破損しないものとする。
 - イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
 - a 給水班の編成
 - b 地域の湧き水、井戸等の水質検査等による飲料水の確保
 - ウ 応急給水用資機材の確保
 - a ポンプ、水槽、ポリタンク、ポリ袋、燃料等

3 トイレ対策

- (1) 物資の備蓄

市は、携帯トイレ、仮設トイレ等の必要な物資を備える。
- (2) マンホールトイレの設置

市は、指定避難所等の改修、新設時にマンホールトイレの設置を進める。
- (3) 避難所運営マニュアルの周知、啓発

市は、震災時に迅速なトイレ対策が講じられるよう避難所運営マニュアルにトイレ対策を定め、機関関係、地域住民、避難所施設の管理者等に周知徹底する。

第3節 防災資機材の確保

1 現状と課題

- (1) 大規模災害時には、現在の警察、消防、自衛隊等の装備では効率的な応急対策活動ができないことも予想され、防災資機材の確保を図ることが必要
- (2) 自主防災組織等地域住民による活動も重要であり、地域における防災資機材の整備も必要

2 基本方針

警察、消防の救出能力の向上を図るため、防災資機材の充実強化を促進するとともに、地域における資機材の整備を進め、地域防災力を高める。

3 対策 → 市長公室、財務部、建設部、都市政策部、消防部

1 防災資機材の整備等

市は、防災資機材の確保を図るため、次の措置を講ずる。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

- (1) 防災活動上の資機材、救助活動上の資機材等の整備

《整備資機材等》

- ア 情報連絡用資機材：携帯無線機、ハンドマイク、車載型拡声装置 等
- イ 防災活動上の資機材：テント、防水シート、防災シート、リヤカー、鋸、チェーンソー、油圧ジャッキ、担架、ハンマー、バール 等
- ウ 初期消火資機材：消防用ホース、管そう、ノズル、軽可搬ポンプ 等

- (2) 重機類借上等に関する協定の締結

高山市三協防災対策協議会との協定（災害時における応急復旧などの協力に関する協定）による重機類及び要員の借上等協力体制の充実を図る。

- (3) 化学消火薬剤等の備蓄

2 地域における防災資機材の整備

市は、コミュニティ消防センター等に防災資機材を分散配置する。

また、住民及び事業者による防災資機材の整備等自発的な防災活動の推進に努める。

第4節 防疫予防対策

1 現状と課題

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力・抵抗力の低下等により、感染症等が発生し、蔓延する危険性があるため、防疫活動の重要性が極めて高い。

2 基本方針

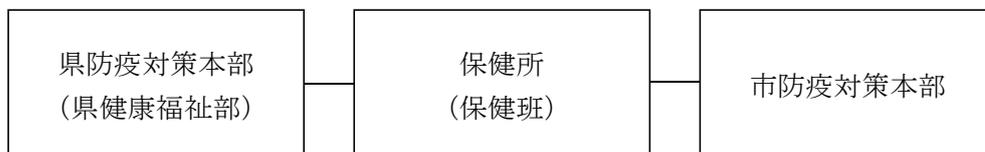
的確・迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

3 対策 → 医療保健部

1 防疫体制の確立

市は、地震災害時における防疫体制の確立を図る。

《地震災害時における防疫体制》



2 防疫用薬剤等の備蓄等

市は、防疫用薬剤及び資機材について、備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

3 感染症の患者の医療提供体制の確立

市は、地震災害発生による感染症患者又は無症状病原体保有者の発生が予測されることから、県内の感染症指定医療機関等の状況把握と患者の搬送体制の確立を図る。

第5節 要配慮者の安全確保

1 現状と課題

- (1) 近年の災害においては、要配慮者が災害発生時に犠牲になるケースが多く、今後も、高齢化等によって要配慮者の数はますます増加することが予想される。
- (2) 要配慮者については、各種の災害対策においてきめ細かな配慮が必要

2 基本方針

市及び関係団体は、関係団体、地域住民等の協力を得て、地域の実情に即した要配慮者支援体制を確立するとともに、要配慮者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を整備する。

3 対策 → 市民福祉部、飛騨高山プロモーション戦略部、消防部

1 避難行動要支援者対策

避難行動要支援者に関する対策については、一般対策編第2章第11項「2避難行動要支援者対策」に定めるところによる。

2 避難行動要支援者支援計画の策定

市は、避難行動要支援者に対する迅速で的確な支援を行うため、避難行動要支援者支援計画を策定する。なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、名簿や計画の策定にあたっては、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

ア 計画の内容

- ① 基本方針
- ② 支援組織の設置と役割
- ③ 避難行動要支援者名簿の整備
- ④ 個別避難計画の概要

3 避難行動要支援者の状況把握

- (1) 市は、日頃から避難行動要支援者のうち、避難支援を必要とし避難支援等関係者への情報提供に同意を得られた者の避難行動要支援者台帳を整備するとともに、個別避難計画の策定に向け、避難支援等関係者と情報の共有を行う。
- (2) 市は、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を作成するよう努めなければならない。

また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成するものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

- (3) 避難行動要支援者は、自らの避難支援情報を提供し、市の避難行動要支援者台帳整備と避

難支援等関係者による避難支援に協力するよう努める。

- (4) 避難支援等関係者は、日頃から避難行動要支援者の状況を把握し、災害時における迅速な支援行動に備える。

4 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

市は、警察、消防団等の防災関係機関、まちづくり協議会、町内会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生児童委員、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有及び個別避難計画の策定等、避難行動要支援者の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

5 要配慮者に配慮した防災知識の普及等

- (1) 市は、要配慮者を災害から守るための防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行なわれるよう指導する。
- (2) 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所管理者等は、職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るための防災訓練、防災教育等を行う。
特に、職員が手薄になる夜間に対応する訓練を充実する。
- (3) 住民
 - ア 要配慮者は、自らの身体状況等に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、医薬品等の入手方法等を明確にしておくよう努める。
 - イ 住民は、積極的にボランティアとして活動するなど、要配慮者の生活についての知識の習得に努める。

6 施設・設備等の整備

- (1) 市は、要配慮者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システム及び要配慮者への情報提供設備の導入・普及を図る。
また、福祉避難所、避難路等の防災施設の整備を図る。
- (2) 市は、災害時に社会福祉施設において要配慮者の受け入れが可能となるような協定締結等を進める。
- (3) 市は、障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、障がいの種類及び程度に応じて、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。
また、障がい者が緊急の通報を迅速かつ確実にを行うことができるようにするために、障がいの種類及び程度に応じて、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進、その他必要な施策を講ずる。

7 人材の確保

- (1) 市は、要配慮者の支援に当たり、避難所等での介護者の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者等関係団体の協力を得て広域的なネットワーク化に努める。
- (2) ボランティアの活用を図るため、その活動の支援等に努める。
- (3) 社会福祉施設等においては、平常時よりボランティア受け入れ等に積極的に取り組み、災

害時のマンパワー確保に努める。

8 社会福祉施設における対策

(1) 防災マニュアルの策定

災害時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した防災マニュアルを各施設で策定する。

(2) 防災訓練、防災教育等の実施

(3) 施設等の安全対策

災害時に施設自体が倒壊することや、火災が発生することのないよう、施設等を常時点検する。又、火気については、日頃より安全点検を行う。

(4) 地域社会との連携

常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時は地域住民の協力が得られる体制づくりを推進する。

平常時よりボランティア受け入れ等に積極的に取り組み、災害時のマンパワー確保に努める。

(5) 緊急連絡先の整備

緊急時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

9 外国人等への対策

介護を必要とする高齢者、心身障がい者以外の要配慮者として、言葉に不自由又は地理に不案内な外国人、旅行者等が想定される。これらの人々に対して、要配慮者として安心して行動できるような環境づくりを行う。

(1) 災害情報の提供

外国人向けの防災リーフレット等の広報印刷物を配布する。

(2) 地域社会との連携

地域での支援体制づくりを進める。

避難所等に通訳のボランティア等の派遣ができるよう、ボランティア団体等との連携に努める。

10 要配慮者に配慮したまちづくりの推進

市は、歩行器や車椅子等が容易に通行できるよう避難路となる道路の安全確保、避難所における段差の解消、障がい者用トイレの確保など、要配慮者に配慮した施設の整備に努める。

又、公共施設における視聴覚障がい者対策として、音と光を使った災害時用避難誘導システムの導入を検討する。

第6節 孤立防止対策

1 現状と課題

- (1) 山間部の集落等では災害時に孤立するおそれがある。
- (2) これらの地区については、各種の災害対策において配慮が必要

2 基本方針

想定される被害状況に応じた防災対策が総合的かつ的確に講じられるよう、支援体制を整備する。

3 対策 → 市長公室、消防部

1 通信手段の確保

- (1) 市は、通信の途絶を回避するため、通信手段の確保に努めるものとする。
- (2) アマチュア無線の協力確保について、体制確立を図る。

2 災害に強い道路網の整備

- (1) 代替路線のない市道は、優先して災害予防対策を推進する。
- (2) う回道路として農道及び林道の整備を推進する。

3 孤立予想地域の実態把握

市は、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者等の孤立予測について、日頃から把握するとともに、周辺道路を含めて地図を付してデータベース化するものとする。

4 自主防災組織の育成

- (1) 災害発生時の活動要領について指導を行う。
- (2) 活動用資機材の整備充実を図る。

5 避難場所の確保

災害時の避難施設となる公民館等の環境整備を進める。

6 備蓄

- (1) 食料品、生活必需品等の備蓄を進める。
- (2) 孤立が予想される地区の住民は、平素から備蓄について配慮する。

第4項 地震に強いまちづくり

第1節 まちの不燃化・耐震化

1 現状と課題

- (1) 阪神淡路大震災では、木造家屋のみならず比較的安全とされていた堅牢建築物までもが倒壊。
又、地震に伴い二次災害としての延焼火災も各地で発生
- (2) 建物の耐震化・不燃化の推進、都市公園の整備等による防災空間の確保、市街地の開発等による密集市街地の整備等を推進することが必要

2 基本方針

想定を超える災害が発生した場合、生命の安全の確保を第一としつつ被害を一定のレベルにくだとめられるような「地震に強いまちづくり」を目指す。

3 対策 → 市長公室、都市政策部、総合政策部、教育部、消防部

1 建築物の防災対策

- (1) 防災上重要な建築物の耐震性確保
 - ア 市は、災害時に拠点となる公共施設等の耐震性の確保に努める。

《応急対策活動の拠点》

- ・小、中学校施設 ・浄水場、下水道施設 ・保育園
- ・社会福祉施設 ・給食センター ・集会場 等

イ 構造体の耐震性能だけでなく、外壁、窓ガラス、壁、天井仕上材、設備の耐震性や家具の固定などにも配慮する。

ウ 市が所管する防災上重要な拠点建物については、設計時から構造、設備、計画など多面的に検討する。又、地下水・雨水利用施設や耐震性貯水槽、備蓄倉庫などの設置についても検討し、整備を図る。

- (2) 一般建築物の耐震性強化

市は、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を行う。

対象建物 [昭和56年5月以前の建築物]

- ・災害時に重要な機能を果たすべき建築物（病院等）
- ・不特定多数の者が利用する建築物（ショッピングセンター、ホテル等）
- ・木造建築物についても、住民の理解を深めるよう努める。

- (3) ブロック塀（石塀を含む）、自動販売機等の倒壊防止対策

ア 市は、住民に対し、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法についてパンフレット等

を作成し、知識の普及を図る。

イ ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

ウ ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。

エ 自動販売機の固定措置などについても必要な地震防災対策を促進する。

(4) 建築物不燃化の促進（防火・準防火地域の指定）

市は、建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進する。

(5) 不特定多数が利用する施設等の防災対策

大型小売店舗、旅館等の不特定の人が集まる施設においては、施設の防災点検を実施する。

(6) 窓ガラス、看板等の落下防止対策

建物の屋根瓦、外壁、窓など外装材や看板については、落下防止の啓発を行う。

特に、避難路沿いや通行量が多い市街地の道路に面した建築物の窓ガラスやタイルの落下による人的被害防止対策について、飛散防止措置等を指導する。

(7) 家具等転倒防止対策

家庭向けに、タンス、食器棚、ピアノ、冷蔵庫等の転倒防止のための啓発を行う。

(8) コンピュータの安全対策

行政機関が保有するコンピュータ等が、災害時にも稼働するよう必要な措置を講じる。

(9) 被災建築物等の危険度判定体制の整備

市は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災者建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアル（震前対策編）に基づき平常時から準備しておくよう努めるものとする。

(10) 所有者不明土地の活用

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

2 文化財の防災対策

市は、各種文化財の防火を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防火思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

ア 文化財に対する市民の防火思想と愛護精神の普及を図るための広報活動

イ 防災施設設置事業の推進とそれに対する助成措置

ウ 民間施設の防火設備設置の促進

エ 所有者に対する火災予防体制の確立についての指導

3 道路、河川施設等の防災対策

(1) 道路施設等の整備

道路管理者は、地震発生後の緊急輸送の確保等の観点から、道路、橋梁等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等の推進を図るものとする。

ア 道路の整備

道路防災点検に基づき、緊急的に対策が必要とされる箇所について、順次対策を実施する。

市街地においては、消防活動が困難である区域の解消あるいは道路空間が有する延焼遮断機能についても考慮し、新設改良計画を立てるものとする。

イ 橋梁の整備

道路防災点検及び「道路橋示方書」等を参考に順次耐震補強を実施する。

(2) 河川等の整備

河川管理者及び市は、次のとおり、安全と利用の両面から河川施設の整備を推進する。

ア 河川管理施設の安全性の確保

地震災害時における樋門等の施設の被害を防止するため、それぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な箇所を指定し、整備を図る。

イ 河川空間の整備

河川の防災・避難空間としての機能を踏まえ、地震災害時の防災・避難場所としての一時的活用を図る。

ウ 消防水利の強化

河川水利用の消火活動に資するため、必要に応じて河川堤防や河岸から水辺へのアプローチの改善を図る。

又、水道管等の被災による消防水利の不足に備えるため、用水路、ため池等の活用を図る。

エ 河川管理施設等の整備拡充

万一の災害及び決壊の事態が生じた場合、人家や公共施設に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、緊急時に備えて、管理施設（観測施設）等の整備拡充を図る。

4 都市の防災対策

(1) 都市防災の推進

市は、過密化した都市の地震災害を防止、軽減する観点から土地利用の規制・誘導、避難場所、避難路等の整備及び建築物の不燃化等による市街地の整備を進める。

又、伝統的建造物群保存地区等の特定地域については、「三町防災計画」等により地域の防災対策を推進する。

(2) 防災空間の確保

ア 緑の基本計画の策定

市は、都市緑地法に基づき「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」を策定し、防災空間の確保に努める。

イ 緑地保全地域の指定

市は、都市緑地法に基づく緑地保全地域等の地域指定を推進し、防災空間の確保に努める。

ウ 都市公園の整備

市は、都市公園の計画的な整備拡大を図り、延焼防止あるいは避難場所として防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

エ 道路の整備

道路は災害時における消防活動の支援、緊急交通路、避難路、大規模火災時の延焼遮断帯として重要な機能を有しており、都市計画道路等の整備を積極的に推進するとともに、国道、県道等の整備を道路管理者に要請する。

(3) 市街地の開発等

ア 市街地再開発の推進

市は、低層の木造建築物が密集し生活環境の悪化した市街地について次の事業を推進し、防災性の高い安全で快適な都市環境の創造に努める。

- a 市街地再開発事業
- b 優良建築物等整備事業

イ 住環境整備事業の推進

市は、市街地において、不良住宅が集団的に存する地区等を居住環境、都市基盤及び都市防火等の観点から整備し、防災性の高い安全で快適なまちづくりを進める。

- a 住宅地区改良事業
- b 住宅市街地総合整備事業

ウ 土地区画整理事業の推進

市は、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用増進を目的とした土地区画整理事業を実施することにより、防災的効果を有した安全で快適なまちづくりを促進する。

エ 空き家等の状況の確認

平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

5 被災建築物の応急危険度判定体制等の整備

(1) 実施体制の整備

被災建築物応急危険度判定に必要なマニュアル、備品の整備に努めるとともに、派遣された被災建築物応急危険度判定士の受け入れ体制の整備を図る。

(2) 制度の普及啓発

県及び建築関係団体と協力して、応急危険度判定制度の趣旨について住民の理解が得られように、広報たかやま等を通じて普及啓発に努める。

(3) その他

斜面判定士、建物耐震診断技術者、防災エキスパート、被災宅地応急危険度判定士等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修への参加を支援する。

第2節 火災防止対策

1 現状と課題

- (1) 地震が発生した場合、二次災害として恐ろしいのは火災であり、多くの場合、火災は同時多発し、時間、季節、風向等によっては大火災となる可能性もある。
- (2) 消防水利の損壊、応援隊相互の通信混乱等予期せぬ事態に備え、効果的・機能的な消火活動ができる体制を整備する必要がある。

2 基本方針

火災防止体制を万全のものとするため、火災予防の指導強化、初期消火体制の確立及び消防力の増強を図る。

3 対策 → 消防部

1 火災予防の指導強化

(1) 地域住民に対する指導

市は、地域住民の自主防災組織、少年消防クラブ、幼年消防クラブ等火災予防に関する各種団体の育成を図るとともに、住民に対し、地震時における火災防止思想の普及を図るため次の指導を行う。

- ア 火気使用器具の使用法、転倒・落下防止、周囲の整理整頓を指導する。
- イ 初期消火の重要性の啓発、各家庭、事業所等での消火器・消火用水の準備とその使用法を指導する。
- ウ 住宅用火災警報器の設置及び電池交換等の維持管理を推進する。
- エ 地震発生における行動、通電火災防止対策の指導を推進する。
- オ 自主防災組織の指導者等に対し、消火に必要な技術を教育する。
- カ 火災予防条例の周知・徹底に努める。

(2) 防火対象物の管理者等に対する指導

市は、防火対象物の関係者等に対し、次の指導等を行う。

- ア 防火対象物及び消防用設備等の耐震性の確保を指導する。
- イ 消防法に規定する防火対象物について防火管理者を選任させ、地震対策を含めた消防計画の作成を指導する。
- ウ 火気使用器具の使用法、転倒・落下防止、周囲の整理整頓を指導する。
- エ 消防用設備等の設置、整備点検とその使用法を指導する。
- オ 防火対象物の予防査察を計画的に実施し、防火対象物の状況を把握するとともに火災発生危険の排除に努め、火災予防対策の万全な指導を行う。
- カ 防火対象物の状況を把握し、地震時に火災発生のおそれのある物件等の発見に努め、関係者に対し万全を期するよう指導する。
- キ 消防法の規定による建築同意制度を効果的に運用し、建築あるいは増築の段階での火災予防の徹底を図る。

2 消防力の整備強化

（1） 消防力の強化

市は、消防力の整備指針や消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、地震が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努める。

ア 火災の延焼拡大防止や迅速な救助活動を行うため、消防署、消防団の施設、設備の充実に努める。

a 消防車両・消防資機材整備事業の推進

- ・ 消防ポンプ車、資機材搬送車、指令車等の整備
- ・ 救助用、災害用資器材等の整備
- ・ 通信施設設備の整備

b 消防団車庫整備事業、消防団車両整備事業の推進

- ・ コミュニティ消防センター、消防自動車等の整備

イ 救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、大型建設機械の借上げ等の要請について、関係団体との協力体制を確保しておく。

ウ 同時多発災害時には市の消防力だけでは対応できないことから、住民による自主防災組織の育成強化に努める。

a 自主防災組織の体制強化及び防災資機材の配備

b 自主防災組織の隊長固定化の推進

c 自助・共助意識の普及及び初期消火、応急救護、防災資機材の取扱訓練の実施

d 初期消火体制充実のための資機材整備

（2） 消防水利等の確保

市は、消防水利の基準に基づき整備するとともに、消防水利の整備と同時多発火災、消火栓使用不能事態等に備え水利の多様化を図る。

ア 耐震性貯水槽整備計画に基づく整備を図る。

イ 緊急水利として利用できる河川、池、プール、井戸等を把握し、水利の多様化を図る。

（3） 消防団との連携強化

同時多発的に発生する火災等の事案に対して、消防署と消防団が密接な連携により、事案の早期終息及び人的、物的な被害の軽減を図る。

第3節 危険物等の災害予防対策

1 現状と課題

- (1) 地震が発生した場合、危険物等により、出火、爆発、有毒ガスの発生等人命に著しい危険を及ぼすおそれがあり、災害の発生・拡大防止のための平素からの対策が重要

2 基本方針

市その他関係機関は、危険物等の保安体制の確立について、施設、事業所等を指導し、災害の未然防止に努める。

3 対策 → 消防部

1 危険物

地震時の危険物による災害を最小限に留めるため、各関係機関は次の措置を行う。

- (1) 市は、消防法等に基づき次の立入検査及び指導を行う。
- ア 危険物施設の立入検査、保安検査（位置、構造及び設備、危険物の貯蔵及び取り扱い方法の調査指導）
 - イ 消防法等による危険物施設の規制の徹底、耐震性の確保
 - ウ 消防法等に基づき予防規定の作成が義務付けられている危険物施設に対し、地震対策を含めた予防規定の作成指導
 - エ 火災予防条例の適用を受ける指定数量未満の危険物の貯蔵、取扱いを行っている学校、薬局等について、火災予防上の立入検査等の実施、危険物の貯蔵、取扱い方法の指導、自主的定期点検等による自主保安体制の強化の指導
 - オ 石油ストーブ、ボイラーを使用している事務所、一般家庭等について、灯油の適正な保管及び取扱い方法の指導啓発
 - カ 危険物流出防止資機材の整備及び配備状況の把握
- (2) 危険物施設の所有者、管理者及び占有者は、災害予防のため、次の対策等を行う。
- ア 消防法に基づく安全確認のための定期点検
 - イ 防災資機材、危険物流出防止資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄等
 - ウ 危険物施設では、災害が発生した場合の対応についての特殊性を考慮し、専門知識を有する事業所員で構成された自衛消防隊の充実と危険物安全協会を主体として事業所間の相互協力体制の確立を図る。

2 高圧ガス

地震時の高圧ガスによる災害を最小限に留めるため、各関係機関は次の措置を行う。

- (1) 高圧ガス施設の災害予防
- ア 市は、可燃性ガス及び毒性ガスの高圧ガス施設の保安状況を把握し、必要なときは、飛騨県事務所等へ保安管理の適正指導を要請するものとする。
 - イ 高圧ガス地域防災協議会は、地震時における高圧ガスの移動中の災害の発生又は被害拡大

の防止を図るため、運転者及び防災事業所応援要員の保安教育、非常工具の整備、緊急連絡体制の整備、防災訓練の定期的実施等に努める。

ウ 高圧ガス事業者は、次により自主保安体制の確立に努める。

- a 高圧ガス施設の整備・日常点検等の実施
- b 応急措置等についての保安教育
- c 緊急連絡体制の整備、緊急対応マニュアルの策定
- d 防災協定などによる地域応援体制の確立
- e 防災訓練の実施

(2) 液化石油ガス消費設備の災害予防

市は、エルピーガス協会と協力して、一般消費者等に対し液化石油ガスの知識の普及を図るとともに、地震時における応急措置について、販売業者に対し地震対応型ガス機器（マイコンメータS、耐震自動ガス遮断器等）の設置、啓発を推進し事故防止を図る。

3 火薬類

地震時の火薬類による災害を最小限に留めるため、各関係機関は次の措置を行う。

- (1) 市は、火薬類の状況を把握し、必要なときは火薬類施設へ保安管理の適正指導を行う。
- (2) 火薬類施設の管理者は、火薬類施設の災害予防のため、次の対策等を行う。
 - ア 応急措置等について保安教育
 - イ 地震防災訓練の実施
 - ウ 災害発生時の火薬類の流出・紛失防止について万全の対策

4 毒物及び劇物

地震時の毒物及び劇物による災害を最小限に留めるため、各関係機関は次の措置を行う。

- (1) 市は、消防法第9条の3に基づく届出により、毒物及び劇物を取扱う事業所の保安状況を把握し、必要なときは、県へ保安管理の適正指導を要請する。
- (2) 毒物及び劇物を取扱う事業者は、毒物及び劇物による災害予防のため、次の対策等を行う。
 - ア 事故時の通報体制の確立
 - イ 転倒防止対策等施設の整備点検
 - ウ 事故拡大防止及び被災防止体制の確立
 - エ 消火、吸着剤、科学処理剤等の整備
 - オ 地震防災教育及び訓練の実施

第4節 災害危険区域の防災事業の推進

1 現状と課題

- (1) 当市は、その面積の約92.1%が森林であり、いたるところに崖崩れ、山崩れの危険性がかかっている。又、山間地での土石流、地滑り等の災害の発生のおそれがある。
- (2) 大規模な地震が発生した場合、これらの災害により、一瞬にして多くの人命を失い、又広範囲に人命が危険にさらされるおそれがあり、防災事業の推進が必要である。

2 基本方針

市は、災害危険区域を把握し、関係機関及び地域住民に周知徹底するとともに、緊急度の高い区域から防災事業の推進及び指導を図る。

3 対策 → 建設部、都市政策部、農政部、森林・環境政策部

1 土砂災害防止事業

市、国、県は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等の把握を行い、法令に基づき砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等を指定し、有害行為等の規制を行うとともに、次により土砂災害防止事業の推進及び警戒避難に資する情報提供を図る。

(1) 砂防

土石流による被害が大きいと予想される人家密集地区、市街化の進展の著しい地区に係る渓流等を重点に砂防施設の整備を推進する。

(2) 急傾斜地

急傾斜地（傾斜角30度以上、がけ高5m以上）の崩壊による被害を軽減するため、一定行為の制限を行うとともに、崩壊対策整備を推進する。

(3) 地すべり

地すべり崩壊による被害を除去又は軽減するため、人家密集地区及び下流地域への影響の大きい地区を重点に、地すべりを助長又は誘発する原因、機構及び規模に応じ、対策工事を推進する。

(4) 総合的な土砂災害対策

土砂災害危険箇所及び非常時の避難場所を記載した災害危険区域図（ハザードマップ）を作成・配布するとともに、市ホームページで公開し、地域住民に対し周知を実施する。

(5) 災害の未然防止

県及び市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

2 老朽ため池等の整備

市及び県は、ため池、ダム等が老朽化し、下流地域に洪水の発生のおそれのあるものについて、緊急度の高いものから順次堤体断面の補強、余水吐断面の拡大及び取水施設の整備を図るものと

する。

3 造成地の災害防止

市、県その他の関係機関は、傾斜地において土地造成が行われる場合は、土砂崩れ、擁壁の崩壊等の危険が予想されるため、土地造成業者に対し安全対策の徹底を図るよう指導する。

又、既存の造成地で崩壊等の危険のある土止め施設等については、その危険を周知し、防災対策を確立するよう指導する。更に土砂災害のおそれのある区域について、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、県は市の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害危険区域、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特別警戒区域については、新たな住宅等の立地抑制を図り、警戒区域ごとに土砂災害に係る情報伝達及び警戒避難体制の整備を図り、土砂災害から地域住民の生命を守るよう努めるものとする。

4 住宅移転事業

(1) 防災のための集団移転促進事業

市及び県は、災害危険区域のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために住居の集団移転を促進することが適当と認められる区域について防災のための集団移転促進事業の実施の促進を図るものとし、移転者に対しては生活確保に必要な援助をするよう努める。

(2) がけ地近接危険住宅移転事業

市及び県は、県建築基準条例で指定した「災害危険区域」及び建築を制限している区域、土砂災害特別警戒区域に存する住宅で移転を必要とするものについては、がけ地近接危険住宅移転事業の実施の促進を図るものとし、本制度の活用について、地域住民の積極的な理解と協力を得るよう努める。

5 液状化対策

(1) 液状化危険度に関する意識啓発

市は、液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過などの把握を促進し、一般住宅の予防的工法の周知など、液状化危険度に関する意識啓発を行うものとする。特に、液状化現象により生じる被害（ライフライン被害、住家被害、堤防被害等）について住民に周知し、被害軽減のための予防対策を行うよう啓発を行うものとする。

(2) 基幹交通網における耐震化の推進

市は、液状化危険度マップを活用し、重要度を考慮した道路等ライフライン復旧の優先順位の整理を行うものとする。

(3) 堤防の液状化対策

強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には地盤の液状化による堤防の沈下が懸念されることから、河川管理者は、水害の二次被害を防ぐため、堤防の耐震点検及び液状化に備えた対策等を適切に行うものとする。

第5節 ライフライン対策

1 現状と課題

電気、ガス、水道等のライフラインの寸断は市民生活に基本的な部分での麻痺を生じ、二次災害の発生、応急対策の遅延にもつながるなど、その影響は極めて広範に及ぶものであり、その対策は万全を期す必要がある。

2 基本方針

施設の耐震性の確保に努めるとともに、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保を図る。

3 対策 → 水道部、関係機関

1 水道施設

水道事業者は、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備等を行う。

- (1) 水道水源の多元化による災害時の水道水の安定確保
- (2) 浄水場施設等の耐震化等
 - ア 取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化
 - イ 緊急時給水拠点としての配水池の整備促進（貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁等を設置）
- (3) 管路施設の整備
 - ア 導・送・配水管路の耐震性の強化（老朽管の敷設替え、耐震性の高い管の採用）
 - イ 配水系統の相互連絡（2以上の配水系統を有する水道施設及び2以上の水道施設間の幹線で相互連絡管の整備）
- (4) 電力設備の確保（水道施設用電力の停電に配慮した受電設備（自家発電設備を含む。）の整備）
- (5) 緊急時給水拠点の設定

緊急時に応急給水を行う場所（配水池、給水車配置場所及び飲用井戸等）を速やかに設定する。
- (6) 資機材の備蓄等
 - ア 復旧工事事用資材の備蓄及び調達
 - イ 応急給水用器材の備蓄（応急給水義務者である市の応急給水活動を支援するための給水タンク等の整備）
- (7) 広域的相互応援体制の整備（「岐阜県水道災害相互応援協定」等に基づく応援体制、受け入れ体制の整備）

2 下水道施設

下水道事業者は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理にあたり、立地条件に応じ、地震に対して次の対策を行う。

- (1) 施設点検の定期的実施による危険箇所の把握
- (2) 施設整備の耐震対策等
 - ア ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震性の強化対策
 - イ その他の施設については、ある程度の地震被害を想定し、施設機能確保を図り、又、補修が容易な構造とし、復旧対策に重点を置いて整備
 - ウ 停電に対して速やかに対応できる設備の整備
 - エ ポンプ場及び処理場内での各種薬品類、重油及びガス等の燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏えい、転倒防止、その他の二次災害の発生防止のための整備
- (3) 施設が損傷した場合においても最低限の処理機能が確保されるよう施設の弾力的運用
- (4) 資機材の備蓄等
- (5) 他都市の下水道管理者及び関係機関との支援の方法、資機材の確保方法の体制の確立

3 電力施設

電力会社は、地震時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の予防対策を行う。

- (1) 電力供給施設の耐震性確保
- (2) 防災資機材及び緊急用資材の整備
 - ア 復旧用資材
 - イ 各種工具
 - ウ 無線
 - エ 車両
 - オ 高圧発電機車
- (3) 要員の確保
 - ア 緊急連絡体制の整備
 - イ 交通途絶時の出動体制の確立
 - ウ 関連会社との連絡体制の確立
- (4) 被害状況収集体制の整備
 - ア ヘリコプター緊急出動体制（パイロット及び搭乗者の確保と緊急出動体制の整備）
 - イ 衛星通信回線の導入（移動無線、加入電話等に加え、衛星通信回線を確保）
- (5) 一般向け防災啓発活動、二次災害防止啓発活動の実施

4 液化石油ガス施設・設備

液化石油ガス販売事業者等は、地震時の液化石油ガス施設・設備の災害及び液化石油ガスによる二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合の被害拡大防止のため、次の予防対策を行う。

- (1) 地区エルピーガス協会は、液化石油ガス消費設備の災害予防のため、次の対策等を講じる。
 - ア 一般消費者に対し液化石油ガスの知識の普及、地震時における応急措置・火災防止措置等の周知
 - イ 地震対応型ガス機器（マイコンメータS、耐震自動ガス遮断器、ガス放出防止器等）の市内への普及促進

- ウ 協会のLPガス災害対策要綱に基づく緊急連絡・緊急出動体制の整備、必要資器材の確保
- (2) 販売事業者は、液化石油ガス消費設備の災害予防のため、次の措置等を講ずる。
 - ア 一般家庭などの液化石油ガス容器の転倒防止措置を確実にするとともに、地震対応型ガス機器の普及を促進
 - イ 簡易ガス施設についても貯蔵施設や配管の管理維持を徹底し、地震対応型ガス機器の普及を促進
 - ウ 災害発生時の緊急対応体制の整備

5 鉄道施設

鉄道事業者は、地震時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を行う。

- (1) 施設、設備の耐震性の確保
 - ア 耐震構造への改良促進、地震時要注意構造物の点検
 - a 橋梁の維持、補修
 - b のり面、土留の維持及び改良強化
 - c トンネルの維持、補修及び改良強化
 - d 建物設備の維持、修繕
 - e 通信設備の維持
 - イ 地震計の設置による地震発生時における早期点検体制の確立
 - ウ 耐震列車防護装置等の整備増強
 - 耐震列車防護装置、落石警報装置、列車指令装置等
- (2) 防災資機材の整備点検及び要員の確保
 - ア クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備
 - イ 重機類、その他必要な資機材、要員の確保体制の整備

6 電話(通信)施設

電気通信事業者は、地震時に電気通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電気通信の混乱を防止するため、次の予防対策を行う。

- (1) 電気通信施設、設備の安全確保
 - ア 社屋の耐震化の推進
 - イ 社屋内設備の耐震化、転倒防止の推進
 - ウ 電線類の地中化
- (2) 災害対策機器類の配備
 - ア 孤立防止用無線電話機
 - イ 可搬型移動無線機
 - ウ ポータブル衛星通信装置
 - エ 応急ケーブル、特殊車両、防災用機材等
 - オ 非常用デジタル交換装置
 - カ 非常用移動電源車
 - キ 重要通信の確保
 - ク 災害時優先電話の確保

ケ 災害用伝言ダイヤル「171」の開設

7 放送施設

日本放送協会及び民間放送会社は、災害時における住民への情報伝達手段としての放送の有効性を認識し、大地震の発生等に際してその機能を確保するため、次のような対策を推進する。

- (1) 送信所、演奏所の建物、構築物の耐震力の強化
- (2) 放送設備、特に放送主系設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐震対策
- (3) 放送設備等重要な設備について、代替又は予備の設備の設置
- (4) 二次災害の発生防止のための防火設備等の設置
- (5) 建物、構築物、放送設備等の耐震性等についての定期的自主点検

8 電線類の地中化

市は、県地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、調整のうえ共同溝により電線類の地中化を推進する。

9 ライフラインの代替機能の確保

市は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能の確保に努める。

- (1) 避難所その他公共施設での井戸の把握
- (2) 飲料水の貯留が可能な耐震性貯水槽の設置
- (3) 避難所その他公共施設への自家発電装置の設置
- (4) 仮設トイレ、バキュームカーの確保
- (5) 各種通信体制の活用
- (6) 新エネルギーシステムの導入

第3章 地震災害応急対策

第1項 応急体制

第1節 防災活動体制の整備

1 現状と課題

- (1) 地震は風水害などの災害と異なり、突発的なものであるため、発生後極めて短時間に起動する体制づくりを不断に考えておくことが必要
- (2) 職員の被災、交通の途絶などにより、職員の参集が困難となる場合がある。
- (3) 防災中枢機能そのものが被災する場合もあり、その対策が必要

2 基本方針

厳しい条件のなかであっても、初動時に最低限必要な要員を確実に確保し、中枢機能を迅速に立ち上げる。

3 対策 → 市長公室、関係各部

1 高山市災害対策本部の設置

市長は、地震災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、災害応急対策を実施するため、次の基準により災害対策本部を設置する。

市長は災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における措置がおおむね完了したとき、災害対策本部を廃止する。

(1) 本部の運用

ア 設置基準

- 1 市内に震度5強以上の地震が発生したとき
- 2 市内に相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれのあるときで市長が必要と認めたとき

イ 関係機関への通報

市長は、災害対策本部を設置、又は廃止したときは速やかに次に掲げる者に通報する。

- ・飛騨県事務所（振興防災課）
- ・岐阜県庁（防災課）

ウ 開設の場所

災害対策本部は、市庁舎4階の特別会議室に設置する。

なお、市庁舎が被災し使用不可能の時は、丹生川支所等使用可能な場所に設置する。

エ 本部員会議

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、市本部長（不在の場合は副本

部長）がその必要を認めたときは「本部員会議」を開催し、おおむね次の事項について協議するものとする。

なお、本部員会議を開催するいとまのないとき、あるいは災害の規模が本部員会議を開催する程度に達しない場合にあつては、災害対策本部の設置、その他について関係ある本部員が協議し、その結果に基づき市本部長が決定するものとする。

- a 災害対策本部の体制及び職員の動員（各班の応援を含む。）に関すること。
- b 現地災害対策本部の設置に関すること。
- c 災害防除（拡大防止）対策に関すること。
- d 被災者の救助対策に関すること。
- e 交通・通信、その他総合的に実施を要する対策の調整、推進に関すること。
- f その他災害に関連した必要な事項。

構成

市長（本部長）、副市長・教育長（副本部長）、部長

- 1 緊急時には、二人以上集まれば災害対策本部を設置できるものとし、行政機能が麻痺しないようにする。
- 2 市長が不在の場合は、上記構成の順で災害対策本部長代理となり職務を遂行する。
- 3 必要な場合は支部長も加わる。

オ 本部内担当の設置

担当名	事務分掌	要員
本部連絡員	各部、専門活動班に対応する指示事項を伝達する	各部より1名
情報発信 広報	<ul style="list-style-type: none"> 1 防災行政無線・アマチュア無線・移動無線携帯電話等を確保する 2 住民等への災害情報広報を行う 3 テレビ・ラジオ局との広報手段を確保する 4 関係機関への情報発信・マスコミ発表を行う 	市長公室 総合政策部 市民活動部
情報整理	<ul style="list-style-type: none"> 1 情報受信担当を配置し、地図等を活用して情報整理を行う 2 市民からの情報を整理する 	総務部
車両確保	<ul style="list-style-type: none"> 1 車両確保・燃料供給店を確保する 2 冬期は暖房器具及び燃料を確保する 	財務部

人員配置	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員及びボランティアの業務配置をする 2 各専門活動班の人員調整をする 	総務部 市民福祉部
------	--	--------------

(2) 現地災害対策本部の設置

市本部長は、災害の規模、程度により必要があると認めるときは現地災害対策本部を設置する。

ア 構成

現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者を充てる。

イ 分担事務

現地災害対策本部は、災害対策本部長の特命事項を処理し、現地における防災機関及び応援機関との連絡調整にあたる。

ウ 開設の場所

現地災害対策本部は、必要に応じ、被災地に近いところに設置し、学校、公民館等公共の施設を利用する。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とするものとする。

(3) 専門活動班の設置

災害対策本部の下に専門活動班を置き、対策が必要な事項について防災関係機関の参加を得て検討・活動する。

専門活動班	事務分掌	要員
人命救助・火災処理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 人命救助・火災処理を行う 2 消火栓以外の水利（貯水槽・川・池等）を確保する 3 消防団との連携を早期に確立する 	消防部
救急医療班	<ol style="list-style-type: none"> 1 人命救助・遺体保護を行う 2 医師（三師会・病院）との連携を早期に確立する 	医療保健部
被害状況調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路・橋・家屋等の被害調査を行う 2 被災直後の航空写真の撮影依頼を行う 3 住民が避難した場所（広場等）の把握を行う 	建設部 都市政策部
飲料水確保班	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水施設の被害調査及び対応を行う 	水道部
避難所開設・運営班	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として小学校施設から避難所として開設する 2 小学校が避難所となった場合、教職員との連携・協力体制を作る 3 トイレを準備する 	市民福祉部 教育部 市民活動部

食料・物資 供給班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策物資を確保し、避難所に供給する 2 応援物資を管理・供給する 	市民福祉部 医療保健部 農政部 森林・環境政策部 商工労働部 教育部
要配慮者支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難支援等関係者と協力して避難行動要支援者の避難を支援する。 	市民福祉部 教育部 飛騨高山プロモーション課
感染症対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症の感染状況等を把握する 2 感染症の感染拡大を抑制する 	医療保健部 総務部

→ 要員はあくまでも目安であり、ケースバイケースで他部を追加・省略するなど円滑に機能するよう運用する。

→ 地震時初動期の活動一覧表は別表のとおり

初動期の対応は本来の組織体制に関係なく参集した者で行う。

(4) 県との連絡調整

市災害対策本部は、県及び県の現地災害対策本部ができたときは、その現地災害対策本部と十分な連携を図るものとする。

2 防災関係機関の災害対策組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、地震災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において必要な組織を設置し、その運営等についても防災活動に即応するよう定めるものとする。

地震時初動期の活動一覧表（その1）

別表

経過時間	10分	20分	30分	60分	120分
大目的 活動項目	人的被害の防止・軽減			被災者救援	
活動体制の確立 重要事項の決定	<ul style="list-style-type: none"> ●幹部職員との連絡・協議・意思決定（手段を確保し、適時） ●自主参集 ○庁舎の被害状況把握（建物、無線、自家発電機）と災対本部としての使用可否判断 ○防災行政無線統制 ○災対本部設置要否判断（設置基準に照合し即座に判断） ●動員規模判断（動員基準に照らして）及び動員指令 ○災対本部設置 ○庁舎周辺の被害情報を集約し、第一報を県へ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○人命危険関係情報中間集約結果にもとづく対策協議 	<ul style="list-style-type: none"> ○集約結果にもとづく対策協議 ・広域応援要請の要否判断 ・自衛隊派遣要請（依頼）の要否判断 ・緊急消防援助隊出動要請依頼の要否判断 ・県内・ブロック内消防相互応援協定による応援要請 ○被災者救援活動の準備指示 ○防災基幹施設におけるライフラインの優先普旧を関係機関に要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○集約結果にもとづく対策協議 ○被災者救援活動随時立ち上げ ○緊急車両の確認申請 	
情報管理 （特に、人命危険関係情報の収集・報告）	<ul style="list-style-type: none"> ○人命危険関係情報（倒壊家屋数、火災件数、その他要救出現場数）の収集開始 ○地震情報の把握（テレビ、県防災行政無線等から） ○本部連絡員・情報整理等の担当設置 ○住民等からの問い合わせ等各種通報への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○管内人命危険関係情報中間集約 ○集約結果の県への報告 ○住民等からの通報内容を整理 	<ul style="list-style-type: none"> ○管内人命危険関係情報中間集約 ○集約結果の県への報告 ○住民等からの通報内容を整理 	<ul style="list-style-type: none"> ○管内人命危険関係情報中間集約 ○集約結果の県への報告 ○住民等からの通報内容を整理 	
人命救出活動 二次災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○倒壊家屋等に生き埋めになっている人命の救出活動開始 ○救出隊（消防団＋自主防災組織＋住民）の編成 ○火災の出火防止・初期消火 ○災害警戒活動開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○左記活動の継続 ○救出用建設重機の手配、投入 ○出火防止・初期消火・延焼防止 	<ul style="list-style-type: none"> ○左記活動の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○左記活動の継続 ○二次災害防止のための活動 	
広報	<ul style="list-style-type: none"> ○住民等への活動喚起・行動指示 ・出火防止、初期消火の喚起・指示 ・倒壊家屋等に生き埋めになっている人命救出活動の喚起・指示 ・隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示 ・転倒プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示 ○混乱防止の呼びかけ ○二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○安否問い合わせ通報等に対するコントロール開始 ・住民からの受理状況をモニターし、マスコミを通じた広報、ライフライン関係機関に広報担当セクションの設置や増強を要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者救援活動方針の広報 ・地区別の避難所名 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者救援活動の内容を広報 ○災害写真等の撮影・記録 	
避難所の開設・運営			<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民・観光客等の避難所への収容 ○避難所運営体制の整備 	
要配慮者の保護・移送 医療救護	<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者の保護 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関・施設の被害状況の把握 ○管内・外の医療可能機関等の把握と広報担当・住民・関係機関への伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ○左記活動の継続 ○危険区域の要配慮者の移送 ○医療班の編成準備（集団死傷事故現場への派遣準備） 	<ul style="list-style-type: none"> ○後方搬送開始 	

地震時初動期の活動一覧表（その2）

経過時間	10分	20分	30分	60分	120分
大目的 活動項目	人的被害の防止・軽減			被災者救援	
重要道路応急復旧 交通規制	○重要道路被害調査開始	○左記活動の継続 ○建設業者との連絡調整（建設重機投入については人命救出活動と調整）	○重要道路応急復旧開始（建設重機投入については人命救出活動と調整） ○迂回路設定準備 ○交通規制準備	○左記活動の準備継続あるいは開始	
緊急救援活動	○重要水道施設被害調査		○死体の捜査・収容・処理の準備 ○緊急給水活動準備 ○緊急食料供給活動準備 ○緊急生活物資供給体制準備 ○輸送車輛等の確保	○左記活動の準備継続あるいは開始 ○集約された被害情報等から救援活動需要を予測し、それに見合った供給体制の確立へ動く ○災害救助法適用申請（倒壊家屋数、死者数から把握できる場合）	

（注）経過時間は目安。なお、●は主に勤務時間外の活動。

3 要員の確保

(1) 市の動員基準及びその人員は次のとおりとする。

ア 動員基準

体制	基準	動員内容	動員人員	摘要
警戒体制	①高山市に震度3の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制	市長公室、総合政策部、総務部職員 各支所防災当番	
特別体制	①高山市に震度4又は震度5弱の地震が発生したとき ②地震被害が発生するおそれがあるときで市長が必要と認めたとき	警戒活動にあたり事態の推移に伴い速やかに本部を設置できる体制	市長公室、総合政策部、総務部員 消防部職員 各部係長以上 各支所係長以上職員 防災担当者	市長が必要と認めれば災害対策本部を設置できる
非常体制	①高山市に震度5強以上の地震が発生したとき ②市内に相当規模の災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときで市長が必要と認めたとき	災害が発生し、市内に大規模な災害が予想され全市に応急体制がとれる体制	全職員	災害対策本部を設置する

イ 職員の動員体制

準備体制、警戒体制及び非常体制要員は、それぞれの基準に該当する地震が発生した場合、ただちに準備、警戒及び非常体制につく。

a 勤務時間内の連絡方法等

体制の連絡は、庁内放送、電話、市防災行政無線、連絡員等により連絡する。

職員は各職場にて指示を待ち、災害対策本部等の指示により行動する。

b 勤務時間外、休日の連絡方法等

・電話が使用できるとき

携帯電話、緊急招集メール及び電話で職場別緊急連絡網によって、指示事項を順次連絡する。

・電話が使用できないとき

居住地別動員計画によって、指示事項を順次連絡する。

ウ 緊急参集等

- a 職員は、勤務時間外、休日等において、市内に震度4以上の地震の発生を覚知したときは、動員基準に基づき、ただちに所属又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につく。
- b 避難所開設員は、職員初動システムにより定められた指定避難所へ行き、被害状況を本庁へ連絡する。

エ 参集時の留意事項

- a 原則として徒歩・自転車・オートバイ、車なら軽トラック・軽自動車に登庁する。
- b 被害状況を観察しながら登庁し、被害状況をメモで必ず報告する。

(2) 消防団の初動体制の確立

「大規模地震発生時における消防団活動マニュアル」に基づき参集し、配備につくものとする。

- ア 震度5弱以下 係長以上 防災ラジオ、テレビ、インターネットなどによる情報収集
- イ 震度5強以上 全団員自主参集（各コミュニティ消防センター）

(3) その他の防災関係機関の動員体制

その他の防災関係機関は、市に準じ、その動員体制をあらかじめ定めておくものとする。

第2節 災害応援要請

1 現状と課題

- (1) 中枢機能が麻痺した場合、従来の応援要請第一主義では立ち行かないため、自主出動が必要である。
- (2) 応援内容は、あらかじめ具体的に定めておかないと、とっさのとき役に立たない。

2 基本方針

自衛隊その他の防災関係機関及び隣接市村とは、平時から連絡を密にし、防災訓練等の協同実施により、その連携の強化を図る。

3 対策 → 市長公室、総務部

1 自衛隊に対する災害派遣要請

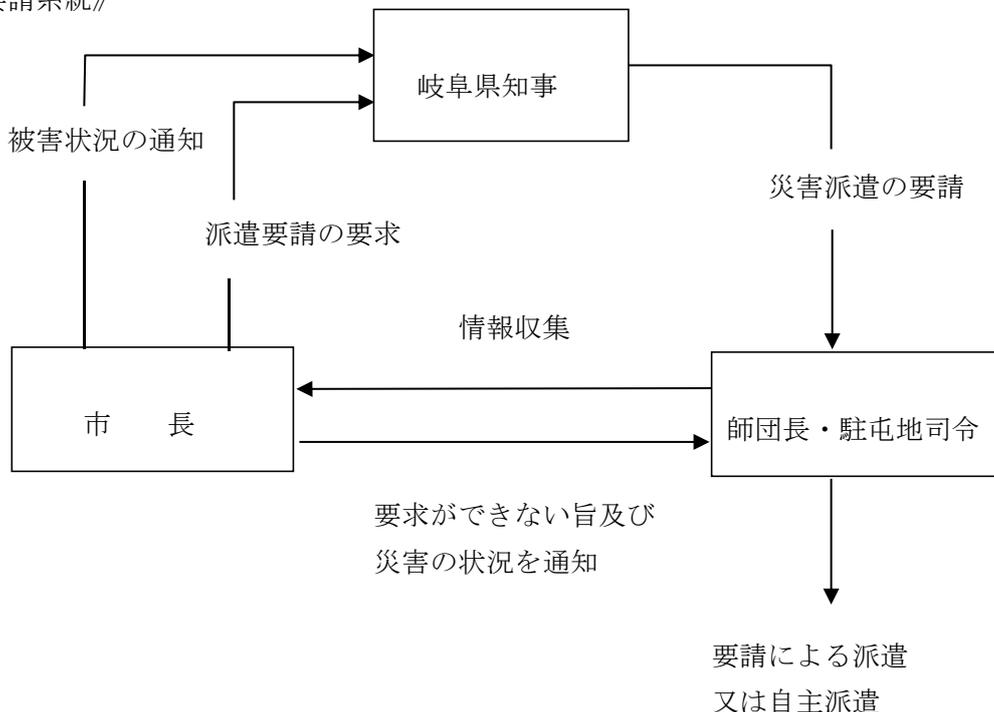
(1) 派遣要請

ア 市長は、市の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊法第83条第1項の規定による要請を行うよう求めることができる。

イ 市長は、アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知し、部隊の派遣を促すものとする。

ウ 市長は、イの通知をしたときは、速やかに県知事にその旨通知する。

《要請系統》



(2) 要請の方法

要請は、次の事項を記載した書類2通を添えて行う。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに所定の手段をとるものとする。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

(3) 要請の窓口

岐阜県知事（防災課）	
N T T電 話	0 5 8 - 2 7 2 - 1 1 1 1
	0 5 8 - 2 7 7 - 5 1 3 9（直通）
F A X	0 5 8 - 2 7 1 - 4 1 1 9
防災行政無線	7 - [3] - 4 0 0 - 2 -（内線番号2 7 4 0 ~ 2 7 4 9）
	[3] - 4 0 0 - 7 2 0 ~ 7 2 4（F A X）
→ [] は衛星系使用の場合	
◎陸上自衛隊 第35普通科連隊（守山）第3科	
N T T電 話	0 5 2 - 7 9 1 - 2 1 9 1（内線4 8 3 2）
N T T電 話	0 5 2 - 7 9 1 - 2 1 9 1（内線4 5 0 9）
F A X	0 5 2 - 7 9 1 - 2 1 9 1（内線4 1 1）
防災行政無線	7 - [3] - 6 5 1 - 7 1 2（事務室）
	7 - [3] - 6 5 1 - 7 1 1（当直室）
	[3] - 6 5 1 - 7 1 0（F A X）
◎航空自衛隊 小牧基地 防衛部運用班	
N T T電 話	0 5 6 8 - 7 6 - 2 1 9 1（内線4 3 2）
F A X	0 5 6 8 - 7 6 - 2 1 9 1（内線4 0 4）
防災行政無線	7 - [3] - 6 5 3 - 7 1 1（事務室）
	7 - [3] - 6 5 3 - 7 1 2（当直室）
	[3] - 6 5 3 - 7 1 0（F A X）
◎航空自衛隊 岐阜基地	
N T T電 話	0 5 8 - 3 8 2 - 1 1 0 1（内線2 3 1 4）
F A X	0 5 8 - 3 8 2 - 1 1 0 1（内線2 3 1 8）
防災行政無線	7 - [3] - 6 5 2 - 7 1 2（事務室）
	7 - [3] - 6 5 2 - 7 1 1（当直室）
	[3] - 6 5 2 - 7 1 0（F A X）

(4) 災害派遣部隊の受け入れ体制

ア 他の災害救助復旧機関との競合・重複の排除

市は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合・重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

イ 作業計画及び資材等の準備

市は、自衛隊に対し作業を要請、又は依頼するにあたっては、なるべく先攻性のある計画を樹立するとともに、作業実施に必要な十分な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

ウ 自衛隊との連絡窓口の一本化

市は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を設置する。

エ 派遣部隊の受け入れ

市は、派遣された部隊に対し作業が円滑に行えるよう宿舎等必要な設備を整える。

オ 活動状況の報告

市長は、自衛隊の活動状況等について随時知事に報告するものとする。

2 県及び他市町村等への応援要請

(1) 県に対する応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、知事に対して応援要請し、災害対策の万全を期する。（災害対策基本法第68条）

(2) 他市町村に対する応援要請

ア 災害対策基本法に基づく応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に応援を求め、災害対策の万全を期する。（災害対策基本法第67条）

イ 相互応援協定に基づく応援要請

a 市長は、県外の市との次の応援協定に基づき、当該市長に応援を求める。

《災害時相互応援協定都市の要請窓口》

協定都市名	県衛星電話回線	N T T 電話回線	担 当
越前市	7-3-018-302-1-2311 7-3-018-302-1-2990 (F A X)	0778-22-3081 0778-22-3458 (F A X) 0778-22-3000 (代 表)	総務部 防災危機管理課
富山市	7-3-016-201-18 7-3-016-201-10 (F A X)	076-443-2181 0764-43-2039 (F A X) 076-431-6111 (代 表)	防災危機管理部 防災危機管理課
松本市	7-3-020-531-8-2711 7-3-020-531-76 (F A X)	0263-33-9119 (危機管理課) 0263-33-1191 (消防防災課) 0263-33-1011 (F A X) 0263-34-3000 (代 表)	危機管理部 危機管理課 消防防災課
平塚市	7-3-014-551-9209 7-3-014-551-9200 (F A X)	0463-21-9734 (災害対策課) 0463-21-9863 (危機管理課) 0463-21-9607 (F A X) 0463-23-1111 (代 表)	市長室 危機管理課 災害対策課
小松市	7-3-017-203 7-3-017-203 (F A X)	0761-24-8150 0761-21-8153 (F A X) 0761-22-4111 (警備室)	市長公室 危機管理課
丹波篠山市	7-3-028-661-391 (行政経営課) 7-3-028-661-390 (F A X)	079-552-1116 079-554-2332 (F A X) 079-552-6054 (宿直室)	市民生活部 市民安全課 防災係
蒲郡市	7-3-023-714-2-1902 7-3-023-714-1150 (F A X) 7-3-023-714-2-91 (代 表)	0533-66-1208 0533-66-1183 (F A X) 0533-66-1111 (代 表)	危機管理課

大野市	7-3-018-304-2 7-3-018-304-5（F A X）	0779-66-4800 0779-66-7708（F A X） 0779-66-1111（代表）	地域づくり部 防災防犯課
守山市	7-3-025-100-3-207-0（代 表） 7-3-025-100-3-207-1（F A X）	077-582-1119 077-583-5066（F A X） 077-583-2525（代表）	総合政策部 危機管理局 危機管理課

b 市長は、県内の市町村との次の応援協定に基づき、当該市町村長に応援を求める。

・岐阜県広域消防相互応援協定及び市町村相互間の消防応援協定

(3) 他県等に対する消防応援要請

ア 市は、知事に「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他都道府県の消防ヘリコプター又は防災ヘリコプターの派遣要請を行うよう求める。（消防組織法第30条）

イ 市は、岐阜県知事を通じて消防庁長官に対して、他都道府県の消防応援部隊の派遣要請を行う。この場合、消防庁長官の決定により、「緊急消防援助隊」の派遣が決定された場合は、岐阜県緊急消防援助隊受援計画に従い、消防部において部隊の受援体制を整えるものとする。

(4) 要請の方法

要請は、次の事項を記載した文書により行う。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに所定の手段をとるものとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 被害の状況 ② 物資・資器材・車両等の要請をする場合は、品名及び数量等 ③ 職員の応援を要請するときは、職種及び人員 ④ 応援場所及び応援場所への経路 ⑤ 応援の期間 ⑥ その他必要な事項 |
|---|

(5) 応援の受け入れ体制の整備

市は、応援を求めた場合、必要に応じてその応援の受け入れ体制を整備する。

第3節 地震災害情報の収集・伝達

1 現状と課題

地震発生直後における初動体制の確立、迅速な応急対策活動の実施のためには、関係機関との連絡や情報収集、さらには、報道機関や県等を通じての正確な情報提供が不可欠

2 基本方針

- (1) 迅速な被害情報の収集・伝達体制を確立する。
- (2) 被災者へのきめ細かな情報の提供を実施する。

3 対策 → 市長公室、消防部

1 地震情報の受理伝達

気象庁及び岐阜地方気象台が発表する地震情報等の受理伝達は、次のとおり実施する。

(1) 地震情報の発表

岐阜地方気象台は、市内に設置した気象庁の観測点で震度3以上を観測した場合又は必要と認める場合は「地震情報」、「各地の震度に関する情報」等を発表・伝達する。

→ 地震情報（震源・震度に関する情報）：震源の位置、地震の規模、震度3以上を観測した地域を5分後を目途に発表

各地の震度に関する情報：震度の位置、地震の規模、観測点毎の震度を発表

(2) 地震情報等の受理伝達

ア 関係機関は、地震情報について、迅速・的確に伝達する。

イ 市は、地震情報及び震度情報を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難の指示等の措置を行う。

(3) 緊急地震速報の発表、伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、関係機関への提供に努める。市は、受信した緊急地震速報を防災行政無線等により住民等への提供に努めるものとする。

2 被害情報等の収集、連絡

(1) 被害規模早期把握のための活動

市は、地震による被害規模の早期把握のため、次の活動を行う。

ア 災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

イ 被害が広範にわたる場合は、自衛隊に対し航空偵察を要請する。

ウ 参集途上にある職員に、途中の被害状況や商店等のオープン状況等の情報収集を行わせる。

エ 自主防災組織やまちづくり協議会、町内会等地域住民及び地域防災活動協力員等から情報を収集する。

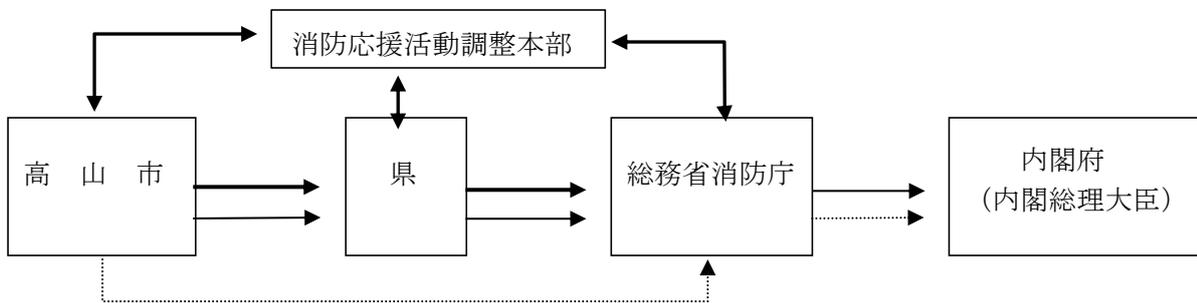
- オ 被害が甚大な場合にあつては、調査班を編成し現地に派遣する。
- カ 甚大な被害を受けた職員を自宅待機させ、自宅周辺の情報収集に当たらせる。
- キ 県下に震度5強以上の地震が発生したとき、又は県下に甚大な被害が予想される時、防災ヘリコプター、県警ヘリコプターは速やかに発進し、情報収集に当たる。
- ク 県下に震度6弱以上を観測する地震が発生した場合、消防庁長官指示により近隣県の緊急消防援助隊の迅速出動、及びヘリコプターによる指揮支援部隊の上空偵察等が開始される。

(2) 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報等を把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。又、通信の途絶等により県に連絡できないときは、直接総務省消防庁へ連絡するものとする。

さらに、119番通報が殺到する状況については、市は県に報告するとともに直接総務省消防庁へも報告する。

《災害対策基本法第53条及び消防組織法第44条の3に基づく被害状況の報告ルート》



※ 消防応援活動調整本部とは、県庁に設置される災害活動の統制を図る本部で、県危機管理部、自衛隊、消防庁、警察庁、県代表消防本部などで構成され、災害情報の一元管理、活動調整、部隊運用の指示などが行われる。

(凡例)

- 消防組織法第22条
- 災害対策基本法第53条
- 同上 (県への連絡不能の時)

総務省消防庁連絡先

(NTT回線)

03-5253-7777

03-5253-7553 (FAX)

(地域衛星通信ネットワーク・防災行政無線)

7-[3]-048-500-6060

7-[3]-048-500-6069 (FAX)

(3) 一般被害情報等の収集・連絡

市は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ県に連絡する。

防災関係機関は、その業務に係る被害情報を収集し、これを国、県及び市に連絡する。
 収集すべき情報について、その種類及び収集内容を明らかにしておくとともに、必要に応じて情報収集及び情報伝達の様式を定めておく。

ア 災害発生情報

- ・住宅被害の状況
- ・火災等二次災害の発生状況
- ・道路交通状況等
- ・人的被害の状況
- ・避難の状況

イ 被害情報

- ・被害状況
- ・避難所、救護所の設置状況
- ・傷病者等の収容状況等
- ・避難指示、警戒区域の設定
- ・ライフラインの状況

(4) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(5) 情報受発信窓口の設置

市は、情報受発信の総合窓口を災害対策本部に設置する。

第4節 通信の確保

1 現状と課題

大規模な災害が発生すると、親戚、友人の安否確認のため電話をかける人が多く、電話はほとんどその機能を失う。こうした事態に対処するため、無線用機材の整備とそのネットワークの一層の充実により、通信手段の確保を図ることが必要である。

2 基本方針

- (1) 情報通信体制の多重化
- (2) コミュニティ放送局、アマチュア無線、タクシー無線、インターネット等各種メディアの活用

3 対策 → 市長公室、総務部、消防部

1 通信手段の確保

(1) 情報通信手段の機能確保

市及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

市及び西日本電信電話㈱は、携帯電話、自動車電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

西日本電信電話㈱は、災害時における市や県等防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

(2) 通信の統制

地震、災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の管理者は、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努める。

(3) 各種通信施設の利用

ア 各種メディアの活用

市及び防災関係機関は、コミュニティ放送局、アマチュア無線、タクシー無線、インターネット等各種メディアを有効に活用し、緊急情報通信を行う。

→ コミュニティ放送局：出力10W以下エリア特性に合わせた情報提供が可能

イ 非常通信の利用

市は、加入電話及び県防災行政無線等が使用不能になったときは、岐阜地区非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用する。

ウ 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。

2 県防災行政無線の運用

(1) 災害時の通信連絡

県が行う気象予警報及び災害時における災害情報の伝達、若しくは被害状況の収集、その他応急対策に必要な指示、命令、応援要請等は、市及び消防署に整備されている県防災行政無線を有効に活用し行う。

(2) 県防災行政無線の運用方法

「岐阜県防災行政無線通信取扱規程」に基づき運用する。

3 市防災行政無線の運用

(1) 災害時の通信連絡

気象警報及び災害時における災害情報の伝達、若しくは被害状況の収集その他応急対策に必要な指示、命令及び全市に対する広報等に市防災行政無線を有効に活用し行う。

(2) 市防災行政無線の運用方法

市防災行政無線の運用については、「高山市防災行政無線管理運用規程」に基づき運用する。

第2項 緊急活動

第1節 避難対策

1 現状と課題

避難所生活が長期化した場合、避難者同士のトラブルの発生、学校教育の再開の遅延等様々な弊害が生ずる。これら弊害を除去し、最低限の生活環境が保持できるように対応を図る必要がある。

2 基本方針

- (1) 人命の安全を第一に避難活動を実施し又避難所での生活環境の保持を図る。
- (2) 避難路の安全性を確保する。

3 対策 → 各部共通

1 避難情報

地震の発生に伴う火災、山（がけ）崩れ等の災害から、人命、身体の保護又は災害の拡大を防止するため、特に必要があると認められるとき、市長等は地域住民等に対して高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難情報」という。）を発令することにより安全を確保する。

なお、災害の切迫性を具体的に伝え、住民の避難行動を促すため、避難情報の広報内容は、次の項目を明確に伝達する。

- ・避難を要する理由
- ・避難の対象地域
- ・避難場所の指定
- ・避難経路

《実施責任者・区分等》

避難の指示の実施責任者、区分などについては、次のとおりとする。

実施責任者	区 分	災害の種類	根 拠 法
市 長	指 示	災害全般	災害対策基本法第60条第1項
警 察 官	指 示	〃	災害対策基本法第61条第1項 警察官職務執行法第4条第1項
知事又はその命をうけた吏員	指 示	洪水 地すべり	水防法第22条 地すべり防止法第25条
水防管理者	指 示	洪水	水防法第29条
自 衛 官	指 示	災害全般	自衛隊法第94条第1項

☆ 警察官がその場にはない場合に限られる。

《高齢者等避難》

区 分	説 明
条 件	災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難の指示等を実施する必要が予想されるとき。 又、避難に時間がかかる要配慮者を早期に避難させる必要があるとき。
伝達内容	避難対象地域、避難先、避難すべき理由、その他必要事項
伝達方法	防災行政無線による放送、広報車による伝達、その他必要に応じ口頭、ラジオ・テレビ放送、インターネットによる伝達を併用する。

《避難指示》

区 分	説 明
条 件	当該地域又は土地建物等に災害の発生するおそれがある場合 状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した時、現に災害が発生し、その現場に残留者がいる場合
伝達内容	避難対象地域、避難先、避難すべき理由、その他必要事項
伝達方法	防災行政無線による放送、広報車による伝達、その他必要に応じ口頭、ラジオ・テレビ放送、インターネットによる伝達を併用する。

2 警戒区域の設定

- (1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、警戒区域を設定し、当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。（災害対策基本法第63条第1項）
- (2) 消防職団員等は、消防活動の確保のため、あるいは水防上の緊急性に基づき、警戒区域を設定し、必要な措置をとることができる。（消防法第36条第8項、水防法第21条）

3 避難措置の周知等

市は、自ら避難の指示を行った場合あるいは他機関からその旨通知を受けた場合は、第3項第1節の災害広報により住民への周知を実施する。なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

4 関係機関への通知

市長、警察官及び自衛官が避難等に関する措置を実施した場合は、それぞれ関係機関に通知するものとする。

《関係機関への通知》

- ① 市長の措置 市長→知事（防災課）
- ② 警察官又は自衛官の措置
 - ア 災害対策基本法に基づく措置
警察官→警察署長→市長→知事（防災課）
 - イ 職権に基づく措置

警察官→警察署長→警察本部長→知事（防災課）→市長

ウ 自衛官の措置

自衛官→市長→知事（防災課）

5 避難道路の通行確保

市職員、警察官又は消防職員等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難道路の通行確保に努める。

6 避難の誘導

市職員、警察官又は消防職員等避難措置の実施者は、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。

なお、駅や観光地区においては、多数の帰宅困難者が滞留することが予想されるため、収容施設や避難誘導対策について考慮する。

7 自主防災組織による避難活動

地域住民の自主防災組織は、自ら又は市の指示、指導により、次のとおり避難活動を実施する。

《自主防災組織による避難活動》

- ① 避難指示等の地域内居住者等への伝達の徹底
- ② 避難時の携行品（食料、飲料水、貴重品等）の周知
- ③ 高齢者、傷病者、身体障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送
- ④ 防火、防犯措置の徹底
- ⑤ 組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への収容
- ⑥ 地域内居住者の避難者把握

8 避難所の開設

（1） 避難所の開設場所

市長は、災害の態様に応じ安全適切な場所を選定して避難所を開設する。

（2） 避難所の周知

市長は、避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ警察、自衛隊等関係機関に連絡する。

（3） 避難所における措置

避難所における市長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

《避難所における措置》

- ① 被災者の収容
- ② 被災者に対する給水、給食措置
- ③ 負傷者に対する医療救護措置
- ④ 被災者に対する生活必需品の供給措置
- ⑤ その他被災状況に応じた応援救護措置

又、避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅被災者への対応を含む。）に従って運営されるよう指導する。さらに、長期の避難生活による被災者のこころのケアに努めるものとする。

（４） ボランティアの活用

市は、避難所を開設するにあたっては、日赤奉仕団、その他ボランティア団体の協力を得ることにより、避難所の生活環境の保持等に努めるものとする。

９ 車中泊避難者への対応

市は、車の中で避難生活を送る車中泊避難者に対し、次のとおり対応するものとする。

（１） 車中泊避難者の把握

車中泊避難者は、夜間だけ避難所を利用する場合や、すぐに別の場所へ移動する場合などがあり、適切な支援を行うためにはその実態を把握する必要がある。各避難所において避難者名簿への記載を求めるなど、車中泊避難者の把握に努める。

（２） 心身の健康管理

災害時には、慣れない避難生活や衛生環境の悪化などから、心身の健康を損なうおそれがある。保健師等による避難所での健康相談にあわせ、車中泊避難者の健康状態の把握に努める。

特に、長時間座ったままの姿勢を強いられる車中泊は、エコノミークラス症候群を発症させるおそれがあるため、足を動かす体操を行う、こまめに水分をとるなど、エコノミークラス症候群の発症を予防する方法について周知する。

（３） 指定避難所への誘導

指定避難所には支援物資や各種情報が集まる一方、車中泊避難者にはそれらが届きにくい。安全で良好な避難生活の確保を図る観点から、車中泊避難ではなく小中学校など耐震性のある指定避難所へ避難するよう誘導する。

１０ 避難先の安全管理

市及び警察は、広域避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序の保持等被災者の収容及び救援対策が安全に行われるよう措置する。

１１ 応急仮設住宅の提供

学校等が避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、市及び県は迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努める。

１２ 要配慮者への配慮

市は、避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容にあたっては、要配慮者に十分配慮する。特に高齢者、身体障がい者の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向けの応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

１３ 愛玩動物等の救援

地震発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼育されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に

避難してくることが予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これら動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

なお、避難所において愛玩動物の飼育に必要なものは、基本的に飼い主が準備しておくことの周知に努めるとともに、避難所では、動物が苦手な方やアレルギーを持つ方に配慮する。

（１）被災地域における動物の保護

市は、県、獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護を行う。

（２）動物の適正な飼育体制の確保

市は、テントやペット用ケージ等を備蓄し、愛玩動物と同行避難が可能な避難所の整備に努める。

市は、県及び関係団体等と協力して、避難所において愛玩動物が適正に飼育されるよう、飼い主に指導を行う。

（３）特定動物の逸走対策

特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼育施設から逸走した場合、市は、飼育者、県、その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

1 4 広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。

第2節 消防対策

1 現状と課題

- (1) 阪神・淡路大震災の消火活動においては消防水利の損壊、応援隊相互の通信の混乱等予期せぬ事態が発生
- (2) 倒壊家屋の下敷きになった人の救出には、バール、鋸等の資機材の他、建物の構造によっては重機等の確保も必要

2 基本方針

- (1) 初期消火の実施
- (2) 迅速な被災者の救出・救助

3 対策 → 消防部

1 出火、延焼の防止

(1) 出火等の防止

市は、出火等を防止するため居住者、施設、事業者等に対し、広報、巡回指導等を行い、出火等の防止措置の徹底を図る。

地域住民の自主防災組織及び事業所、危険物施設等の自衛消防組織等は、これに協力し出火等の防止に万全を期する。

《広報事項》

- ① 火気の使用を中止する。
- ② ガス器具等火気使用器具へのガス等の供給遮断を確認し、保安点検するとともに、引火物の漏出、流出を防止する。
- ③ 危険物施設の保安点検を行うとともに、危険物等の漏出、流出等を防止する。
- ④ ガス漏れ、漏電等を警戒するとともに、異常が発生した場合、消防署へ通報する。
- ⑤ 電気製品の点検をし、避難の際には、電源プラグをコンセントから抜くとともに、ブレーカーを遮断しておく。

(2) 初期消火

道路の寸断等により消防隊の活動が阻害される場合に備え、自主防災組織等は、初期消火に努め、消防機関の消火活動に協力する。

《初期消火の要領》

- ① 近隣の者の応援による消火器、バケツ等を使用しての初期消火活動を行う。
- ② 消火班の出動による消火栓、可搬式小型動力ポンプ等を使用しての初期消火活動を行う
- ③ 消防隊（消防署、消防団）が到着したときは、消防隊の長の指揮に従う。

(3) 延焼の防止（火災防ぎよ）

消防機関は、火災の発生状況、通行可能な道路、利用可能な水利等を速やかに把握し、火災

の延焼防止に万全を期す。

市は、火災の状況が市の消防力を上回る場合には、応援協定に基づく県内市町村及び消防組織法第44条に基づく他都道府県の消防機関の応援を求める。場合によっては、自衛隊の派遣を要請する。

2 危険物関係施設における災害拡大防止措置

(1) 危険物施設の所有者等は、危険物施設の災害の拡大を防ぐため、次の措置を講ずる。

- ア 施設の異常を早期に発見するために、点検を実施する。
- イ 施設の状況により、危険物を安全な場所に移動し、漏洩防止の措置をし、引火・発火等を防ぐため冷却等の安全措置を講ずる。
- ウ 異常が見られ災害が発生するおそれのあるときは、消防・警察・市に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。
- エ 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動や延焼防止活動を実施する。

(2) 消防機関及び警察は、危険物施設において異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- ア 施設の所有者等に対し災害拡大防止を指示し、自らもその措置を講ずる。
- イ 警戒区域を設定し、広報活動を行い、住民の立入制限、退去等を命令する。
- ウ 消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。
- エ 警察は、施設周辺を警戒し、交通規制を行う。

3 負傷者等の救出及び救急

(1) 消防、警察による救出・救急活動

消防機関、警察及び自衛隊は、倒壊家屋の下敷き、ビル内での孤立、土砂による生埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行い、負傷者については、医療機関又は応急救護所へ搬送するものとする。

ア 救出活動

- a 生埋め者等に関する情報の収集に努めるとともに、資機材を使用して生埋め者等の早期発見に努める。
- b 救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、関係団体の協力を得て、大型建設機械の早期導入を図る。

イ 救急活動

- a 消防機関は、救出した傷病者に対し、必要な措置を行うとともに、トリアージタグ等により傷病程度を把握し、緊急の治療を要する者については、救護所又は医療機関等への搬送を行うものとする。
- b 道路の損壊により車両による搬送が不可能な場合や医療機関が被災し被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合には、ヘリコプターによる搬送を実施する。

ウ 相互協力

消防機関及び警察は消防組織法第42条に基づき、消防機関及び自衛隊は「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日締結消防庁次長・防衛庁防衛局長）に基づき相互して実施する。

(2) 地域住民による救出救助

自主防災組織等は、負傷者等の救出及び搬送に努め、消防機関の救急救助活動に協力するものとする。

(3) 応援要請

市は、相互応援協定に基づき他市町村の応援を要請する。

(4) 応援隊の指揮命令

消防部は、応援部隊の受入れにあたっては、岐阜県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防応援活動調整本部の指示による。

第3節 水防対策

1 現状と課題

- (1) 大規模な地震が発生し、液状化等により堤防が損壊されることは、阪神・淡路大震災における淀川の堤防で見られた現象
- (2) 大洪水が発生するとその被害は未曾有のものとなる。

2 基本方針

河川施設の被害箇所の早期発見及び迅速な復旧を図る。

3 対策 → 建設部、消防部

1 水防情報の収集

- (1) 河川管理施設等の被害状況の把握

河川管理者及びため池など河川に関係する施設の管理者は、地震による施設被害の状況を速やかに把握するとともに、他の管理者や関係機関との連絡を密にし、状況の把握に努めるものとする。

水防管理者は、河川管理者やその他の管理者との連絡を密にし、その区域における水害発生の際の情報収集に努めるものとする。

- (2) 気象状況の把握

河川管理者等は、地震災害発生後の気象状況に留意し、施設被害の生じたことによる浸水被害や降雨災害の発生のおそれ、又洪水の発生等の可能性などに注意するものとする。

2 水防活動

- (1) 水防体制

地震発生後、さらに洪水の発生が予想されるなど、水害による被害が予想される場合は水防管理者は、水防体制をとるものとする。

- (2) 水防計画

水防管理者及び河川管理者等水防活動に関する計画は、「一般対策編」水防計画の定めるところによる。

3 応援要請

- (1) 水防管理者は、相互に協力するとともに、水防上必要がある時は他の水防管理者の応援を要請する。
- (2) 要請を受けた水防管理者は、自らの管理区域における水防活動に支障のある場合を除いて、要請に従い、可能な範囲で応援するものとする。

第4節 警備対策

1 現状と課題

長期の避難生活に疲れた被災者が苦難に打ち勝って立ち直るには、鍵が無くても安心して生活が送れる治安の確保が不可欠

2 基本方針

早期に警備体制を確立して、災害情報の収集、避難誘導、人命の救助、交通の確保、被災地並びにその周辺における警戒警備の強化及び不法事案等の予防・取締り等の徹底を図り、社会秩序の維持に努める。

3 対策 → 警察署

1 多様な手段による各種情報の収集と早期実態把握

- (1) 警察は、警備対策を的確に推進するために各種情報を積極的に収集し、被災状況、交通情報等の早期実態把握に努めるものとする。
- (2) 交番、駐在所、パトカー、白バイ等警察官から情報収集するとともに、ヘリコプターを早期に出動させ、上空からの被害情報の収集に努めるものとする。

2 被災地、避難所、重要施設等の警戒警備の強化

被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブルを防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、警戒員の配置、避難所等の定期的な巡回等を行うほか、状況によっては臨時交番、臨時困り事相談所等の開設に努めるものとする。

3 不法事案等の予防及び取締り

犯罪情報の収集及び不穏動向を把握し、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の予防及び取締りに重点を置くほか、住民等の居住地における混乱の発生防止、流言飛語の防止等の活動を積極的に行い、被災地の社会秩序の維持に努めるものとする。

又鉄砲火薬類の製造、販売業者及び所有者等に対し、窃盗、紛失等の事故のないよう厳重な保管指導に努めるものとする。

4 住民等による地域安全活動への指導、連携

地域の自主防災組織、防犯団体等の自主防犯活動が効果的に推進されるよう積極的な指導、支援に努めるとともに、警備業者に対して防犯活動の強化を要請するものとする。

第5節 緊急輸送・交通規制対策

1 現状と課題

- (1) 地震災害時には道路上の倒壊物、交通渋滞等により、救出・救助活動や消火活動のほか物資の供給等にも支障あり
- (2) 冬期間の積雪に対する除雪対策が必要
- (3) 一般道路とは別に緊急輸送道路（緊急交通路）を確保するため、交通規制が必要

2 基本方針

緊急輸送においては、被災地の状況のほか、広域的な輸送ルートの確保を図り、輸送順位を考慮のうえ必要な要員、応援隊及び資機材等が円滑に輸送できる措置をする。

3 対策 → 建設部

1 緊急輸送道路の確保

(1) 道路に関する被害状況の把握

市、県、警察及び道路管理者は、道路情報ネットワーク、ヘリコプター等を活用し、市内のみならず隣接市村内の道路に関する情報を的確に把握し、救援・災害復旧体制の早期確立を図る。

(2) 運転者等に対する措置命令

警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行うものとする。

(3) 放置車両の撤去等

警察は、緊急輸送道路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行うものとする。

(4) 自衛官、消防吏員の行う措置命令・強制措置

警察官がいない場合、自衛官又は消防吏員は上記2及び3と同様の措置命令、強制措置を行うことができる。なお、措置命令をし、又は強制措置をとったときは直ちに、管轄の警察署長に通知するものとする。

(5) 障害物除去・応急復旧の実施

ア 市長及びその他の道路管理者は、災害のため道路が被害を受け交通に支障がある場合には、速やかに応急復旧作業を実施する。

イ 市長及びその他の道路管理者は、積雪のため交通に支障がある場合には、速やかに除雪作業を実施する。

(6) 道路啓開

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

2 交通規制の実施

(1) 道路法に基づく規制

道路管理者は、道路の損壊、決壊等により、交通が危険であると認められる場合、道路の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 交通規制の周知徹底

市及び警察は、交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図るものとする。

《運転者のとるべき措置》

① 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

エ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

② 避難のために車両を使用しないこと。

③ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等内に在る運転者は次の措置をとるものとする。

ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

b 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わない場合や運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとる場合があり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

3 ヘリコプター離着陸場の確保

市は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所を県へ報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図る。

4 救援物資の一時集積配分拠点の運用

被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の収容避難所等へのアクセス及び道路の被害状況、予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地直近の一時集積配分拠点を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置する。

なお、第1次及び第2次緊急輸送道路が被災し、陸路による緊急輸送が不能であると判断され

た場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、臨時離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、一時集積配分拠点とする。

(1) 取り扱い物資

- ア 市からの救援要請を受けて他地域から配送される救援物資（食料、飲料水及び生理用品等）
- イ 食料、生活必需品等の応急生活物資
- ウ 義援物資集積所から被災地に配送される義援物資
- エ 医薬品

(2) 一時集積配分拠点における業務は次のとおり

- ア 緊急物資、救援物資の一時集積及び分類
- イ 避難所等の物資需要情報の集約
- ウ 配送先の仕分け
- エ 小型車両への積み替え、発送

(注) 大型車両による輸送は原則として一時集積配分拠点までとする。

※ウ、エについては、ボランティアを積極的に活用するものとする。

(3) 避難所等への輸送

避難所等までの輸送は、原則として物資の供給を受ける市が実施する。

(4) 一時集積配分拠点

第2章第2項第10節 一時集積配分拠点の整備 3 一時集積配分拠点を参照

5 輸送手段の確保

市は、次により車両等の確保を行う。

- ア 地域の現況に即した車両等の調達を行う。
- イ 必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・斡旋を依頼する。

6 緊急輸送車両の確認手続

市は、緊急輸送しようとするときは、知事又は県公安委員会に緊急輸送車両確認証明書の交付を申出ることにより、標章及び証明書の交付を受ける。

→ 証明書のスムーズな交付を受けるため、緊急輸送車両確認の事前届出の実施輸送の対象

- ・り災者の避難のための輸送
- ・傷病者の収容のための輸送
- ・医療従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資の輸送
- ・消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資の輸送
- ・救援用資機材および災害応急対策要員のための輸送
- ・食料、飲料水、生活必需品の供給のための輸送
- ・遺体の搬送
- ・復旧用資機材および災害復旧対策要員のための輸送

7 障害物除去

人命の救助・救出、消火を最優先に円滑な応急活動を実施するため交通を確保するとともに被災者が一日も早く日常生活を営むことができるよう、障害物の除去計画を定めておく。

又、大量に生じる障害物の処分の計画を予め定める。その際、後日所有者に返還する必要があると認められる除去対象物の保管方法、手続きなどについても定めることとする。

（１） 道路関係者障害物の除去

道路管理者、警察、及び災害時における協力協定を締結している高山建設業協会等の関係機関の間で、道路の除去活動の実施責任者、障害物除去の優先道路順位の指定、除去に必要な資機材の確保方法等について定める。

第6節 医療救護体制の整備

1 現状と課題

- (1) 大規模な地震が起きると、医療機関も被災して医療活動の能力を喪失してしまう場合がある。
- (2) 医療機関は被災を免れても、ライフライン（水道、電気、ガス等）が途絶した場合、高度な医療行為はできなくなり、機能が麻痺する。

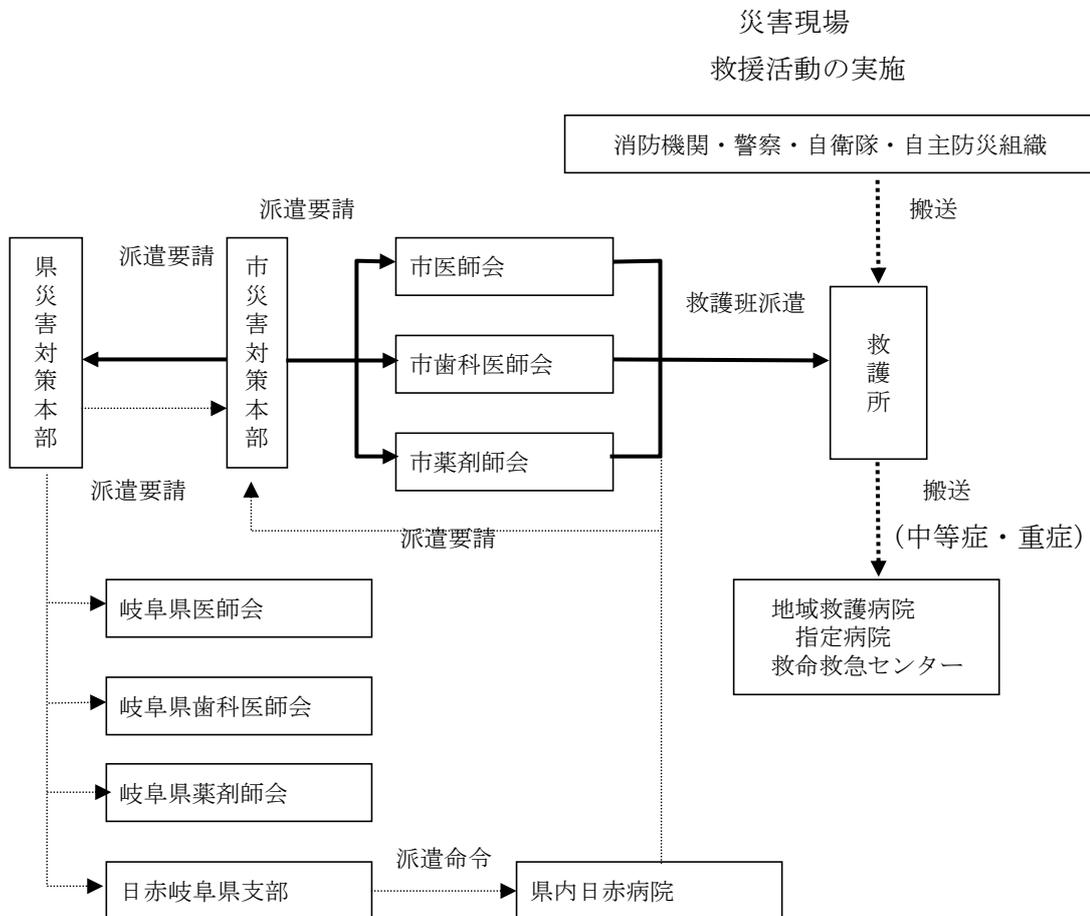
2 基本方針

医療機関の被害状況を早期に把握し、迅速に応急救護所開設班 T-ERU（Takayama Emergency Response Unit）及び医療救護班を編成する。又、被災地周辺の医療機関も含む広域医療ネットワークを確立する。

3 対策 → 医療保健部

1 医療及び助産

- (1) 医療（助産）救護活動体制



- (2) 医療（助産）救護活動

ア 市の医療（助産）救護活動

- a 市は、市医師会等の協力を得て救護所を設置し、編成した医療（助産）救護班により災害の程度に即した救護活動を行う。
- b 市は、災害の程度により必要と認めるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。
- c 市は、災害救助法が適用された後に医療（助産）救護の必要があると認めるときは、県に対し、迅速的確な医療（助産）救護の要請を行う。

イ 医療（助産）救護活動の原則

医療（助産）救護班による活動は、原則として救護所において行うものとし、医療（助産）救護班を出勤させる時間的余裕のない等やむを得ない事情があるときは、市及び県は、病院又は診療所等において実施できるものとする。

ウ 重傷者等の搬送方法

- a 重傷者等の後方医療機関への搬送は、消防機関の救急車両で実施する。ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、市、県及び医療（助産）救護班で確保した車両により搬送する。
- b 道路の損壊等により搬送できない場合、又は遠隔地への搬送については、県又は自衛隊等のヘリコプターにより実施する。

2 医薬品等の確保

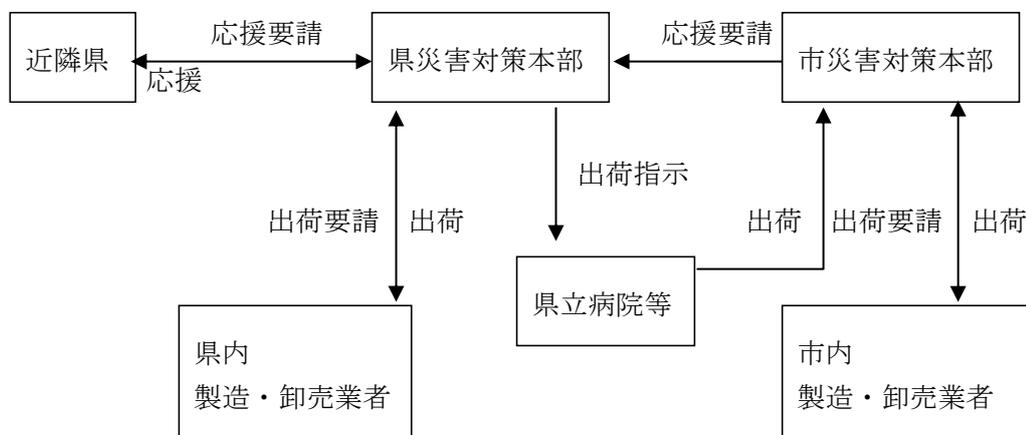
(1) 基本方針

市、県及び岐阜県赤十字血液センターは、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療用具及び血液の確保を図る。

(2) 医薬品等（血液を除く）の確保

市は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具については、調達計画に基づき調達する。ただし、不足が生じるときは、県及び関係機関に応援を要請する。

《医薬品等確保系統図》



第7節 ライフライン施設の応急対策

1 現状と課題

- (1) 電気、上下水道等のライフライン施設等に被害が発生すると、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障をきたすことになる。
- (2) 医療活動を実施するうえで、ライフラインの提供は不可欠であり、優先的に供給する必要がある。

2 基本方針

- (1) 事業者間の広域的な支援体制の整備を図る。
- (2) 復旧予定時期を明示し、民心の安定を図る。
- (3) 防災関係機関、医療機関への優先的復旧を図る。

3 対 策 → 水道部、関係各部

1 水道施設の応急対策

- (1) 緊急要員の確保
水道事業者は、緊急要員の確保と情報連絡体制を整備する。
- (2) 被害状況調査及び復旧計画の策定
水道事業者は水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに送・配水系統を考慮した復旧計画を作成する。
- (3) 復旧資機材業者及び工事業者への協力要請
復旧用資材の確保、復旧工事の実施について、業者に協力を要請する。
- (4) 応急復旧の目標期間の設定
《目標期間》
 - ① 3日まで：給水拠点による給水（1人1日3リットル）
 - ② 10日まで：幹線付近の仮設給水栓（1人1日20リットル）
 - ③ 21日まで：支線上の仮設給水栓（1人1日100リットル）
 - ④ 28日まで：仮配管による各戸給水や共用栓（1人1日250リットル）
- (5) 応援要請
水道事業者による応急復旧が困難な場合は、「岐阜県水道災害相互応援協定」等に基づき他の市町村に対し応援要請を行う。
- (6) 重要施設への優先的復旧
防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

2 下水道施設の応急対策

- (1) 緊急要員の確保
下水道事業者は、緊急要員の確保と情報連絡体制を整備する。
- (2) 被災状況の把握及び応急対策

下水道事業者は施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、災害応急対策を次のとおり実施するものとする。

《第一段階（主要目標：被害拡大、二次災害の防止）》

① 管路

ア 緊急調査

- a 被害拡大、二次災害の防止のための調査（主に地表からの調査）
- b 管路の破損による道路等他施設への影響調査
- c 重要な区間の被害概要の把握

イ 緊急措置

マンホールと道路の段差へ安全柵、陥没部への土砂投入、危険箇所への通行規制、可搬式ポンプによる排水、下水道施設の使用中止依頼

② 処理場、ポンプ場施設

ア 緊急点検（主要目標：二次災害の未然防止、予防）

人的被害につながる二次災害の未然防止、予防

（有毒ガス、燃料の流出防止等のための元弁の完全閉止、機器の運転停止等）

イ 緊急調査

被害状況の概要把握、大きな機能障害につながる二次災害防止のための調査

ウ 緊急措置

火気の使用禁止、立入の禁止、漏洩箇所のシール

《第二段階（主要目標：暫定機能の確保）》

① 管路

ア 応急調査

- a 被害拡大、二次災害防止のための調査（管内、マンホール内まで調査）
- b 下水道の機能的、構造的な被害程度の調査

イ 応急復旧

管内、マンホール内の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の排除、仮管渠の設置

② 処理場、ポンプ場施設

ア 応急調査

処理場、ポンプ場施設の暫定機能確保のための調査

イ 応急復旧

コーキング、角落としによる水路仮締切、仮配管の布設、弁操作による配管のルート切りまわし、可搬式ポンプによる揚水、固形塩素剤による消毒

(3) 応援要請

下水道事業者による応急復旧が困難な場合は、「岐阜県における下水道等災害時の支援に関するルール」に基づき、県に対し応援要請を行う。

(4) 復旧用資機材の確保

応急復旧に必要な最低限の資機材を確保しておく。

3 電気施設の応急対策

電力会社は、災害発生時には次の災害応急対策を実施するものとする。

(1) 災害対策本部の設置

災害の発生が予想される時又は発生した時は、直ちに災害対策本部を設けて必要な体制を整える。

(2) 緊急要員の確保

緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

(3) 情報収集・連絡体制

移動無線、保安用社内専用電話、加入電話等の他、衛星通信回線や高感度カメラ搭載ヘリコプター等により、被害状況の早期収集に努める。

(4) 復旧用資機材及び輸送手段の確保

通常時より、復旧用資機材の確保に努めるとともに、その輸送には道路の寸断・渋滞等を想定して、ヘリコプターによる空輸など多面的輸送手段を用いる。

(5) 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として可能な限り送電を継続するが、二次災害防止と円滑な防災活動の実施のため、必要に応じて送電停止などの適切な危険予防措置を講ずる。

(6) 高圧発電機車による電源確保

必要に応じて高圧発電機車による緊急電源確保に努める。

(7) 災害時における広報活動

被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。

(8) 防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

4 液化石油ガス施設・設備の応急対策

液化石油ガス販売事業者は、災害発生時には次の災害応急対策を実施するものとする。

(1) 緊急要員の確保

緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

(2) 災害時における広報活動

被害状況、二次災害防止のための注意事項等を報道機関や広報車を通じて周知する。

(3) ガス供給については、関係ガス協会等の協力を得て早期に供給できるように努める。

5 鉄道施設の応急対策

鉄道会社は、災害発生時には災害応急対策を実施するものとする。

(1) 災害対策本部の設置

災害の発生が予想される時又は発生した時は、直ちに災害対策本部を設けて必要な体制を整える。

(2) 緊急要員の確保

緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要

請する。

(3) 情報収集・連絡体制

緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努める。

(4) 危険防止措置

ア 乗務員は、地震を感知した場合、橋梁、がけ地、トンネル等危険な場所を避け、運転を一時停止する。

イ 列車指令又は駅長は、地震を感知した場合、その震度に応じて各列車に一時停止、徐行運転、出発の見合わせ等の必要な措置をとる。

ウ 一定の震度以上の場合及び被害発生のおそれがある場合、線路及び周辺について地上巡回を行い、安全点検を実施し列車運転の可否を決定する。

(5) 駅構内等の秩序の維持

駅舎等の倒壊、停電、出火等に伴う混乱の防止、秩序の維持を図るため駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な整理・誘導等の災害警備活動の実施に万全を期し、旅客公衆の安全を確保する。

(6) 輸送の確保

不通区間が生じた場合、自動車等による代替輸送の確保等の措置を講ずる。

(7) 資機材及び車両の確保

鉄道復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、調達を必要とする資機材について生産者、工事業者等の在庫量の確認を行い緊急確保する。

(8) 応急復旧

早期運転再開を期するため、実施可能な範囲において災害復旧に先立ち工事業者に出動を求める等必要な措置をとり、応急復旧工事を実施するものとする。

6 電話施設の応急対策

電気通信事業者は、災害発生時には次の災害応急対策を実施するものとする。

(1) 災害対策本部の設置

災害の発生が予想される時又は発生した時は、直ちに災害対策本部を設けて必要な体制を整える。

(2) 緊急要員の確保

緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

(3) 情報収集・連絡体制

緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努める。

(4) 通信の非常そ通措置

災害時に際し、次により臨機に措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るものとする。

ア 臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置をとるほか、必要に応じ臨時公衆電話の設置等を行う。

イ 通信のそ通が著しく困難となり重要通信を確保するため必要があるときは、臨機に利用制限等の措置をとる。

ウ 非常・緊急の電話及び電報は、一般の手動通話又は電報に優先して取扱う。

エ 警察・消防・鉄道電話その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

(5) 資機材及び車両の確保

応急復旧に必要な資機材の備蓄数量の確認及び車両の確保を図るものとし、調達を必要とする資機材について、生産者、工事業者等の在庫量を確認を行い緊急確保するものとする。

(6) 応急復旧

通信の早期そ通を図るため、災害復旧に先立ち工事業者に出動を求める等必要な措置をとり、応急復旧工事を実施するものとする。

7 放送施設の応急対策

日本放送協会及び民間放送会社は、次のとおり放送に係る災害応急対策を実施するものとする。

(1) 災害対策本部の設置

災害の発生が予想される時又は発生した時は、直ちに災害対策本部を設けて必要な体制を整える。

(2) 緊急要員の確保

緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

(3) 情報収集・連絡体制

緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努める。

(4) 放送の継続確保

ア 放送機器等の障害により一部の送信系統による放送が不可能になった場合には、他の送信系統により、又、一部中継回線が途絶した場合には、常置以外の必要機器を仮設し無線その他の中継回線等を利用して、放送の継続確保を図るものとする。

イ 放送局のスタジオからの放送継続が不可能となった場合は、臨時スタジオを開設し、放送の継続確保を図るものとする。

(5) 応急復旧

障害、損傷した機器・設備等について、資機材の確保調達を行い、災害復旧に先立ち、応急補修、仮工事を実施し、機器・設備等の機能回復の早期実現を図るものとする。

第8節 公共施設等の応急対策

1 現状と課題

- (1) 阪神・淡路大震災でも明らかなように、地震発生時には台風・豪雨等による一般災害とは異なり、各種の災害が同時・複合的に発生し、各方面に甚大な被害が予想される。
- (2) 特に、道路、河川をはじめとした公共施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動にとって重要であるばかりでなく、地震発生時の応急対策活動においても、極めて重要であり、被害状況等の情報収集を含めた施設復旧計画について、各施設管理者が予め十分な検討を行う必要がある。

2 基本方針

各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う。

3 対策 → 建設部、都市政策部、森林・環境政策部、関係各部

1 道路施設の応急対策

- (1) 道路管理者は、地震発生後速やかに、あらかじめ指定した緊急交通路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。
- (2) 道路管理者は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊及び建設業協会等の協力を得て実施する。

2 河川施設の応急対策

- (1) 河川・ダム・ため池等の管理者は、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。
- (2) 堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害の状況に応じた適切な応急対策に努める。

3 土砂災害防止施設の応急対策

- (1) 土砂災害危険箇所の点検、状況把握

市は、がけ崩れ、地すべり等が発生した危険箇所の住民に対して、警戒避難の態勢をとるよう通知する。又、余震あるいは降雨等による二次的な土砂災害等の危険箇所を点検を行うとともに、その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。

- (2) 応急対策

ア 市は、被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所はビニールシートで覆う等応急処置を行う。

イ 市は、被害が拡大するおそれがある箇所には観測機器を設置し、異常が認められる場合は避難情報が発令できる体制の整備を図るよう努めるものとする。

4 治山施設の応急対策

治山施設の管理者は、次のとおり治山施設の災害応急対策を実施するものとする。

- (1) 林地崩壊、治山施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、余震、降雨等により二次災害の発生のおそれのある箇所把握に努める。
- (2) 人家、公共施設等への二次災害のおそれが高く緊急に復旧を要する場合は、必要に応じて災害復旧に先立ち、応急復旧工事を実施するものとする。
- (3) この場合において、応急復旧のため建設業協会、建設業者、森林組合等に対して応急資材の確保、出動を求める等必要な処置をとるものとする。
- (4) 応急資材の確保にあたっては、生産設備や道路の不通等を想定して、地域で確保できる簡易な資材（木材等）の活用を考慮するものとする。

5 公共建築物の応急対策

官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や避難施設などとしての利用が想定されることから、市、県等各施設管理者は、次のとおり災害応急対策を実施するものとする。

(1) 建物の応急対策

「被災建物応急危険度判定士」などによる施設の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努める。

(2) 施設機能の応急対策

- ア 停電した場合の自家発電装置の運転管理、被災した装置の応急復旧及び可搬式発電機の配置並びに燃料確保
- イ 無線通信機等通信機器の配置及び被災通信機器の応急復旧
- ウ 緊急輸送車両その他車両の配備
- エ 複写機の非常配備、被災電算機・複写機等の応急復旧
- オ その他重要設備の点検及び応急復旧
- カ 飲料水の確保
- キ エレベーターに閉じ込められた者の救出
- ク 火気点検及び出火防止措置

6 建築物・住宅の応急対策

(1) 建築物

市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。

(2) 被災宅地

市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。

第3項 民生安定活動

第1節 災害広報

1 現状と課題

- (1) 震災時には様々な情報が錯綜して、社会的混乱が起きることが考えられるため、正確な情報を速やかに公表・伝達することが重要
- (2) 災害時に被災者等への情報が乏しい場合、断片的情報が人々に伝わる間に変質してデマとなることがある。混乱時の民生及び社会秩序の安定を図るために、デマの防止対策を考慮する必要がある。

2 基本方針

- (1) 被災者へのきめ細かな情報の提供に心掛けるとともに、デマ等の防止対策を講じる。
- (2) 情報の伝達は、新聞、テレビ、ラジオ等のマスコミの他、広報車、防災行政無線、掲示板、インターネット等多種多様な方法により行う。
- (3) 情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報の共有及び情報提供窓口の一元化を図る。

3 対策 → 市長公室

1 災害広報の実施

市、県及び防災関係機関は、地震発生後速やかに広報部門を設置し、互いに連携して、市民等に対して、適切かつ迅速な広報活動を行う。

市及び県は、地震災害に関する情報を次のとおり広報する。

(1) 県と市の役割分担

ア 県の役割

- a 被災地の外に対する広報
- b 広域に及ぶ広報

イ 市の役割

地域住民に向けての広報

(2) 広報の方法

テレビ、ラジオ、新聞、避難所への掲示、電光表示、広報車等のほか、インターネット、アマチュア無線、タクシー無線、防災行政無線、有線放送、コミュニティFM放送等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、又自主防災組織を通じるなどにより、迅速かつ的確な広報に努める。

(3) 広報の内容

被災者のニーズに応じたきめ細かな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つものとする。

《広報事項》

- ① 地震災害の状況に関すること
- ② 避難に関すること
 - ア 市等が実施した避難指示、避難場所の内容
 - イ 居住者がとるべき行動
- ③ 応急対策活動の状況に関すること
 - ア 交通規制及び道路情報等に関すること
 - イ 水道、電気、ガスの供給状況及び復旧予定
 - ウ 鉄道、路線バスの運行状況及び復旧予定
 - エ 電話の使用制限及び復旧予定
 - オ 金融機関の非常金融措置及び業務運営予定
 - カ 救護所の開設状況、その他の医療情報
- ④ その他市民生活に関すること（二次災害防止情報を含む。）
 - ア 被災者の安否情報
 - イ 食料、飲料水、生活必需品等の供給に関すること
 - ウ 水道、電気、ガスの二次災害防止に関すること
 - エ 下水道の使用に関すること
 - オ 防疫に関すること
 - カ 臨時災害相談所の開設に関すること
 - キ 流言飛語の防止に関すること

防災関係機関は、各機関の有する広報手段により、居住者等に対し必要な広報（ライフラインの被害状況、復旧見込み等）を行うほか、必要に応じて県及び市と連携し、又は、報道機関の協力を得るものとする。

報道機関は、民心の安定及び混乱の防止を図るため、居住者等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼びかけるとともに、居住者等に密接に関係のある事項について必要な情報の提供に努めるものとする。

なお、取材活動にあたっては救助活動等災害応急対策に支障のないように配慮するものとする。

2 報道機関への対応

(1) 放送機関との連携

市は、災害対策基本法第57条に基づく放送の要請に関する手続きについて、予め、放送機関と放送方法等協議し、連携して行うものとする。

防災関係機関も必要に応じ、放送について協力を要請するものとする。

(2) 情報の提供及び報道の要請

市及び県は、情報を一元的に（災害対策本部の広報担当を通じ）報道機関に提供し、必要に応じ報道を要請する。

《提供する情報》

- ① 地震被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報
- ② 救助活動に関する情報
- ③ 生活関連情報（交通施設等の復旧状況、医療情報）
- ④ 被災者の安否確認に関する情報
- ⑤ その他関係情報

- (3) 防災関係機関は、報道機関に対し、居住者等に密接に関係のある事項について情報提供、報道要請する。

3 デマ等の発生防止対策

市、県及び防災関係機関は、デマ等の発生を防止するため、報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ等の事実をキャッチしたときはその解消のため適切な措置を行うものとする。

4 住民の安否情報

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認るときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者等からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

なお、安否不明者等の氏名等公表については、県が定める手順によるものとする。

5 総合的な情報提供・相談窓口の設置

- (1) 市及び県は、各部（課）の情報提供・相談事業との連携により、効果的な情報の提供や相談に対応するため、情報提供・相談の総合窓口を災害対策本部の下に設置する。
- (2) 各部（課）から派遣された要員で構成し、最新の情報、資料の収集、データ更新等を図りながら、24時間対応する。

第2節 災害救助法の適用

1 現状と課題

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法を適用し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることが必要

2 基本方針

制度の内容、適用基準及び手続を関係機関が十分熟知し、災害発生時における迅速・的確な法の適用を図る。

3 対策 → 市長公室、市民福祉部

1 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、知事が応急救助を行うものであるが、救助の事務の一部を市長が行うことができる。

救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、知事が厚生労働大臣に協議のうえ、同意を得て定めることとされており、県及び市が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、市は一時繰替支弁する場合がある。

なお、災害救助法の適用等の詳細については一般対策計画に準ずる。

《災害救助法による救助の種類と実施者》

- | | |
|----------------------|----------|
| ① 避難場所の設置及び収容 | 市 |
| ② 炊き出し及び食品の給与 | 市 |
| ③ 飲料水の供給 | 市 |
| ④ 被服寝具及び生活必需品の給与又は貸与 | |
| ・確保、輸送 | 県 |
| ・調査、報告、割当、配分 | 市 |
| ⑤ 医療・助産 | |
| ・医療班派遣 | 県、市、日赤支部 |
| ・その他 | 市 |
| ⑥ 学用品の給与 | |
| ・確保、輸送 | 県 |
| ・調査、報告、割当、配分 | 市 |
| ⑦ 被災者の救出 | 市 |
| ⑧ 埋葬救助 | 市 |
| ⑨ 応急仮設住宅の建設 | 市 |
| ⑩ 住宅応急修理 | 市 |
| ⑪ 死体の搜索 | 市 |
| ⑫ 死体の処理 | 市 |
| ⑬ 障害物の除去 | 市 |

2 被害状況の把握及び報告

市は、速やかに被害状況の把握を行い、把握した被害状況を県に報告する。被害が甚大で正確に把握できない場合は概数による緊急報告を行う。

又、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、市は、直接、厚生労働大臣に対して緊急報告を行う。

3 災害救助法の適用

市長は、地震災害により災害救助法を適用する必要があると認めた場合、知事に対しその旨要請する。

《災害救助法の適用基準》

災害救助法は原則として同一原因の災害による高山市の被害が①～⑤に掲げる基準のいずれかに該当し、かつ、被災者が現に救助を要する状態にある場合に、高山市の区域を単位として適用される。

- ① 市の住家滅失世帯数が、80世帯以上になったとき
（「災害救助法適用基準市町村別早見表」の「ア」の世帯数以上）
- ② 県下の滅失世帯数が2,000世帯以上になり、かつ市の滅失世帯数が40世帯以上になったとき（「災害救助法適用基準市町村別早見表」の「イ」の世帯数以上）
- ③ 県下の滅失世帯数が9,000世帯以上になり、市の滅失世帯数が多数になったとき
- ④ 災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- ⑤ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ厚生労働省令で定める基準に該当したとき。

- ・ 住家の滅失した世帯（全壊（焼）、流出等）を標準としているため、半壊と半焼等著しい損傷を受けた世帯については、2世帯で1世帯とし、床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住不能となった世帯にあつては、3世帯で1世帯とみなす。
- ・ 算定基準は平成27年国勢調査による数値

4 災害救助法の適用手続

災害救助法の適用について市長が行う報告等の手続きは次のとおり

- (1) 災害に際し、市における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市は、直ちにその旨を知事に報告する。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受ける。
- (3) 災害救助法に基づく救助の実施にあたっては、完了までの間、救助実施状況を整理するとともに、知事に災害の状況を適宜報告する。

第3節 被災者救援対策

1 現状と課題

- (1) 大規模震災においては、被災者は着の身着のまま避難する 경우가多く、生命維持のため食料や水の供給が必要となる。
- (2) 避難が長期化した場合、被災者のニーズは時の経過とともに変化し、その時に応じた物資の供給が必要である。

2 基本方針

- (1) 被災地の被災状況や被災者のニーズ等を迅速に把握し、的確かつ迅速な供給を図る。
- (2) 要配慮者に対し十分に配慮する。

3 対策 → 医療保健部、市民福祉部、農政部、商工労働部、水道部、教育部

1 給水

(1) 飲料水の応急給水活動

市は、飲料水の確保が困難な地域について、次により応急給水を行う。

ア 給水班を組織し応急給水を実施する。

《応急給水の目安》

給水量 : おおむね1人1日3リットル

給水期間 : 飲料水の取得手段が平常状態に回復するまでの期間

(震災時においては7～28日程度)

イ 水道事業者が設定した給水拠点等のほか非常用飲料水貯水槽、井戸水（農業用井戸を含む。）等を活用して応急給水を実施する。

ウ 応急給水にあたっては、住民に対して給水場所、時間等を広報する。

住民は、地震発生後3日間程度は貯えた水等により飲料水を確保するよう努める。

又、衛生上の注意を十分払いながら、地域内の井戸・湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。

(2) 応急給水の応援要請

市は、管内で飲料水の応急給水ができないときは、水道事業者側と協調して「岐阜県水道災害相互応援協定」等に基づき、他の市町村に対し応援要請を行う。

《 応援要請に際し示すべき事項》

1. 給水を必要とする人員
2. 給水を必要とする期間及び給水
3. 給水場所
4. 必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数

（３） 生活用水の確保

市及び水道事業者は、復旧活動の長期化に備え飲料水以外の生活用水の確保に努める。

２ 食料供給

災害時における被災者及び災害防護活動者等に対する炊き出し及び食品の供給は、次によるものとする。

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領〔平成21年5月24日付け総食第113号総合食料局長通知〕

災害時に対応する玄米の備蓄・供給に関する協定

（１） 調達及び供給

ア 主要食料

市は、備蓄食料及び地元小売業者等保有の米穀等を調達し、被災者等に炊き出し又は現物支給する。

《炊き出しの方法》

炊き出しは、市本部が奉仕団、ボランティア等の協力により給食センター等既存の施設を利用して行う。

実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

- ① 市本部において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示して業者から購入し、配給することとして差し支えない。この場合、炊き出しに必要な米穀は原則として市本部が確保する。
- ② 献立は、被災状況に応じ、栄養価等を可能な限り考慮する。
- ③ 炊き出し場所には市本部の職員等責任者が立会い、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録する。なお、炊き出しを避難所施設において行うときは、避難所に派遣された職員がこれに当たるものとする。

イ 副食及び調味料

市は、必要な副食及び調味料を調達し、被災者等に対し供給する。

（２） 機関、業者等との協定に基づく応急食料の調達

市は、関係者との「災害救助法が発動された場合の応急食料の取扱いに関する協定」に基づき、応急食料を調達する。

（３） 相互応援協定等に基づく応急食料提供の要請

市は、災害の状況その他に応じ、「災害時相互応援協定」に基づき協定市、及び「緊急時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」に基づく業者に対し、食料及びその供給に必要な資機材の提供を要請する。

（４） 支給、配分の公平性の確保

市は、食料の供給にあたっては、事前に地域住民に広報するとともに、ボランティア、自主防災組織等の協力により、公平の維持に努めるものとする。

３ 生活必需物資の供給

(1) 生活必需物資の調達及び供給

《生活必需物資の範囲》

寝具、衣料品、炊事器具、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料等

市は、次により必要な生活必需物資を確保し、被災者等に支給（貸与）する。

ア 備蓄物資の放出

イ 調達計画に基づき地区内小売業者等から調達

住民は、各自の備蓄品、非常持出品又は調達により対応できる場合は、その物資で対応し、対応できない場合には、市に支給（貸与）を申請する。

(2) 相互応援協定に基づく生活必需物資提供の要請

市は、災害の状況その他に応じ、「災害時相互応援協定」に基づき協定市、及び「緊急時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」に基づく業者に対し、生活必需物資の提供を要請する。

(3) ニーズに適合した物資の支給

市は、生活必需物資の確保にあたっては、季節、天候、時間の経過等により被災者のニーズも多様であることを可能な限り配慮するものとする。

(4) 支給、配分の公平性の確保

市は、物資の支給、配分にあたっては、事前に地域住民に広報するとともに、ボランティア、自主防災組織等の協力により、公平の維持に努めるものとする。

品目によって完全に必要量が確保できない場合には、時間的に余裕のある物品については直ちに避難者に対して物資の配布作業は行わず、必要量が確保されてから配布を行う、やむを得ず配布する場合は、家族、住宅を失うなど大きな痛手を負った世帯を優先させる。

第4節 孤立地域対策

1 現状と課題

大規模震災においては、道路の立地条件等から崩壊による閉塞を予想した対策が必要となる。

2 基本方針

被災地の被災状況を迅速に把握し、的確かつ迅速な対応を図る。

3 対策 → 市長公室、建設部、消防部

1 孤立実態の把握

ア 孤立予想地域に対し、電話回線及び無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。

孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して直ちに報告する。

イ 無人航空機を活用して、孤立集落の把握及び集落へのアクセス道路等の調査を行う。

2 救助・救出対策

ア 消防団・自主防災組織等の関係各機関等と連携を図り、救出救助活動を実施する。

イ 土石流危険溪流、地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所における土砂災害に対し、臨時離着陸場等救援活動拠点を確保する。

ウ ヘリコプターを要請する場合は、救助場所の臨時離着陸場の確保とともに救助に必要な情報を収集して報告する。

エ 状況に応じて職員・医師等の派遣にも配慮する。

オ 孤立地区内の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討し、必要に応じて県、他市町村の応援を得る。

3 通信手段の確保

職員の派遣、無線、アマチュア無線やインターネットの活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

4 食料品等生活必需品物資の搬送

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、輸送手段の確保が困難な場合は、県に対してヘリコプターの出動要請を行う。

5 道路の応急復旧活動

孤立地域に通じる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪車、四輪車の順に交通の確保に努める。

第5節 応急教育対策

1 現状と課題

- (1) 大規模地震が発生した場合、学校教育においては、児童生徒の安全確保が第一であり、最優先されるべきであるが、安否確認等に困難が生ずる。
- (2) 学校（幼稚園等を含む。）の再開については、臨時校舎の確保についても考慮すべき問題であるが、教育施設が避難所として使用され、その使用が長期化する場合、教育の再開時期が問題となる。

2 基本方針

- (1) 地震災害により通常の教育を行うことができなくなった場合は、早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施するとともに、疎開についても配慮するなど、学校教育に支障をきたさないよう措置する。
- (2) 避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、適切な時期に学校教育を再開する。

3 対策 → 教育部、こども未来部

1 児童・生徒の安全確保

校長等は、災害発生に対してあらかじめ定められた計画に基づき、児童・生徒（園児を含む。以下「生徒等」という。）の保護に努める。

(1) 学校の対応

ア 校長等は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮にあたる。

イ 生徒等については、教職員の指導のもとに全員を直ちに帰宅させることを原則とする。帰宅させるにあたっては、通学路の安全確認、小集団で下校させる等必要な措置をとり、生徒等の安全を確保するものとする。

又、交通機関の利用者、留守家庭等の生徒等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。

ウ 登下校中に地震が発生した場合、学校等へ登校し、又は学校等へ引き返した生徒等についてイに準じて所要の措置をとるものとする。

校外における学校行事中に地震が発生した場合は、引率責任者は、生徒等を集合させ、安全な場所へ避難させる等必要な措置をとるものとする。

(2) 教職員の対処、指導基準

ア 災害発生の場合、生徒等を教室に集める。

イ 生徒等の退避・誘導にあたっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。

ウ 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。

エ 心身障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。

オ 生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実に行う。

- カ 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- キ 生徒等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動にあたる。

2 教育活動の早期再開

県教育委員会及び市教育委員会は、災害時において、教育活動の早期再開を期するため、次の措置を講ずる。

(1) 応急教育の実施

応急教育の実施に際して、次の事項について点検し、総合的に判断する。

- ア 教職員の確保
- イ 学用品の調達
- ウ 学校施設等の機能面からみた安全点検
- エ 危険建築物、区域への立ち入り禁止措置
- オ 避難所になったことによる教育活動の場の縮小状況や影響
- カ 衛生管理、健康管理、給食の可否、教育可能人員等

(2) 被害状況の把握及び報告

各所属は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し教育委員会等に報告する。

(3) 教育施設の確保

教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

- ア 被害箇所及び危険箇所の応急修理
被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。
- イ 公立学校の相互利用
授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。
- ウ 仮設校舎の設置
校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。
- エ 公共施設の利用
被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育設備、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。
この場合、県は、市等と協議して、利用についての総合調整を図る。
- オ 上記によっても教育施設の確保が困難な時は、二部授業等必要な措置をとる。

(4) 教員の確保

教職員が被災したことにより通常の教育を実施することが不可能となった場合、被災地周辺の教職員も含め総合調整し、教職員の確保を図る。

確保が困難なときは、合併授業等必要な措置をとる。

3 生徒等に対する援助

(1) 学用品の給与等

市は、学用品等を失った小中学校、特別支援学校等の生徒等に対し、県が確保した学用品を給与する。

(2) 就学援助

市は、県と連携して、世帯が被災し、就学が困難となった生徒等に対し、就学奨励のための必要な援助を行う。

(3) 育英資金の特別貸付

高等学校等は、被災生徒に対し、育英資金の特別貸付のための必要な措置をとる。

(4) 学校給食及び応急給食の実施

給食を実施している学校等は、学校給食の継続確保に努めるものとし、給食物資の確保について、必要な措置をとる。

(5) 転出、転入の手続

県教育委員会及び市教育委員会は、生徒等の転出、転入について、状況に応じ、速やかかつ弾力的な措置をとる。

又、転入学に関する他県、他市町村の対応等の情報及び手続き等の広報に努めるとともに、窓口を設け問い合わせに対応する。

(6) 心の健康管理

県教育委員会及び市教育委員会は、被災した生徒等及び救援活動に携わった教職員に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施する。

4 私立学校

私立学校においては、この応急教育対策を参考に、私立学校の管理者がそれぞれの責任の範囲において実施する。

第6節 要配慮者対策

1 現状と課題

- (1) 要配慮者は、身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、個別かつ専門的な支援体制を整備することが必要
- (2) 要配慮者の単独行動は、被災家屋にとり残されるおそれがあるため極力避け、地域住民の協力応援を得て、避難することが望ましい。

2 基本方針

要配慮者に対しては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救援対策等様々な場面においてきめ細かな施策を行う。

3 対策 → 市民福祉部、医療保健部、飛騨高山プロモーション戦略部、消防部

1 在宅の要配慮者対策

市は、発災時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

《対応策》

- ① 要配慮者が必要とする支援内容の把握（時系列）
- ② 要配慮者のニーズに応じた救援、救護
 - ア 特別な食料（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対し、その確保・提供
 - イ 要配慮者用資機材（車イス、障がい者用トイレ、ベビーベッド等）の提供
 - ウ ボランティア等生活支援のための人材の確保及び派遣
 - エ 情報提供
 - ・視聴覚障がいをもつ人のため、ラジオ、文字放送、字幕つき放送、掲示板、FAXなどの情報提供手段の確保
 - ・外国人に対する情報の確保
 - ・避難場所への安全な移動の確保
 - オ 人工透析及び難病患者等への医療の確保
- ③ 避難所での要配慮者への配慮
 - ア 簡易トイレ、ベットなど必要な機材の確保
 - イ 避難所への専門職（カウンセラー、医療、保健、福祉担当、介護福祉士、手話通訳等）の派遣
- ④ 要配慮者向け相談所の開設
- ⑤ 二次避難所としての社会福祉施設の活用検討
- ⑥ 要配慮者向け仮設住宅の提供、優先入居
 - 障がいに配慮した構造・設備の確保

- (1) 市は、地震発生直後、避難支援等関係者および関係機関の協力を得て、避難行動要支援者名簿や地図などの情報を利用し、あるいは警察（特に交番）に要請するなど、居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見並びに安否確認に努める。
- (2) 避難行動要支援者を発見した場合は、①避難所への移動、②施設緊急入所等の緊急措置、③居宅での生活が可能な場合には在宅保健福祉サービス等のニーズの把握や見守り等を行う。
- (3) 市、消防機関、警察は連携して、地域住民が避難行動要支援者ととともに避難するよう配慮する。
- (4) 住民は、地域の避難行動要支援者の避難誘導について、避難支援等関係者を中心に地域ぐるみで協力支援する。

2 社会福祉施設の対策

社会福祉施設においては、要配慮者を災害から守るため、次のような対策を講じる。

(1) 入所者の保護

ア 迅速な避難

災害の程度、種別等に応じた避難場所を選定しておき、予め定めた避難誘導方法等に従い、速やかに入所者の安全を確保する。

避難にあたっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

イ 臨時休園等の措置

保育所にあつては、乳児・幼児の安全の確保が困難なため、保育を継続することができない場合は、臨時休園とし、乳児・幼児を直接保護者へ引渡す等必要な措置をとる。

又、児童センター、障害福祉サービス事業所等の通所事業所についても、保育所に準じた措置をとる。

その他の社会福祉施設にあつては、入所者を一時安全な場所で保護し、実情に応じた措置をとる。

ウ 負傷者等の救出、応急手当等

入所者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等必要な措置をとるとともに、必要に応じ消防機関に応援を要請する。

又、医療その他の救助を必要とする場合は、市本部、県支部総務班に連絡又は要請する。

エ 施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、市、県等の協力を得つつ施設機能の回復を図り、又、入所可能な場所を応急に確保する。

オ 施設職員等の確保

災害により職員に事故があり、又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、不足の程度等を把握し、市本部、県支部総務班に応援を要請する。

カ 食料や生活必需物資の確保

入所施設においては、食料や生活必需物資に不足が生じた場合、買い出し等により速やかに確保し、入所者の日常生活の確保を図るものとする。

確保できない時は、不足が予想される物資の内容や程度について市本部、県支部総務班に支援を要請する。

キ 健康管理、メンタルケア

入所者はもちろん職員等の健康管理（特にメンタルケア）に十分配慮する。

(2) 被災者の受入れ（二次避難所）

被災を免れた施設又は被災地に隣接する地域の施設においては、入所者の処遇を確保した後、余裕スペース等を活用した被災者の受入れを行う。

なお、余裕スペース等活用による被災者の受入れについては、要配慮者等援護の必要性の高い者を優先する。

3 外国人対策

(1) 各種通訳の実施

市は、県の連携協力を得て通訳ボランティアを派遣する。

(2) 正確な情報の伝達

市は、テレビ・ラジオ等の外国語放送による正確な情報を伝達するなど、外国人に対し、避難場所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないように努める。

第7節 保健衛生対策

第1 清掃

1 現状と課題

ごみ、し尿の処理事業は、収集を委託業者又は民間事業者が行い、処理を市の施設で行っているが、災害時には、大量の廃棄物の発生等により、その収集及び処理に支障をきたすおそれがある。

被災地における環境衛生の保全を図るため、排出されたごみ、し尿の迅速な収集・処理体制を確保する。

2 基本方針

ごみ、し尿の収集・処理体制を確保するため、県や周辺自治体との応援協力体制を整備するとともに、関連業界との協力体制についても整備に努める。

3 対策 → 森林・環境政策部、水道部

1 ごみ、し尿の処理

市は、清掃班を編成し、災害時におけるごみ、又はし尿の処理活動を行う。

2 清掃方法

市は、次の方法により廃棄物の処理を実施する。

震災時における被災地帯の清掃は、本計画の定めるところによる。震災時の廃棄物処理に関しては、本計画に定めるところによるほか、別に定める「高山市災害廃棄物処理計画」による。

(1) ごみ処理

ごみ収集車の確保については市所有車両を利用するほか、民間事業者の協力を得ることとする。

ア 収集順序

ごみの収集は、被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要すると市が判断した地域から、順次実施する。

特に当初は、道路上の災害廃棄物を重点とした対応を行い、道路通行の確保に努める。

イ 収集方法

委託業者が行う収集の担当地域は、通常時の可燃ごみ収集委託の地域を基本とする。

災害廃棄物の分別の徹底や仮置場への持ち込みルールへの順守などを被災住民に依頼する。

ウ 処分

災害廃棄物の仮置場、処分方法、処分場所等については、「高山市災害廃棄物処理計画」及び別図「災害廃棄物の処理計画フロー」によるものとする。特に、仮置場は、状況により追加指定も検討する。

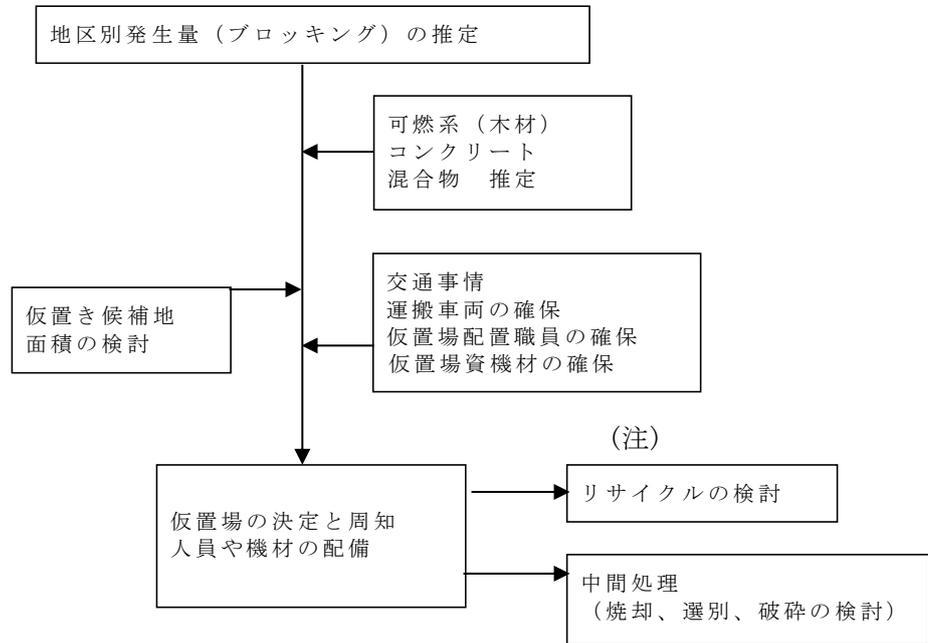
災害廃棄物の処理にあたっては、最終処分量を極力少なくする観点から、仮置場における

分別の徹底などにより、可能な限り再資源化を進める。

廃棄物の腐敗により生活環境が悪化することに伴う感染症の発生・蔓延を防止するため、生ごみ等の腐敗性のある廃棄物については、優先的に処理する。

災害廃棄物については、発災から3年以内に処理するよう体制を構築する。

《災害廃棄物の処理計画フロー》



(注) リサイクルの検討 例ー木くず：チップ化による利用
 コンクリート：路盤材、建設資材等による利用
 金属：製鋼原料等による再生利用
 家電、パソコン、オートバイ等：メーカー等によるリサイクル

(2) し尿処理

し尿収集車の確保については、民間の協力を得ることとする。

ア 収集順序

し尿の汲み取り収集は、実施者が被災地の状況を考慮し、緊急汲み取りを要する区域から順次実施する。

イ 処分

し尿の処分は、原則としてし尿処理場において処分する。

3 その他関連施設

市は、次により、清掃に関連した公衆衛生対策を行う。

野外便所の仮設

ア 避難所施設等に伴う野外仮設便所の設置は、原則として、し尿貯留槽が装備された便所（以下、「仮設トイレ」という。）を配置する。

イ やむを得ない場合には、立地条件を考慮し、漏洩等により、地下水が汚染しないような場

- 所を選定し設置する。なお、閉鎖にあたっては、消毒後埋没する。
- ウ 仮設トイレは、不足する場合には、県備蓄品等の応援要請を行う。
- エ 市においては、民間での仮設トイレの保有状況も予め把握しておく。

第2 防疫・食品衛生

1 現状と課題

(1) 防疫

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疾病が発生しやすく、又蔓延する危険性も高い。

このため、的確かつ迅速な防疫活動を行うことが重要となる。

(2) 食品衛生

震災時には、通常の流通・販売が行われないため、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなる。このため、食品の安定供給を図りながら、これら食品の安全性を確保することが重要となる。

2 基本方針

(1) 防疫

災害発生時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を収容し衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施することとする。

(2) 食品衛生

被災地の炊き出し施設、飲食店等に対して食品衛生面での監視指導を行い、食中毒等の防止を図る。

3 対策 → 医療保健部

1 防疫

(1) 市の防疫活動

ア 防疫用資機材を確保し、便槽・家屋等の清潔方法及び消毒方法を行う。

《清潔方法》

- ① 市は、清潔方法の実施にあたっては、管内における道路溝渠、公園等公共の場所を中心に行う。
- ② 災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は、各個人が行うのを原則とし、災害地の状況に応じ、市は、的確な指導及び指示を行う。
- ③ 市は、収集したごみ、汚泥、その他の汚物を焼却埋没等、衛生的に適切な処分をする。この場合、できる限りし尿浄化槽又は下水終末処理場の処理施設を利用する等の方法により、不衛生にならないようにする。

《消毒方法》

- ① 市は、消毒方法の実施にあたっては、法令の定めるところに従って行う。
- ② 市は、実施にあたっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認の上、不足分を補い適正な場所に配置する。

- イ 感染症を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ごみ捨て場所等に殺虫剤・殺そ剤を散布する。
- ウ 被災地域において感染症患者が発生したときは、直ちに感染症指定医療機関等適当な病院に収容する等の措置をとる。
- エ 避難所においては、避難者の健康状態の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を得て、防疫活動を実施する。特に、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。
- オ 知事の指示に従い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第35条第1項の規定による当該職員を選任する。
- カ 知事の指示に従い、臨時予防接種又は予防内服薬の投与を実施する。
- キ 感染症が発生した場合、県とともに、その発生状況及びその防疫活動等について、速やかに広報活動を実施する。

2 食品衛生

炊出し施設の食中毒対策

- ア 市は、炊出しを開始した場合、速やかに保健所へ連絡する。
- イ 市は、食中毒症状を現す者が発生した場合、直ちに医師による診察を受けさせるとともに、保健所へ連絡する。
- ウ 保健所は、炊出しに伴う食中毒防止のため、監視員を派遣し監視指導にあたる。又、食中毒に関する連絡を受けた場合、その原因を究明するとともに再発防止に必要な措置をとる。
- エ 保健所は、飲食店等が停電又は断水した場合、飲食店等に対し食品衛生上必要な措置をとるよう監視指導する。

第3 保健活動・精神保健

1 現状と課題

- (1) 震災時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調をきたす可能性が高い。このような環境の中で健康を維持することは難しいため、被災者に対して、公衆衛生的な観点から公的な保健医療面での支援が不可欠である。
- (2) 地震により精神障がい者の病状の再発、悪化、保護者の死亡や治療による通所機会の喪失等が生じ、精神障がい者の保護が必要となる。
- (3) 地震によるショック、長期化する避難生活等により、被災者は様々なストレスを抱え込むことになり、心のケアが必要となる。

2 基本方針

- (1) 地震により被害を受けている地域住民を対象に、県、関係機関と協力し、避難所の健康な生活環境の整備や個別ケースへの心身両面からの保健指導を実施する。又、仮設住宅や一般家庭等地域住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復し、心身とも健康な生活がおくれるよう支援する。

- (2) 精神障がい者の救護策を講じる。

3 対策 → 医療保健部

1 保健活動

(1) 実施体制

ア 市は、保健師等を中心とした健康管理班を編成する。災害の程度により必要と認めたときは、保健所、県の協力を得た健康管理班を編成し、被災者の健康管理活動を行う。

《保健活動チームの編成》

- ① 避難所巡回保健チーム (医師 1、保健師 2、薬剤師 1)
- ② 精神科チーム (医師、精神科ソーシャルワーカー、保健師)
- ③ 歯科チーム (歯科医師、歯科衛生士)
- ④ リハビリチーム (医師、理学・作業療法士、保健師、看護師)
- ⑤ 栄養チーム (栄養士 1～2)
- ⑥ 臨床心理チーム (臨床心理士 1～2)
- ⑦ 家庭訪問チーム (保健師 1～2)
- ⑧ 仮設住宅訪問チーム (保健師 1～2)
- ⑨ 避難所巡回検診チーム (医師、保健師、栄養士、診療放射線技師、臨床衛生検査技師)

(2) 活動内容

市及び県は連携をとり、保健活動チームを編成し、ブロック毎（ブロックは状況により決定）に協同して活動するものとする。

ア 避難所及び自宅、仮設住宅などの被災者の生活状況を把握し、生活環境の整備

- a 避難所のトイレ・室内の清潔状態、ごみの整理状態の把握と調整及び指導
- b 避難所の室内の換気・室温等の室温気候の状態の把握と調整及び指導
- c 手洗い・消毒・うがい等の清潔行動についての状態の把握と指導
- d 衣類・寝具による体温調節、及び清潔の状態の把握と調整及び指導
- e 歯磨・入浴・洗髪の状態の把握と調整及び指導
- f 食事の摂取状況の把握と調整及び指導
- g 活動状況の把握と調整及び指導

イ 避難所における巡回健康相談等の実施

- a 避難者個々の健康状態の把握と対処
- b 症状の出現者及び、風邪等、突発的・一時的疾患の罹患者の生活指導と管理
- c 被災による症状や障がいのある患者の観察と、疾病管理及び生活指導
- d 慢性疾患患者の治療の状況把握と服薬指導、医師・行政職員等との調整及び生活指導と管理
- e 寝たきり病人の治療の状況把握と医師・行政職員等との調整及び生活指導と管理
- f 妊婦の生活指導と管理
- g 乳幼児の生活指導と管理

- h 高齢者の生活指導と管理
- i 難病・身体障がい者の生活指導と管理
- j 結核既往者の生活指導と管理
- ウ 訪問指導の実施及び強化
 - a 結核患者、難病患者、精神障がい者、高齢者、乳幼児、震災に伴う健康障がい者等への訪問指導の強化
 - b 一般家庭への健康調査と保健指導の実施
- エ 保健所・市における定例保健事業の実施
- オ 仮設住宅等における訪問指導とグループ指導の実施

2 精神保健

(1) 市の体制

市は、保健所との連携により、管内の精神保健に関する住民ニーズを把握するとともに被災住民への身近な精神保健に関する相談支援活動を実施する。

(2) 精神保健対策の内容

市、県及び保健所の実施する精神保健対策の主な内容は、次のとおりである。

- ア 精神障がい者の住居等、生活基盤の早急な確保
 - a 住居をなくした精神障がい者の被災地外施設入所等促進
 - b 精神保健訪問活動、ホームヘルパー派遣、入浴サービス等の福祉援護策
- イ 精神科入院病床の確保

入院が必要な患者の急増に対応するため被災地外での精神科入院病床の確保
- ウ 24時間精神科救急体制の確保
 - a 被災地外の精神科チームの配置と同チーム内へ夜間往診チームの設置
 - b 夜間休日対応窓口、夜間休日入院窓口の設置
- エ 治療、通所を中断した患者の治療、通所機会の提供

閉鎖した診療所、通所施設等の代替施設の設置（精神科救護所等）と早期再開
- オ 被災者の心の傷へのケア

被災に伴う健常者の反応性症状としてのPTSD（心的外傷後ストレス障害）、不眠や不安、焦燥感、無力感などへの相談、診療、サポートが必要となる。

 - a 民間諸機関の協力による被災後の心の健康に関する正しい知識の啓発、普及
 - b 心の健康に関する相談体制の充実
 - *精神科医、保健師等による常設の相談実施
 - *民間の諸機関の協力による24時間電話による相談を受ける体制整備
 - *避難所等への相談所開設
 - *仮設住宅、家庭等への巡回相談
 - c 医療、福祉、教育等の各領域において実施される診察、相談等との調整
- カ 被災救援にあたる職員、ボランティアの心のケア

不眠不休の活動で、職員やボランティアの心も追い詰められる状況発生

 - a 民間の諸機関の協力を得ながら、専門の精神科医により、随時相談、診察等
 - b 必要があれば、適切なカウンセリング等を継続実施

第4 遺体の捜索、取扱い及び埋葬

1 現状と課題

大規模な災害に伴う破損により火葬場が使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者のあった場合においては、岐阜県広域火葬計画に基づいて対応するが、平時からその対応について体制整備を行うことが必要

2 基本方針

- (1) 遺体捜索体制の確立、必要機器の確保を図る。
- (2) 遺体安置場所の確保を図る。
- (3) 他市町村等の協力による火葬の実施

3 対策 → 消防部、市民福祉部、医療保健部

1 遺体の捜索

市は、警察、防災関係機関の協力を得て遺体の捜索を行い、発見したときは速やかに収容する。

2 遺体の取扱い

遺体の取扱い方法は、次によるものとする。

- (1) 市は、変死体を発見した場合は、警察へ届出る。警察は、遺体の見分、検視を行い、身元が判明している場合は、遺族等へ引き渡すものとする。
- (2) 市は、身元の判明していない遺体及び遺族等への引き渡しが困難な場合、次の措置をとるものとする。
 - ア 遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとり、必要に応じて撮影を行う。
 - イ 寺院等の施設又は仮設安置所における遺体の一時安置を行う。
 - ウ 医師による死因その他についての検索を行う。
- (3) 市は、棺、骨つぼ、ドライアイス等の確保に努めるものとする。

3 遺体の埋葬

- (1) 市は、遺体を遺族へ引き渡し、又は火葬に付し、骨つぼ若しくは骨箱を遺族に引き渡すものとする。
- (2) 身元の判明しない死体は、火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋収蔵する等必要な措置をとる。
- (3) 火葬場が被災した場合や通常の火葬能力を上回る死亡者があった場合等により火葬が困難な場合は、岐阜県広域火葬計画に基づき、県に対して広域火葬の応援を要請する。

4 遺体安置所の確保

市は、避難所として使用されている施設を除き、適当な場所に遺体安置場所及び検視場所を設ける。

第8節 ボランティア対策

1 現状と課題

- (1) 災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が大きい。
- (2) 被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現場が混乱する。

2 基本方針

ボランティア活動が円滑に行われるように、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供等環境整備に努める。

3 対策 → 市民福祉部

1 ボランティアの受入れ体制

- (1) 市は、必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類、人数等について全国に情報提供し、参加を呼び掛ける。
- (2) 市は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の確認を行う。
- (3) 市は、ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。
- (4) 日本赤十字社岐阜県支部は、被害の状況に応じて、支部内に災害対策本部を設置するとともに、赤十字奉仕団等のボランティアによる救護活動の連絡調整を行う。
又、必要に応じて報道機関の協力を得て、日赤救援事業を支援するためのボランティアの参加を呼び掛ける。
- (5) 高山市社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めたときは、災害対策本部を設置するとともに、関係市町村社会福祉協議会の協力を得て現地災害救援事務所を設置する。
 - ア 高山市社会福祉協議会災害救援本部の業務
 - a 災害救援計画の策定及び実施
 - b 救援活動に必要な情報の発信
 - c 災害ボランティアの調整
 - d 災害ボランティアの受付・登録
 - e ボランティア登録者への活動要請
 - f 現地災害救援事務所の業務
 - イ 被災現場の救援活動
 - a 災害ボランティアの受入及びコーディネート
 - b 災害ボランティアの救援活動への支援

2 専門分野のボランティア関係機関

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、関係機関と連絡を密にし、受入・派遣に係る調整等を行う。

《災害時のボランティア活動》

① 被災者の人命救助や負傷者の手当て

これらの活動は、専門的技術や重い責任が要求され、医師、看護婦等の活動が中心となる。

② 被災建物の危険度調査

被災した建物が、その後の余震に耐えられるかどうかを判定する業務であり、建築士等で専門的な技術を習得した人が中心となる。

③ 被災者の生活支援

ア 避難所援助

食料・飲料水の提供、炊き出し、救援物資の仕分け、洗濯・入浴・理美容サービス、高齢者・身体障がい者等援助（手話通訳、外出援助）、話相手、子供の世話、学習援助、メンタルケア、避難所入所者の名簿作成、生活情報の提供（ミニコミ紙の作成・配布）

イ 在宅援助

高齢者・身体障がい者等の安否確認の協力と援助（手話通訳、外出介助）、食料・飲料水・生活物資の提供、生活情報の提供（ミニコミ紙の作成・配布）、メンタルケア、家屋後片付け、洗濯・入浴・理美容サービスなど

ウ その他

被災者のニーズ把握・援助、被災者の健康状態のチェック、家屋修繕、ホームステイ・里親、営業マップの作成・配布、引っ越しの手伝いなど

第9節 金融対策

1 現状と課題

- (1) 大規模な地震被害が発生した場合には、預金払出し等に混乱が起きることが想定される。
- (2) 被災地における金融秩序を維持し、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる必要がある。

2 基本方針

関係機関は、適当と認められる機関又は団体と密接な連絡を取りつつ、金融機関等の業務の円滑な遂行を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

なお、本金融対策は、金融機関等以外の諸機関の対応状況を踏まえて、所要の調整を図るものとする。

3 対策 → 金融機関等

1 金融機関の営業の確保

金融機関は、地震時の金融機関の営業を確保するため、次の応急対策を実施する。

- (1) 現地金融機関の手許現金残高を調査し、預金払戻し等所要金確保のために必要な指導、援助を行う。
- (2) 金融機関の営業が可能な場合には、休日又は平常時間外も臨時に営業措置をとらせるとともに、り災金融機関に速やかに営業を開始させる。
- (3) 金融機関相互の申し合わせにより次の措置を実施させる。
 - ア 預金証書、通帳、届出印鑑を紛失した場合、実情に即する簡易な方法により払戻しする。
 - イ 事情によっては、定期預金、定期積金の期限前の払戻し又はこれを担保とする貸出に応じる。
 - ウ 手形交換については、交換開始時刻、交換戻決済時刻、不渡手形返還時刻の変更及び一定日まで、り災関係手形等に対して不渡処置の猶予を行うほか、不可抗力により支払期日の経過した手形についても取立ての相談に応じる。
 - エ 損傷銀行券等引換えのための必要な措置をとる。
- (4) 国債を紛失した顧客に対し、日本銀行名古屋支店又は、最寄りの日本銀行代理店は相談に応じる。
- (5) 日本銀行代理店及び取引官庁との連絡を密にし、国庫事務を円滑に運営するための必要な措置をとる。

2 生保・損保会社の営業の確保

地震災害時の生保・損保会社の営業を確保するため、東海財務局岐阜財務事務所の指導により次のとおり応急対策を実施するものとする。

- (1) できる限り簡易迅速な保険金の支払に配慮する。
- (2) 契約者のり災状況に応じて保険料の払込み猶予期間の延長に配慮する。

3 証券会社の営業の確保

地震災害時の証券会社の営業を確保するため、東海財務局岐阜財務事務所の指導により、次のとおり応急対策を実施するものとする。

- (1) 預り金払出しは、り災者の実情に即する簡易な確認方法により実施する。
- (2) 預り有価証券の売却・解約代金の即日払いの申出があった場合には、適宜配慮する。

4 金融機関等の防災体制等

金融機関等は東海財務局岐阜財務事務所の指導に基づき、地震災害時において十分な防災体制をとれるよう、次のとおり対策を実施する。

- (1) 金融機関の店頭の顧客及び従業員の安全の確保に十分配慮する。
- (2) 被害の軽減、並びに業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関の危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について適切な応急措置をとる。

5 顧客への周知徹底

金融機関等は1及び2の措置について必要に応じ、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて顧客に周知する。

第4章 地震災害復旧対策

第1項 復旧計画

第1節 公共施設及び公共事業等の災害復旧

1 現状と課題

- (1) 道路、橋梁、河川等の公共施設は、社会活動を営む上で重要であり、地震により損壊した場合、救助活動及び救援救護活動等に重大な支障が発生
- (2) 社会的基盤である公共施設等の迅速な機能回復と二次災害防止対策が必要

2 基本方針

- (1) 市及び県は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧にあたっては、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努める。
- (2) 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画について検討する。

3 対策 → 建設部、農政部、森林・環境政策部、関係各部

1 基本的手順

公共施設、公益事業等施設管理者は、次のとおり災害復旧を行う。

- (1) 調査分析
応急復旧工事終了後、施設について被災原因、被害の程度等についての調査分析
- (2) 災害復旧計画の策定
調査分析の結果に基づく、災害復旧事業計画の策定及び再度の災害の防止を図るための必要な新設、改良を組み入れた再度災害防止事業計画の策定
- (3) 優先順位の策定
被災の程度、復旧の難易度等を勘案した復旧効果の高いものからの優先順位の策定
- (4) 協力体制
関係機関の応援協力による災害復旧工事等に必要な技術者等の確保

2 公共土木施設の災害復旧

土木施設管理者は、公共土木施設の地震発生による災害復旧について、被災施設の原形復旧に合わせて、再度の地震災害防止の観点から、必要な施設の改良又は耐震上より優れた施設の新設等を考慮して復旧する等、被害の程度を検討して将来の災害に備える計画とする。

- (1) 対象施設
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による対象施設は、河川・海岸・道路・砂防設

備・地滑り防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・下水道・林地荒廃防止施設・港湾・漁港などであり、一定の要件を満たす災害復旧に国の負担がなされる。

又、街路・公園・排水施設等の都市施設は、国庫負担法対象外であるが、災害復旧として予算補助がなされる。

(2) 被害報告

被害の報告に関する様式、伝達方法等については、地域防災計画の一般対策計画を準用する。

3 激甚災害に関する対応計画

市は、甚大かつ広範囲に及ぶと思われる地震被害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であることから、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の早期指定を受けるため、早急な被害情報の収集や早期指定に向けた国への働きかけを行う。

このため市は、区域内の被害状況の収集に努め、県が行う調査に協力する。

4 激甚災害に係る財政援助措置の対象

- | | | |
|---|--------------------------|--|
| 1 | 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 | ア 公共土木施設災害復旧事業
イ 公共土木施設災害関連事業
ウ 公立学校施設災害復旧事業
エ 公営住宅施設災害復旧事業
オ 生活保護施設災害復旧事業
カ 児童福祉施設災害復旧事業
キ 老人福祉施設災害復旧事業
ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
ケ 知的障害者更正施設災害復旧事業
コ 婦人保護施設災害復旧事業
サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
シ 感染症予防事業
ス 堆積土砂排除事業 公共的施設区域内 公共的施設区域外
セ 湛水排除事業 |
| 2 | 農林水産業に関する特別の助成 | ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
カ 土地改良区等の行う湛水防除事業に対する補助
キ 森林災害復旧事業に対する補助 |

- | | |
|---------------------|---|
| 3 中小企業に関する
特別の助成 | <ul style="list-style-type: none"> ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 イ 小規模企業者等設備導入資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例 ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 エ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の特例 |
| 4 その他の財政援助
及び助成 | <ul style="list-style-type: none"> ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 エ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例 オ 水防資機材費の補助の特例 カ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例 ク 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助 ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例 |

第2項 財政援助等

第1節 被災者の生活確保

1 現状と課題

- (1) 家族の喪失、財産の喪失等極度の混乱状態が予想され、生活手段の早急な確保が必要
- (2) 民生の安定、生活再建への支援が必要

2 基本方針

関係防災機関等と協力し、社会秩序の維持と民生の安定のための緊急措置を講じる。

3 対策 → 関係各部

市、県その他関係機関は、災害の規模に応じて貸付等必要な措置を講ずるとともに、被災者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、広報を行う。

1 生活相談

市は、被災者のための相談窓口を設け、苦情又は要望事項を聴取し、解決を図るほか、関係機関に連絡し、公聴活動を実施する。

2 個人被災者への資金援助等

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金

ア 災害弔慰金

市は、高山市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

イ 災害障害見舞金

市は、高山市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

(2) 被災者生活再建支援金

ア 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給

被災者は、被災者生活再建支援法に基づく支援金支給の申請を行う。

イ 高山市被災者生活・住宅再建支援金の支給

市は、住宅被害の認定を行い、被災者への支援金の支給申請に必要な、り災証明書等必要書類の発行、制度の説明、被災者からの申請書等の受付、県への書類送付等を行う。

(3) 災害資金・住宅資金等の貸付

(4) 非常即時払い等

3 租税の徴収猶予及び減免

市は、被災者に対する市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定する。

4 職業の斡旋

市は、被災者の職業の斡旋について、県に対する要請措置等の必要な計画を策定する。

5 生活保護制度の活用

市は、生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対しては、民生委員と連絡を密にし、速やかに生活保護法を適用する。

6 障がい者及び児童に係る対策

(1) 障がい者に係る対策

市は、避難所や在宅における要配慮者対策等に加え、障がい者に係る以下の対策を実施する。

- ア ファクシミリ等障がい者に対する情報提供体制の確保、手話通訳者の派遣
- イ 車椅子、障がい者用携帯便器等障がいの状態に応じた機器や物資等の供給
- ウ ガイドヘルパー等障がい者のニーズに応じたマンパワーの派遣

(2) 児童に係る対策

ア 被災による要保護児童の発見

市は、次の方法等により被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見及び保護を行う。

- a 避難所の管理者・リーダーを通じ、避難所における乳幼児の実態を把握し、保護者の疾病等により発生する要保護児童について子ども相談センターに対し通報がなされるようにする。
- b 保護を必要とする児童を発見した場合、親族による受入れの可能性を探るとともに養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- c 保護者が災害復旧事業に従事する等により、保育に欠ける乳幼児に対して、保育所に入所させ保育するものとする。

7 応急仮設住宅の建設

市は、自己の資力では、住宅の再建が困難な者に対する暫定的な居住の安定を図るため、災害救助法に基づき、応急仮設住宅を建設する。

8 被災建築物の応急危険度判定

地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、余震等による二次災害の発生を防止するため、次の安全対策を実施する。

(1) 建築物

市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、応急危険度判定実施本部を設置するとともに、必要に応じて県へ支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。

(2) 被災宅地

市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度

判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。

9 住宅の応急修理及び住宅の障害物除去

(1) 住宅の応急修理

市は、自己の資力では、住宅の修理が困難な者に対する居住の安定を図るため、災害救助法に基づき、当該住宅の応急修理を行う。

(2) 住宅の障害物除去

市は、自己の資力では、住宅周辺の土石、竹木等の障害物の除去が困難なため日常生活に著しい障害を受けている世帯に対する居住の安定を図るため、災害救助法に基づき、障害物の除去を行う。

10 生活必需物資、復旧資材等の供給確保

被災地域において住民の不安と動揺を沈静化し、生活秩序の回復と復興を着実にしていくためにも、生活必需物資、復旧用建築資材等の基礎的な財・サービスの供給の確保を図るとともに、物資の需給・価格動向を調査監視し、物価の安定を確保していくことが必要である。

(1) 生活必需物資、復旧資材等の需給・価格動向を把握

(2) 事業者等に対して供給体制の確保、在庫の放出、適正価格での供給など行政指導を行い、関係者の協力を得て、物価の高騰、買い占め、売り惜しみの防止に努める。

(3) 関係機関は、物資の輸送の確保に必要な措置をとる。

11 被災者への生活再建等の支援

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

第2節 被災中小企業の振興

1 現状と課題

被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要

2 基本方針

- (1) 市、県その他の関係機関は、被災中小企業者についてその被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の程度に応じて必要な措置を講ずる。
- (2) 被災中小企業者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報等を行う。

3 対策 → 商工労働部

市、県その他関係機関は、次に掲げる災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援する。

- ア 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の貸付条件の緩和措置
- イ 再建資金の借入れによる債務の保証にかかる中小企業信用保険について別枠の付保限度の設定、てん保率の引上げ及び保険率の引下げ
- ウ 災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間の延長等の措置
- エ 事業協同組合等の協同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助
- オ 貸付事務等の簡易迅速化
- カ 被災関係手形につき呈示期間経過後の交換持出し、不渡処分の猶予等の特別措置
- キ 租税の徴収猶予及び減免
- ク 労働保険料等の納付の猶予等の措置
- ケ その他各種資金の貸付等必要な措置

第3節 農林漁業関係者への融資

1 現状と課題

被災農林漁業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要

2 基本方針

市、県その他関係機関は、次の事項について災害の規模に応じて必要な措置を講ずるとともに、被災者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報等を行うものとする。

3 対策 → 農政部、森林・環境政策部

1 日本政策金融公庫による融資

市、県その他関係機関は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、日本政策金融公庫から円滑な貸付を行わせるよう支援する。

- (1) 農業関係資金
 - ア 農業基盤整備資金
 - イ 農林漁業セーフティネット資金
 - ウ 農林漁業施設資金〈その他の共同利用施設〉
- (2) 林業関係資金
 - ア 林業基盤整備資金〈造林、林道〉
 - イ 農林漁業施設資金〈共同利用施設、主務大臣指定施設〉
 - ウ 農林漁業セーフティネット資金〈林業経営維持〉
- (3) 漁業関係資金
 - ア 漁業基盤整備資金
 - イ 漁船資金
 - ウ 農林漁業施設資金

第4節 義援金品の募集、受付、配分

1 現状と課題

- (1) 被災地内での仕分けは困難であるため、被災地外での種類、規格別の仕分け等により被災地の負担を軽減することが必要
- (2) 義援物資については、受入を希望する物資と受入を希望しない物資を明確にし、そのリストを公表することが必要

2 基本方針

県及び他市町村から被災者あてに寄託された義援金品を、确实、迅速に被災者に配分するため、集積・引継ぎ・配分・管理等必要な措置を実施する。

3 対策 → 市民福祉部

1 義援金品の募集

市、日本赤十字社岐阜県支部（義援金のみを取り扱う。）、県共同募金会等は、義援金品の受入について一般への周知が必要と認められる場合は、県及び国の非常災害対策本部等並びに報道機関を通じて次の事項を公表するものとする。

- (1) 義援物資
 - ア 受入窓口
 - イ 受入を希望するもの及び希望しないもののリスト
 - ウ 受入窓口と集積場所の所在が異なるときは、その集積場所の所在等
- (2) 義援金
 - ア 受入窓口
 - イ 振込み金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）

2 義援物資の受入・配分

市等の募集機関は、次により義援物資の受入及び配分を行う。

- (1) 受入
 - ア 災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援物資の受入を行う。
 - イ 義援物資の募集機関は、その受入にあたって拠出者名簿を作成し、あるいは義援物資受領書を発行してそれぞれ整備保管する。
- (2) 引継ぎ・集積
 - 募集機関は、受け入れた義援物資の引継ぎにあたって、義援物資引継書を作成し、その授受の関係を明らかにしておく。
- (3) 配分
 - ア 配分の基準
 - 配分は、県及び市その他義援物資募集機関等で構成する配分委員会組織が定めた基準によって行う。なお、特定物資及び配分先指定物資については、それぞれの目的に添って効率的

な配分を個々に検討して行う。

イ 配分の時期

配分はできる限り受入又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援物資の量などを考慮し、適宜配分時期を調整するものとする。

ただし、腐敗、変質のおそれがある物資については、迅速に取扱うように配慮する。

(4) 義援物資の管理

義援物資の配分機関（募集機関）は義援物資受払簿を備え付け、受入から引継又は配分までの状況を記録する。

(5) 各種様式

義援物資の受入、引継・集積、配分、管理にあたり作成、発行する各種様式は「一般対策編」に定めるものによる。

(6) 費用

義援物資の募集又は配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は経費の証拠記録を整理保管しておく。

3 義援金の受入・配分

市、県、日本赤十字社県支部、県共同募金会等の募集機関は、次により義援金の受入及び配分を行う。

(1) 受入

ア 災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援金の受入を行う。

イ 義援金の受入にあたっては、拠出者名簿を作成し、あるいは義援金受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

(2) 引渡し・集積

募集機関で受入た義援金の送付、引渡しは銀行口座への振込みの方法による。

(3) 配分

配分は、県、市、日本赤十字社県支部、県共同募金会、その他の義援金募集機関により配分委員会を組織し、十分協議のうえ行う。

(4) 義援金の管理

義援金は、銀行預金等確実な方法で保管管理する。なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

(5) 各種様式

義援金の受入、引継・集積、配分、管理にあたり作成、発行する各種様式は「一般対策編」に定めるものによる。

(6) 費用

義援金の募集又は配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、送金、引渡し、その他に要する経費はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は経費の証拠記録を整理保管しておく。

(7) 市本部における分掌

市本部における義援金の募集、受入配分は福祉班、管理は会計班が担当する。

第5章 東海地震に関する事前対策

第1項 総則

第1節 東海地震に関する事前対策の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）において、警戒宣言が発せられた場合に、強化地域に指定されていない高山市における事前対策について必要な事項を定め全県一体となった東海地震の予防体制の推進を図ることを目的とする。

- 1 この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、市及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。
- 2 この計画は、一部警戒宣言前を含み、主として、警戒宣言発令時から、地震発生までの間における事前応急対策を定める。
- 3 市及び関係機関は、この計画に基づいてそれぞれ必要な具体的計画等を定め、事前対策の実施に万全を期する。

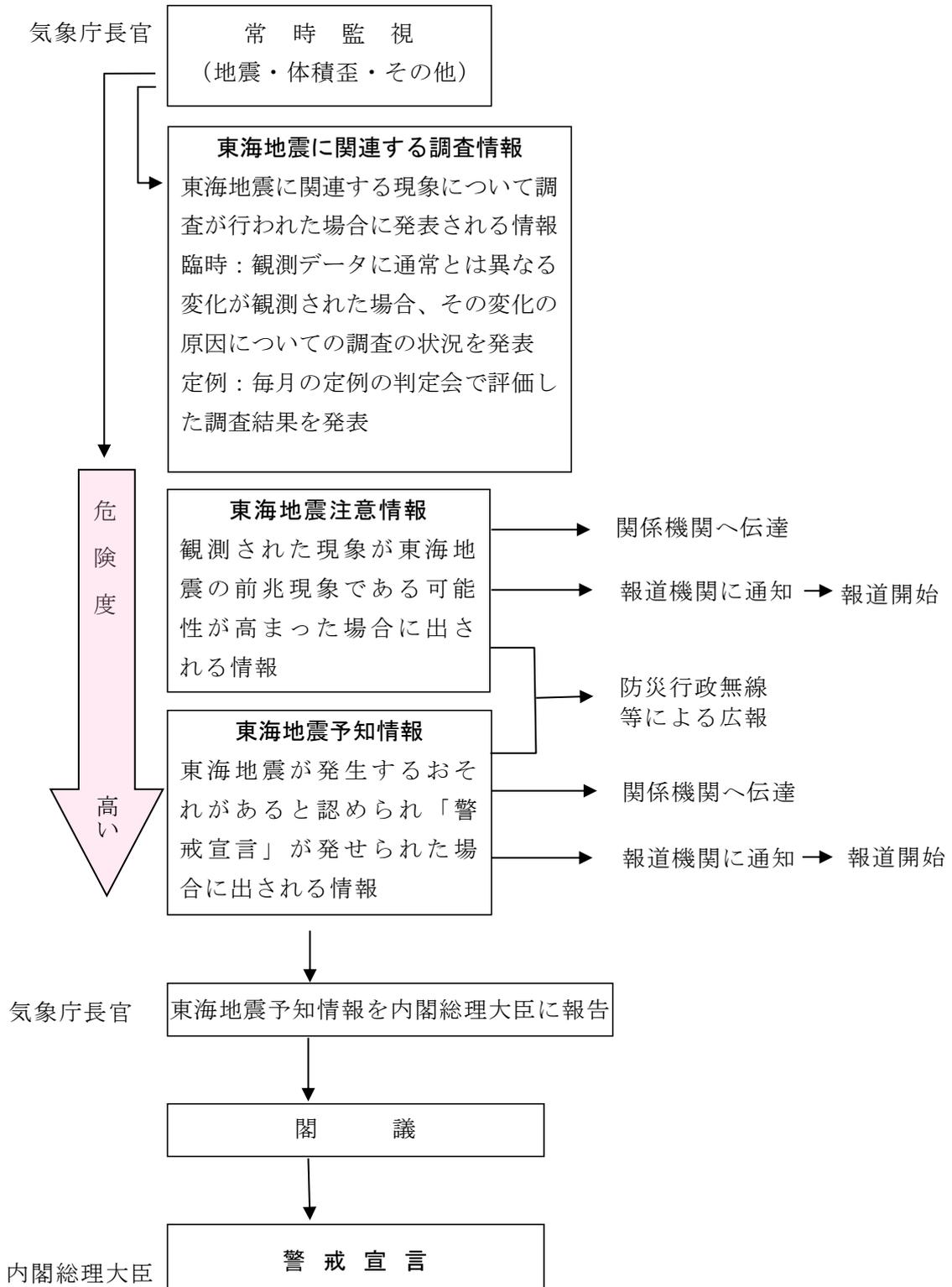
第2節 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の

意思決定を行った場合の対応方針

市及び防災関係機関等は、警戒宣言発令前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、警戒宣言時対策の円滑な実施のため、時間を要する準備行動で、警戒宣言前から準備しておくことが望ましい対策（以下「警戒宣言前からの準備的行動」という。）を実施するものとする。

第3節 東海地震に関する事前対策の体系

東海地震に関する事前対策の体系は、次のとおりである。



第2項 地震警戒本部の設置及び職員の動員配置

第1節 地震災害警戒組織

1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合（一部、警戒宣言が発せられる前も含む）、警戒宣言発令時対策を実施するための体制を強化する。

2 対策 → 市長公室

1 市の地震災害警戒組織

(1) 東海地震に関する調査情報（臨時）発表時

市長は、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合は、地震観測準備体制をとる。

(2) 東海地震注意情報発表時

市長は、東海地震注意情報が発表された場合、警戒宣言前からの市災害対策本部が設置できる地震注意警戒体制をとる。

(3) 東海地震予知情報発表・警戒宣言発令時

東海地震予知情報・警戒宣言が発せられた場合、市の地域に係る警戒宣言発令時対策を実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づき、市災害対策本部を設置する。

(4) 警戒解除宣言発令時

警戒解除宣言が発せられたとき、市災害対策本部を廃止する。

2 防災関係機関の災害対策組織

(1) 東海地震注意情報発表時

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長（以下「防災関係機関の長」という。）は、東海地震注意情報を入手したときは、地震注意警戒体制をとる。

(2) 東海地震予知情報発表・警戒宣言発令時

東海地震予知情報・警戒宣言が発せられた場合、その所管に係る警戒宣言発令非常時対策を実施するため、あらかじめ定めた災害対策組織を設置する。

(3) 警戒解除宣言発令時

警戒解除宣言が発せられたとき、災害対策組織を廃止する。

3 防災上重要な施設の管理者

(1) 東海地震注意情報発表時

防災上重要な施設の管理者は、東海地震注意情報を入手したときは、地震注意警戒体制をとる。

(2) 東海地震予知情報発表・警戒宣言発令時

東海地震予知情報・警戒宣言が発せられた場合は、人命の安全確保、火災、爆発等の防止措置をとるため、それぞれ応急計画等に基づき、組織的に防災活動を実施する。

4 地域住民の自主防災組織

地域住民の自主防災組織は、警戒宣言が発せられた場合は、組織的に情報の伝達、避難の実施等を行い、防災関係機関、施設等の実施する地震防災応急対策が、迅速かつ的確に実施できるよう協力し、一体的に行動するものとする。

第2節 職員の動員配置

1 基本方針

警戒宣言が発せられてから、大規模地震が発生するまでは比較的短時間と考えられ、この間に事前対策の実施及び応急対策を迅速かつ的確に実施するための体制を確立するため、職員の動員配備を行い、対応体制を強化する。

2 対策 → 市長公室、総務部

動員基準・人員及び配備は次のとおりとする。

動員基準	動員内容	動員人員	配 備
東海地震に関する調査情報（臨時）発表時 準備体制	あらたな注意情報に対応するための準備体制	市長公室、総合政策部、総務部職員 各支所 防災担当	危機管理課 執務室 各支所 防災担当
東海地震注意情報発表時 警戒体制	警戒活動にあたり事態の推移に伴い速やかに本部を設置できる体制	市長公室、総合政策部、総務部職員 消防部職員 各部局係長以上職員 各支所係長以上職員 防災担当者	それぞれの勤務部所へ配備
東海地震予知情報発表・警戒宣言発令時 非常体制	市内に災害の発生が予想され全市に応急体制がとれる体制	全職員	本部員等は本庁舎 他はそれぞれの勤務部所へ配備

- (1) 勤務時間内においては、庁内放送、電話等によりそれぞれの職場で勤務中の職員を配備する。
- (2) 勤務時間外においては、携帯電話による各部（各班）で定める災害対策職員連絡網により配備する。
- (3) 各体制動員職員は、テレビ、ラジオ（コミュニティFM等）の報道に接した場合は直ちに登庁する。

第3項 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対策

市及び防災関係機関等は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒宣言発令時対策を実施する。

さらに、東海地震注意情報が発表され、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、市及び防災関係機関等は、警戒宣言前からの準備行動を実施するものとする。

第1節 防災関係機関協力体制

1 基本方針

防災関係機関等は、密接な連携を保ち、相互に協力して地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施する。

2 対策 → 各防災関係機関

1 相互連携及び応援

- (1) 市及び防災関係機関は、地震防災応急対策を実施するうえで、他機関の応援を求める必要が生じた場合は、応援の要請又は斡旋を依頼し協力を得る。
- (2) 市地域に被害がない場合に、東海地震発生後の被災地域への応援活動実施のための準備もあわせて行う。

2 警戒宣言後の緊急輸送の実施

市は、警戒宣言後の緊急輸送の実施の具体的調整は、地震災害警戒本部、県警察本部、及び市災害対策本部が行うものとし、現地災害対策本部が設置された場合は、現地災害対策本部において行うものとする。

3 警戒宣言前からの準備行動

市は、広域応援部隊の派遣及び受援準備を行うとともに、災害時応援協定等を締結している市町村等や隣接市村等の体制を確認する。

第2節 警戒宣言・東海地震予知情報等の伝達

1 基本方針

地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関等は、正確かつ迅速な地震予知情報等の伝達及び居住者等に対する緊急広報を実施し、情報の収集、伝達に万全を期する。

2 対策 → 市長公室

1 伝達する情報

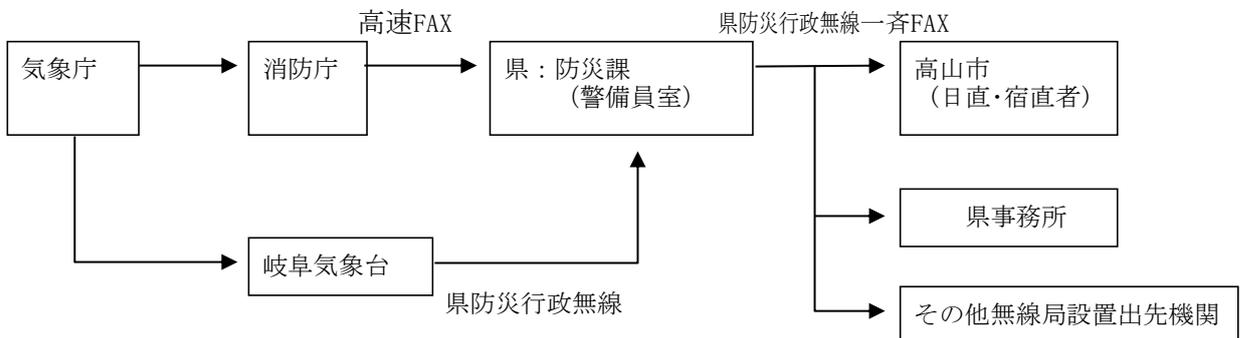
「東海地震予知情報」・「東海地震注意情報」・「東海地震に関連する調査情報（臨時及び定例）」東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定の公表、警戒宣言発令（以下「東海地震予知情報等」という。）

2 伝達主体

- (1) 市は、東海地震予知情報等が発せられた場合、その内容を防災行政無線、広報車、サイレン等、あらゆる手段により住民に伝達する。又、テレビ・ラジオ等を通じて伝達する。
この場合、東海地震予知情報等の意味及び居住者等がとるべき行動を合わせて示す。
- (2) 市、防災関係機関、鉄道や大規模小売店等関係事業者は、東海地震予知情報等の内容を、観光客、買い物客、通勤・通学者、外国人、障がい者等に伝達する。

3 伝達経路

東海地震予知情報等の伝達は次の系統図による。



4 市の組織内の伝達

《勤務時間内》

本庁内 → 庁内放送により伝達する。

出先機関 → 放送を受けた各部連絡員は、有線電話等により各部出先機関に伝達する。

《勤務時間外》

日直・宿直者 → 危機管理課職員 → 各課連絡網

第3節 広報対策

1 基本方針

市、県、関係防災機関等は、東海地震予知情報等が発せられた場合、東海地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う社会的混乱を防止し、民心の安定を図るため、迅速、的確な広報を実施する。

2 対策 → 市長公室、消防部

1 警戒宣言時対策

市、関係防災機関は、居住者等の密接に関連のある事項及び民心の安定を図り、混乱の発生を防止するための事項に重点をおき、居住者等が正確に理解できる平易な表現を用い、反復継続して広報する。

(1) 広報の内容

- (ア) 東海地震予知情報等の意味、今後の推移、予想される県下の地震の震度等
- (イ) 住民は、デマに惑わされず、テレビ、ラジオ等の情報に注意し、正しい情報の収集に努めること
- (ウ) 水、食料の備蓄、家族の連絡方法の確認、不要な火気の始末、家具の転倒防止等の措置を行うこと
- (エ) 自動車による移動を自粛すること
- (オ) 食料品等の買出し等の外出は自粛すること
- (カ) 電話の使用は自粛すること
- (キ) 病院、店舗、旅館等不特定多数の人が出入りする施設の管理者は、施設の安全確保措置を実施すべきこと。
- (ク) 危険物取扱事業所、工事現場等の管理者は、安全確保措置を実施すべきこと。

(2) 広報の手段（市が行う広報）

- (ア) 防災行政無線、ヒッツFM
- (イ) 広報車の巡回等
- (ウ) 市ホームページ、メール配信、SNS等
- (エ) 報道機関への情報提供
- (オ) 自主防災組織等若しくは自衛消防組織等

特に、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者への対応については、必要に応じて、外国語による表示、冊子又は外国語放送などの様々な広報手段を活用して行う。又、聴覚障がい者に対する情報伝達にも配慮する。

(3) 問い合わせ窓口

市は、居住者等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

(4) 報道機関との応援協力関係

市と報道機関は、地震予知が行われた場合の報道について、必要な情報提供を行うものとする。

2 警戒宣言前からの準備的行動

上記の広報対策は、注意情報発表時点から実施することとし、合わせて注意情報の意味や今後の推移、住民・事業所については、不要不急の旅行、出張等を自粛すべきことを広報する。

第4節 事前避難対策

1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、急傾斜地崩壊危険地域、老朽ため池下流の浸水危険地域等の居住者等（以下「災害時危険地域居住者等」という。）の人命の安全を確保するため、市は地域住民の自主防災組織と連携し、警察の協力を得て迅速、的確な避難対策を実施する。

2 対策 → 市長公室、消防部、市民福祉部、教育部

1 警戒宣言前からの準備的行動

事前避難対策は、警戒宣言前からの準備的行動において、最も重要な対策となるため、強化地域か否かに関係なく、確実に実施されることが必要である。

(1) 学校等

各学校等は、必要に応じ、臨時休校措置の検討や、児童・生徒の保護者への引き渡し等安全確保措置を行う。

(2) 避難行動要支援者

各施設管理者は、高齢者、障がい者、病人等避難行動要支援者の必要に応じた事前避難の措置又は準備を行う。

(3) 災害時危険地域居住者等

市は、災害時危険地域居住者等の事前避難の措置又は準備を行う。

第5節 消防・水防対策

1 基本方針

消防機関及び水防管理者は、警戒宣言が発せられた場合、居住者等の生命、身体及び財産を保護するため、災害発生後の火災、水災及び混乱等に備える。

2 対策 → 消防部、建設部

1 消防対策

消防機関は、警戒宣言が発せられた場合、居住者等の生命、身体及び財産を保護し、地震発生後の火災及び混乱の防止等に備えて、次の事項を重点として必要な措置を講じる。

- (1) 地震に関する正確な情報を収集し、必要な機関へ伝達すること
- (2) 火災の防除のための警戒をすること並びに必要な機関へ情報を伝達すること
- (3) 火災発生の防止、初期消火について居住者等へ広報すること
- (4) 自主防災組織等の活動に対して指導すること
- (5) 施設等が実施する地震防災応急対策に対して指導すること

2 水防対策

水防管理者は、警戒宣言が発せられた場合、不測の事態に備えて次の必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 正確な地震に関する情報を収集し、必要な機関へ伝達すること
- (2) 気象情報を収集し、水害予防のための出水予測や警戒をすること並びに必要な機関へ情報を伝達すること
- (3) 地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のための必要な準備体制をとること
- (4) 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充を行うとともに、河川管理者や他の水防管理者と連絡を密にし、不測の事態に備えること

3 警戒宣言前からの準備的行動

消防機関や水防管理者は、注意情報発表の段階から、それぞれの活動に必要な物資、資機材等の点検、補充、配備等を実施する。

第6節 警備対策

1 基本方針

警察は、警戒宣言が発せられた場合、居住者等の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、岐阜県警察大震災警備実施計画に基づき、警備に万全を期する。

又、警備対策を推進するにあたっては、防災関係機関、自主防災組織との間において緊密な連携の確保に努める。

2 対策 → 警察署

1 警戒宣言時対策

県警察は、警戒宣言が発せられた場合、居住者等の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、「岐阜県警察大震災警備実施計画」に基づき、次の事項を重点として警備に万全を期する。

又、警備対策を推進するにあたっては、防災関係機関、自主防災組織との間において緊密な連携の確保に努める。

- (1) 各種情報の収集と早期実態把握
- (2) 避難に伴う混乱等の防止
- (3) 不法事案等の予防及び取締り
- (4) 避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒警備
- (5) 住民等による地域安全活動への指導、連携

2 警戒宣言前の準備的行動

県警察は、市の行う災害時危険地域居住者等の事前避難が混乱なく、的確に行われるよう、市と連携し、避難誘導等に努める。

第7節 交通対策

1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、人命の安全を図り、交通の混乱を防止するため、一般道路の交通規制等を実施する。

2 対策 → 建設部

1 警戒宣言時対策

(1) 道路危険箇所に係る管理上必要な措置

道路管理者は、道路の点検を行い危険箇所を把握し、警戒宣言が発せられた場合は、道路管理上の必要な措置をとるとともに、報道機関に依頼し広報する。

(2) 交通規制

警察は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の避難の円滑と緊急輸送を確保するため、必要に応じて交通規制を実施する。

(3) 運転者のとるべき措置

運転者は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

ア 走行中の車両は、次の要領により行動すること。

a 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて、低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

b 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

イ 避難のために車両は使用しないこと。

2 警戒宣言前の準備的行動

(1) 道路に係る警戒宣言前からの情報提供等

市、県警察、道路管理者は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。

(2) 鉄道に係る運行継続と警戒宣言前からの情報提供等

鉄道事業者は、警戒宣言まで、需要に応えるため極力運行を継続するとともに、警戒宣言前の段階からの、警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨の情報提供等を行う。

第8節 緊急輸送対策

1 基本方針

緊急輸送は必要最小限にとどめるとともに、緊急輸送の対象範囲、緊急輸送車両の確認手続きを定め、緊急輸送道路、緊急輸送手段の確保を図る。

2 対策 → 市長公室、財務部、消防部

1 警戒宣言時対策

(1) 緊急輸送の対象範囲

緊急に輸送を必要とするものは、次によるものとし、各実施機関であらかじめ定めておく。

ア 応急対策実施要員

イ 地震防災応急対策の実施に必要な物資及び資機材

ウ その他、市警戒本部が認める人員、物資等

(2) 緊急輸送車両の確認

緊急輸送しようとするときは、知事又は県公安委員会に緊急輸送車両確認証明書の交付を申し出、標章及び証明書の交付を受ける。

(3) ヘリコプター離着陸場の確保

市は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所を県へ報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図る。

(4) 輸送手段の確保

市は、次により輸送手段を確保する。

ア 地域の実情に即した車両等の調達を行う。

イ 必要な車両の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・斡旋を依頼する。

2 警戒宣言前からの準備的行動

警戒宣言時の緊急輸送対策が円滑に実施されるよう、各関係機関で警戒宣言前から次の措置を実施する。

(1) 県警察は、交通規制の準備を行う

(2) 県警察は、緊急輸送車両の確認の準備を行う

(3) 市は、臨時離着陸場の確保を行う

第9節 物資等の確保対策

1 基本方針

市は、関係機関の協力のもとに警戒宣言時の避難者の救護及び災害発生後の被災者の救助に必要な物資、救助資機材等を確保するため体制の整備を図る。

2 対策 → 市長公室、農政部、商工労働部

市は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、関係指定行政機関等の協力のもとに、警戒宣言時の避難者の救護及び発災後の被災者の救助に必要な物資等の確保するために次のとおり必要な体制の整備を図る。

1 警戒宣言時対策

(1) 物資確保体制の整備

市は、警戒宣言発令時の避難者等の救護のための物資の確保を図るほか、発災に備えて予想される被災者に対する救助物資等の円滑な調達を図るため、主な生産者、卸売業者、大規模小売業者の保有物資についての在庫量を把握し、調達体制を整備するとともにこれらの業者等の団体を通じ、又は直接それらの業者に対し、必要な物資等の保管及び放出準備の要請を行う。

(2) 食料の確保

市は、警戒宣言発令とともに、地震災害の発生に備え、備蓄物資等を確認し、協定を締結している関係団体等と連絡をとり、食料調達体制の確認をするとともに食料の保有数量等の把握並びに応急給食のための要員、資機材及び運搬手段の確保を図る。

(3) 物資の確保等のための要請・指導

市は、警戒宣言が発せられた場合、食料等生活必需品の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うものとする。又、生活必需品の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰が起こった場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のための指導を行うものとする。

2 警戒宣言前からの準備的行動

市は、警戒宣言時の避難者の救護及び災害発生後の被災者の救助に必要な物資等や食料の調達体制を確認する。

第10節 保健衛生対策

1 基本方針

市は、医療関係機関の協力のもとに、警戒宣言が発せられた場合、避難者等のうち病人等の応急救護並びに発災後に備えての医療及び助産、医薬品等の確保、清掃並びに防疫に関する措置を講ずる。

2 対策 → 市民保健部、森林・環境政策部

1 医療・助産

(1) 警戒宣言発令時対策の概要

医療機関は、警戒宣言が発令された場合、次の措置をとる。

ア 警戒宣言発令の周知

医療機関の長は、警戒宣言が発令されたことについて、医師等の職員及び外来、入院患者等に対して周知徹底を図る。

イ 病院（診療所）の防災処置

医療機関の長は、地震防災対策本部を設置するとともに、消火設備、避難設備及び自家発電装置の点検、並びに医療器械、備品、薬品等の転落防止、移動の防止及び諸出火防止対策を実施する。

ウ 入院患者の安全対策

エ 外来診療

外来診療については、救急患者を除き中止する。

オ 発災後への備え

医療機関は、発災後の医療機能を維持するため、医薬品、血液、治療材料等の確保に努めるとともに、水、食料、燃料等の確保も併せて行う。

又医師をはじめとした、職員についてあらかじめ定めた職員連絡網等により連絡を行い、必要な職員の確保を図るものとする。

医薬品等の確保

市は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具の円滑な確保を図るため、市内及び近隣市町村の主な製造業者並びに卸売業者の在庫量を把握し、必要な医薬品等の保管及び放出準備の要請を行う。

2 清掃

市は、災害発生により生じるごみ又はし尿を収集運搬するため、清掃班の編成及び車両の確保について準備する。

3 防疫

市は、災害発生後の防疫活動に必要な防疫用資機材の整備点検及び防疫薬剤の在庫量の把握を行うとともに、防疫活動に必要な車両の確保準備を行う。

4 警戒宣言前からの準備的行動

警戒宣言時の医療救護対策が円滑に実施されるよう、警戒宣言前から次の措置を実施する。

- (1) 市は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具の流通在庫を把握する。
- (2) 市は、救護所の開設準備を行う。
- (3) 市は、医療救護班の編成、派遣準備を行う。
- (4) 市は、病院等の空きベッド数等受け入れ態勢の確認を行う。
- (5) 各病院等は、病院の耐震性に応じた患者の移送の措置又は検討若しくは準備を行う。

第11節 生活関連施設対策

1 基本方針

水道、電気、ガス、通信、報道及び金融に関する事業を営む機関及びその監督指導機関は、警戒宣言が発せられた場合は、地震防災応急対策及び住民の防災行動の円滑な実施を推進し、災害発生に備えて迅速な応急復旧を実施するための体制を整える。

2 対策 → 水道部、関係機関

1 水道

(1) 警戒宣言時の飲料水の供給

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて各所における緊急貯水が必要である。

水道事業者は、発災後の断水に備えて居住者等が行う緊急貯水による水需要の増加に対応するため、浄水設備及び給配水設備を最大限に作動させ、飲料水の供給の継続を確保する。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

ア 配水施設

水道事業者は、配水施設の応急復旧用資機材の備蓄数量を確認するとともに、工事業者に對し出動準備を要請する。

イ 応急給水

a 水道事業者は、発災後の浄水作業不能の事態に備えて、各配水池に非常時の水量が確保できるよう運転管理する。

b 水道事業者は、配水池等から飲料水を運搬、供給するため給水タンク、容器等の給水用資機材及び消毒薬剤、水質検査器具等を整備点検するとともに、給水班の出動体制を整える。

2 電気

(1) 警戒宣言時の電気の供給

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるものであり、供給の継続が不可欠である。中部電力㈱は電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、必要によっては他電力会社からの緊急融通を受け、電力の供給を確保する。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

中部電力㈱は、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、不足すると予想される資材について生産者、工事業者等の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに工事業者に対し出動準備を要請する。

3 ガス

(1) 警戒宣言時のガスの供給

岐阜県エルピーガス協会飛騨支部高山ブロックは、警戒宣言が発せられた場合においても、その供給の継続を確保するものとする。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

岐阜県エルピーガス協会飛騨支部高山ブロックは、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、不足すると予想される資材について生産者、工事業者等の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに工事業者に対し出動準備を要請する。

4 電話

(1) 警戒宣言時の重要な通信の確保

電話については、居住者の相互連絡、学校、市等への問い合わせ等の増大により、通信のそ通が著しく困難となる事態の発生が予想される。

西日本電信電話㈱は、通信のそ通が困難となった場合には、速やかに一般加入者等の使用をその状況に応じて、適宜制限する措置をとるものとし、地震防災応急対策の実施上重要な通信の確保を図るものとする。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

西日本電信電話㈱は、発災により通信が途絶した場合に早急に通信の復旧を図るため、応急復旧に必要な資機材の備蓄数量の確認及び車両の確保を図るものとし、不足すると予想される資機材について、生産者、工事業者等の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに工事業者に対し、出動準備を要請するものとする。

5 報道

(1) 報道関係機関は、東海地震予知情報等の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であり、東海地震予知情報等の正確かつ迅速な報道に努める。

(2) 東海地震予知情報等の発表及び災害発生に備え、事前に関係機関等と密接な連携をとり実態に即応した報道体制の整備を図る。

(3) 報道に際しては民心の安定及び混乱の防止を図るため、東海地震予知情報等と併せて居住者等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼び掛けるとともに、居住者等が防災行動をとるために必要な情報の提供に努める。

6 金融

(1) 金融機関の営業確保

ア 金融機関の営業については、原則として平常どおり行う。

なお、やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払戻し業務については、できるだけ継続する。

イ 強化地域内に所在する金融機関店舗に対する為替の取組及び手形の取立の停止等適切な措置をとる。

(2) 金融機関の防災体制等

ア 金融機関の店頭の顧客及び従業員の安全の確保に十分配慮する。

イ 災害発生による被害の軽減及び発生後の業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関に危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について適切な応急措置をとる。

(3) 顧客への周知徹底

ア 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭にその旨を掲示する。

イ 1のアのなお書き及び同イの措置については、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示する。

7 警戒宣言前からの準備的行動

(1) 市は、配水池等での飲料水確保体制を確認する。

(2) 市は、応急給水の準備を行う。

(3) 各ライフライン関係機関は、応急復旧用の資機材等の確保や工事業者の出動態勢の確保等、応急復旧態勢の準備を行う。

第12節 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置

1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、強化地域に対する交通規制や鉄道の運行停止などにより、市内に帰宅困難者や滞留旅客が発生することが予測されるため、具体的な交通規制の実施や、鉄道の運行停止に備えて市において対策を講じておく必要がある。

2 対策 → 市長公室、関係各部

1 警戒宣言時対策

市は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

観光客及び帰宅困難者の避難施設の提供については、災害時の避難所施設利用に関する協定による。

宿泊休養施設及び運動施設の管理者は、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害発生時に備えるものとする。

2 警戒宣言前からの準備的行動

市、各公共交通機関は、警戒宣言時の運行中止等の措置に関する広報を行う。

市、各公共交通機関は、鉄道折返し駅、観光地等の滞留者対策を確認する。

第13節 公共施設対策

1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、被災防止措置を実施し、災害発生後に備え迅速な応急復旧を実施するため必要な体制の整備を図る。

2 対策 → 建設部、水道部、森林・環境政策部、財務部

1 道路

市は、他の道路管理者と相互に連携し必要に応じて道路の応急復旧のため建設業協会、建設業者に対し、出動準備体制をとるよう要請し、又建設業者、販売業者等の保有する仮設資材の在庫量の把握を行い、調達体制を整える。

2 河川

市は、必要に応じて応急復旧に必要な水防用資機材の備蓄数量の確認及び整備点検並びに水防上注意を要する箇所点検を行うとともに、消防団の待機を要請する。

3 下水道

下水道管理者は、災害発生時に備え、施設の状況を的確に把握するため、次により対策を実施する。

- (1) 災害対応組織の編成
 - ア 職員の召集（自主参集）
 - イ 役割分担の再確認
 - ウ 関係機関との情報交換
- (2) 管渠
 - ア 地震後の調査や緊急措置のための資材の確保
 - イ 調査用機材、応急用器材の点検
- (3) 処理場・ポンプ場
 - ア 点検箇所：機械設備
 - a 火災及び爆発のおそれのある設備（ガスホルダー、燃料貯蔵タンク、焼却炉等）
 - b 劇薬を扱っている設備（塩素消毒設備、水質試験設備等）
 - イ 点検箇所：電気設備
 - a 中央監視設備（電気設備の稼働状況）
 - b 火災のおそれのある設備（受変電設備）
 - c 漏洩による火傷のおそれのある設備（制御電源設備）
 - d 防災設備（防災設備、非常用通信設備）

4 治山施設等

治山施設の管理者は、必要に応じて緊急巡回及び点検を実施し、災害の発生のおそれのあ

る箇所の把握に努め被災防止措置を講ずるものとする。

又、応急復旧に必要な資機材等の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に出動準備体制をとるよう要請するものとする。

5 庁舎等重要公共施設

庁舎等重要公共施設管理者は、庁舎等重要公共施設が災害応急対策の実施上、大きな役割を果たすため、おおむね次の措置を講ずる。

又、応急復旧に必要な資機材の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に対し、出動準備体制をとるよう要請する。

- (1) 自家発電装置、可搬式発動発電機等の整備点検及び燃料の確保
- (2) 無線通信機器等通信手段の整備点検
- (3) 緊急輸送車両その他車両の整備点検
- (4) 電算機、複写機、空調設備等の被災防止措置
- (5) その他重要資機材の整備点検又は被災防止措置
- (6) 飲料水の緊急貯水
- (7) エレベーターの運転中止措置
- (8) 出火防止措置及び初期消火準備措置
- (9) 消防設備の点検

6 工事中の建築物その他工作物又は施設

- (1) 工事中の建築物等管理者は、工事中の建築物その他工作物又は施設について、必要に応じて工事の中断等の措置を講じる。
- (2) 特別の必要により、補強、落下防止等を実施するにあたっては、作業員の安全に配慮する。
- (3) 倒壊等により、近隣の住民等に影響が出るおそれがある場合には、その居住者等に対して注意を促すとともに市に通報する。

7 警戒宣言前からの準備的行動

各公共施設管理者は、応急復旧のための資機材等の備蓄数量の点検、補充を行い、必要に応じて調達態勢を整えるとともに、工事業者の出動態勢を確認する。

第4項 大規模な地震に係る防災訓練計画

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災強化計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。
- 3 1の防災訓練は、警戒宣言前の準備体制から警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び地震に対する災害応急対策を含むものとする。
- 4 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 余震に関する情報等伝達訓練
 - (4) 車両による避難訓練

第5項 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育

地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。その内容は次の事項を含むものとする。

- (1) 東海地震の予知に関する知識、東海地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震に関する知識
- (3) 東海地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位等で行うものとし、その内容は、次の事項を含むものとする。

なお、その教育手法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 東海地震の予知に関する知識、東海地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震に関する知識
- (3) 東海地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報の入手方法
- (5) 防災関係機関が講じる地震防災応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (7) 避難生活に関する知識
- (8) 平素から住民が実施できる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (9) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 児童、生徒に対する教育

4 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるための必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第6章 南海トラフ地震に関する対策

第1項 総 則

第1節 南海トラフ地震に関する対策の目的

本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定に基づく、南海トラフ地震防災対策推進地域の周辺地域として、南海トラフ地震に対して必要な事項を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務

又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第3節に準ずる。

第2項 災害対策本部等の設置等

第1節 災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震(以下、この章において「地震」という。)が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに高山市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部(以下、この章において「災害対策本部等」という。)を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2節 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、高山市災害対策本部条例及び高山市災害対策本部条例施行規則に定めるところによる。

第3節 災害応急対策要員の参集

- 1 市長は、通常の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定めるものとする。
- 2 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第3項 地震発生時の応急対策等等

第1節 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達における役割は、第3章第1項第3節に準ずる。

2 施設の緊急点検・巡視

施設の緊急点検・巡視については、第3章第2項第8節に準ずる。

3 二次災害の防止

地震による危険物施設等における二次被害防止のため、第3章第2項第1及び2に準じ、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

又、土砂災害の予防や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとるものとする。

4 救助・救急・医療活動

救出及び救急については、第3章第2項第2節3に準ずる。

医療救護については、第3章第2項第6節に準ずる。

5 物資調達

物資調達及び供給については、第3章第3項第3節に準ずる。

又、市は発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

6 緊急輸送活動

緊急輸送活動については、第3章第2項第5節に準ずる。

7 保健衛生

保健衛生対策については、第3章第3項第7節に準ずる。

第2節 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な第2章第3項第3節及び第3章第3項第3節に定める物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

- (2) 市は、県に対して居住者、滞在者その他の者及び公私の団体(以下「居住者」という。)に対し、応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、高山市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、高山市災害対策本部条例及び高山市災害対策本部条例施行規則に定めるところによる。

第3節 他機関に対する応援要請

- 1 他機関に対する応援協定については、第3章第1項第2節に準ずる。
- 2 市は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

第4項 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

施設等の整備はおおむね五箇年目を目途として行うものとし、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相当の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

- 1 建築物、構造物等の耐震化
- 2 避難地の整備
- 3 避難路の整備
- 4 消防用施設の整備等
- 5 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- 6 通信施設の整備
 - (1) 市防災行政無線
 - (2) その他の防災機関等の無線

第5項 防災訓練計画

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。
- 3 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 4 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、具体的かつ実践的な訓練を行う。

第6項 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各部、各課、各支所、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- (2) 地震等に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

2 住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- (2) 地震等に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合における出火予防、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域におけるがけ地崩壊危険地域等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活の運営に関する知識
- (9) 平素から住民が実施できる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出荷防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
- (10) 住民の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 児童、生徒等に対する教育

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

5 自動車運転者に対する教育

6 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。